

【加工事業変更許可内容の保安規定への反映項目確認】

●第一条（定義）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																														
1-1	2	<p>安全設計の目的は、公衆及び従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することにより、<u>線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。</u></p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(定義) 第4条の2 ①原子力安全 <u>適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。</u></p> <p>(線量限度) 第50条 <u>放射線業務従事者の線量限度は、別表第5に定める値とする。</u></p> <p>別表第5 放射線業務従事者の線量限度 (第50条, 87条の3関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>男子</th> <th>女子</th> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>妊娠中女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100mSv/5年^(注1) 50mSv/1年^(注2)</td> <td>100mSv/5年^(注1) 50mSv/1年^(注2) 5mSv/3月^(注3) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで^(注4)</td> <td>100mSv/5年^(注1) 50mSv/1年^(注2)</td> <td>500mSv/年</td> <td>2mSv/出産まで^(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、加工規則第7条の3第2項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。</p> <p>ただし、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）」第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げるいずれかの事象に該当する場合には、実効線量について250mSvとする。</p> <p>この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 (注2) 4月1日を始期とする1年間 (注3) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者を除く）について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間 (注4) 本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ってから出産するまでの期間</p> <p>(被ばくの低減措置) 第52条 各課長は、<u>線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</u></p> <p>(線量当量等の測定) 第54条 <u>安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</u></p> <p>別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空気中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>・表面密度</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度*1</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	実効線量限度		等価線量限度			男子	女子	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2)	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2) 5mSv/3月 ^(注3) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで ^(注4)	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2)	500mSv/年	2mSv/出産まで ^(注4)	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	・空気中の放射性物質の濃度	・表面密度	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1	1回/年	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>関連下部標準等</p> <p>(SQAM「保安品質保証計画書」) 3. 定義 ①原子力安全 <u>適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。</u></p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.2.2 線量限度 <u>放射線業務従事者の線量限度は、「保安規定」の別表第5に定める値とする。</u> 6.2.4 被ばくの低減措置 (1) 各課長は、<u>線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</u> 6.3.1 線量当量等の測定 (1) <u>安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</u></p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 5.2 放射線測定及び管理 (1) 管理区域 <u>作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。</u> <u>安全管理課が実施する管理区域に係る測定内容を第7表に、測定結果に基づく措置を以下に示す。</u> (3) 周辺監視区域 <u>周辺監視区域における放射線管理は、当該区域境界における放射線レベルの測定によって日常の変動をとらえ、一般公衆の被ばくが限度以下に保たれていることを確認するものである。</u> 5.4 線量当量等の測定方法 <u>加工施設保安規定に定める安全管理課長が行う線量当量等の測定方法を第9表に示す。</u></p> <p>第7表 管理区域に係る測定内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定内容</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部放射線による線量当量率</td> <td>毎週1回※1</td> <td>サーベイメータ法</td> </tr> <tr> <td>外部放射線の1週間の線量当量</td> <td>1週間連続</td> <td>TLD法</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度</td> <td>毎日※2</td> <td>エアスニッファ法</td> </tr> <tr> <td>床等の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>スマータ法</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 会社休日、一斉休業により出勤日がない週は測定を省くことができる。 ※2 会社休日、一斉休業等により操業の無い場合には、最大1週間までの連続測定を認める。</p>	測定内容	測定頻度	測定方法	外部放射線による線量当量率	毎週1回※1	サーベイメータ法	外部放射線の1週間の線量当量	1週間連続	TLD法	空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度	毎日※2	エアスニッファ法	床等の表面の放射性物質の密度	毎週1回	スマータ法
実効線量限度		等価線量限度																																																
男子	女子	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面																																														
100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2)	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2) 5mSv/3月 ^(注3) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで ^(注4)	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2)	500mSv/年	2mSv/出産まで ^(注4)																																														
測定場所	測定項目	測定頻度																																																
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																																																
	・空気中の放射性物質の濃度																																																	
	・表面密度																																																	
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																																																
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																																	
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1	1回/年																																																
測定内容	測定頻度	測定方法																																																
外部放射線による線量当量率	毎週1回※1	サーベイメータ法																																																
外部放射線の1週間の線量当量	1週間連続	TLD法																																																
空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度	毎日※2	エアスニッファ法																																																
床等の表面の放射性物質の密度	毎週1回	スマータ法																																																

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項																																																																					
			<p style="text-align: center;">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p style="text-align: center;">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>																																																																				
			<p style="text-align: center;">別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">測定項目</th> <th style="width: 30%;">測定方法</th> <th style="width: 50%;">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	<p style="text-align: center;">第8表 線量当量の測定方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">測定項目</th> <th style="width: 30%;">測定方法</th> <th style="width: 50%;">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>9.2 作業上の遵守事項 5) 被ばくの低減等 作業責任者は、各作業員の被ばくができる限り少なくなるよう、また、安全に作業が行えるよう配慮すること。</p>	測定項目	測定方法	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定
測定項目	測定方法	測定方法																																																																						
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																																																						
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																																																						
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																																						
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																						
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																						
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定																																																																						
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																																																						
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																						
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																						
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																																																						
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																																																						
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																																																						
測定項目	測定方法	測定方法																																																																						
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																																																						
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																																																						
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																																						
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																						
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																						
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定																																																																						
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																																																						
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																						
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																						
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																																																						
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																																																						
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																																																						

●第二条（核燃料物質の臨界防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																								
2-1	3 添7-2	<p>形状寸法について適切な核的制限値を設けて管理する。それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせて管理する。</p> <p>核的制限値として形状寸法、質量、減速度又はそれらの組み合わせにより管理する。</p>	<p>（臨界安全管理） 第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>記載例</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係） 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運搬車及び電動リフトを除く）（濃縮度5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="638 640 1626 903"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">化学工</td> <td rowspan="3"></td> <td>乾燥設備</td> <td>乾燥機</td> <td>2基</td> <td>ADUケーキ ADU粉末</td> <td>ADUの厚み 12.3cm 以下</td> </tr> <tr> <td>焙焼還元設備</td> <td>リサイクル粉投入ボックス</td> <td>2基</td> <td>ADU粉末 UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>質量 17.5kg-U以下</td> </tr> <tr> <td>UO₂バックアップフィルタ</td> <td></td> <td>2基</td> <td>UO₂粉末</td> <td>質量 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5（含水率1.6%）以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（核的制限値は、設工認申請書で設定しています。 保安規定では、設工認申請書で設定した核的制限値のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なもののソフト管理について規定しています。）</p>	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値	化学工		乾燥設備	乾燥機	2基	ADUケーキ ADU粉末	ADUの厚み 12.3cm 以下	焙焼還元設備	リサイクル粉投入ボックス	2基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下	UO ₂ バックアップフィルタ		2基	UO ₂ 粉末	質量 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5（含水率1.6%）以下	<p>（STD-SC0102「臨界安全管理要領」） 4. 臨界安全設計 4.1 基本的な考え方 (3) ウランを収納する設備機器のうち、その形状寸法または容積を制限し得るものについては、その形状寸法または容積について核的制限値を設定する。 (4) 上記(3)を適用することが困難な場合には、取扱うウラン自体の質量、形状寸法、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた核的制限値を設定する。この場合、誤操作等を考慮しても工程中のウランが核的制限値を超えないよう、十分に対策を講じる。</p>
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値																						
化学工		乾燥設備	乾燥機	2基	ADUケーキ ADU粉末	ADUの厚み 12.3cm 以下																						
		焙焼還元設備	リサイクル粉投入ボックス	2基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下																						
		UO ₂ バックアップフィルタ		2基	UO ₂ 粉末	質量 1.500kg-U以下 減速度 H/U=0.5（含水率1.6%）以下																						
2-2	4	<p>固体状のウランを取扱う設備・機器は、必要に応じて形状寸法と減速度を組み合わせて核的制限値を設定し、十分加熱することにより含水率を所定の値よりも低下させたウラン粉末等を使用する設計とする。</p>	<p>（保安上特に管理を必要とする設備） 第33条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (1) 核的制限値を有するものうち運転制限値を有する設備 2. 第1項で定めた設備は、別表第1-3に示したものとする。</p> <p>記載例</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33、34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="623 1291 1602 1816"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ロータリーキルン</td> <td>2基</td> <td>・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・<u>仮焼炉</u></td> <td>1基</td> <td>・ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・スクラップ仮焼炉(仮焼部)</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・<u>研削屑乾燥機</u></td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・<u>研削屑乾燥機</u></td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	・ロータリーキルン	2基	・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする		・ <u>仮焼炉</u>	1基	・ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する		・スクラップ仮焼炉(仮焼部)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する		・ <u>研削屑乾燥機</u>	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる		・ <u>研削屑乾燥機</u>	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる		<p>（STD-SC0102「臨界安全管理要領」） 5. 臨界安全管理上の一般的な注意事項 (4) 減速度制限をしている機器・容器には、減速度制限値を超えて水分および溶剤等を混入してはならない。UF₆シリンダは、シリンダ材料証明書により、H/U=0.088以下（HF含有率にすると0.5%以下）であることを確認し、粉末の核燃料物質は、含水率が減速度制限値（H/U=0.5（含水率1.6%）以下）の酸化ウラン（UO₂、U₃O₈）であることを確認する。また、その他の減速度制限している機器・容器に収納するウランは、含水率が減速度制限値（H/U=0.5（含水率1.6%）以下）に比十分小さく、且つ、吸湿性のない酸化ウラン（UO₂、U₃O₈）であることを担保できるロータリーキルン、スクラップ仮焼炉(仮焼部)、仮焼炉、研削屑乾燥機により適切な加熱処理^{注4)}をされたものでなければならない。</p> <p>注4) ・ロータリーキルン:ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする。 ・仮焼炉:ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する。 ・スクラップ仮焼炉(仮焼部):ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する。 ・研削屑乾燥機(工場棟):ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる。 ・研削屑乾燥機(加工棟):ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる。</p>
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																									
・ロータリーキルン	2基	・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする																										
・ <u>仮焼炉</u>	1基	・ウランを600℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する																										
・スクラップ仮焼炉(仮焼部)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する																										
・ <u>研削屑乾燥機</u>	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる																										
・ <u>研削屑乾燥機</u>	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																										
2-3	4	容器からウランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第35条 (1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。</p> <p>記載例</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値(濃縮度5%以下)(第35条関係) 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値(台車、構内運搬車及び電動リフトを除く)(濃縮度5%以下)</p> <table border="1" data-bbox="617 611 1576 764"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>焙焼還元設備</td> <td>リサイクル粉投入ボックス</td> <td>2基</td> <td>ADU粉末 UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>質量 17.5kg-U以下</td> </tr> </tbody> </table>	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値			焙焼還元設備	リサイクル粉投入ボックス	2基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6.1 加工施設の操作管理 (4) ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、所定の容器に収納されている等で、容器に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、既に確定している質量もしくは容器の最大質量でこれらの員数により質量制限値以下であることを管理する。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に担当操作員が質量制限値以下であることを確認と記録を行うこと。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録を確認すること。</p> <p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」) 4. 臨界安全設計 4.1 基本的な考え方 (3) ウランを収納する設備機器のうち、その形状寸法または容積を制限し得るものについては、その形状寸法または容積について核的制限値を設定する。 (4) 上記(3)を適用することが困難な場合には、取扱うウラン自体の質量、形状寸法、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた核的制限値を設定する。</p>												
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値																								
		焙焼還元設備	リサイクル粉投入ボックス	2基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下																								
2-4	4	最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	<p>(臨界安全管理) 第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>記載例</p> <p>別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値(濃縮度5%以下)(第35条関係) 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値(台車、構内運搬車及び電動リフトを除く)(濃縮度5%以下)</p> <table border="1" data-bbox="617 1087 1644 1205"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>場</td> <td></td> <td>粗成型用プレス</td> <td>2基</td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下</td> </tr> </tbody> </table>	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値		場		粗成型用プレス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6.1 加工施設の操作管理 (4) ・核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。</p>												
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値																								
	場		粗成型用プレス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下																								
2-5	5	供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。	<p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点をまとめて巡視を行う。</p> <p>別表第1-2 巡視を行う設備等 (第30条及び第60条の8関係)</p> <table border="1" data-bbox="804 1388 1466 1745"> <thead> <tr> <th>巡視を行う設備等</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 化学処理施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(2) 成形施設</td><td>成形課長</td></tr> <tr><td>(3) 被覆施設</td><td>組立課長</td></tr> <tr><td>(4) 組立施設</td><td>組立課長</td></tr> <tr><td>(5) 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(6) 放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(7) 非常用電源設備</td><td>設備技術課長</td></tr> <tr><td>(8) 非常用設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(9) 放射線管理施設</td><td>安全管理課長</td></tr> <tr><td>(10) 核燃料物質の検査設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(11) 核燃料物質の計量設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(12) 新燃料輸送容器</td><td>組立課長</td></tr> </tbody> </table> <p>(保全の実施) 第60条の8 3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を定期的に行う。</p>	巡視を行う設備等	巡視責任者	(1) 化学処理施設	関係課長	(2) 成形施設	成形課長	(3) 被覆施設	組立課長	(4) 組立施設	組立課長	(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長	(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長	(7) 非常用電源設備	設備技術課長	(8) 非常用設備	関係課長	(9) 放射線管理施設	安全管理課長	(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長	(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長	(12) 新燃料輸送容器	組立課長	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6.2 加工施設の設備管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備(「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む)確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>
巡視を行う設備等	巡視責任者																													
(1) 化学処理施設	関係課長																													
(2) 成形施設	成形課長																													
(3) 被覆施設	組立課長																													
(4) 組立施設	組立課長																													
(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長																													
(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長																													
(7) 非常用電源設備	設備技術課長																													
(8) 非常用設備	関係課長																													
(9) 放射線管理施設	安全管理課長																													
(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長																													
(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長																													
(12) 新燃料輸送容器	組立課長																													

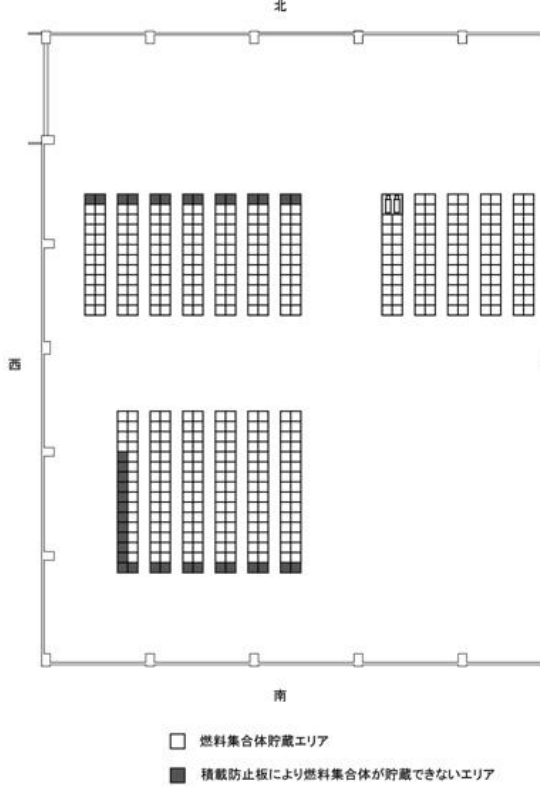
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																			
2-6	5	<p>取り扱うウランの形状寸法について核的制限値を設定する設備・機器は、十分な裕度を持った運転条件で管理し、インターロック機構により、確実に形状寸法を担保できる設計とする。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>第33条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (1) 核的制限値を有するものうち運転制限値を有する設備 2. 第1項で定めた設備は、別表第1-3に示したものとする。</p> <p>記載例</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)</p> <table border="1" data-bbox="608 499 1656 609"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・乾燥機</td> <td>2基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	・乾燥機	2基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>記載例</p> <p>別表1 定期事業者検査対象であるインターロック(Sインターロック)設定値一覧表 Rev.38</p> <p>1. 異常を検知して事故を未然に防ぐために作動するもの</p> <table border="1" data-bbox="1736 483 2775 745"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>設備運転の制限</th> <th>インターロック設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">③乾燥機の核的制限値維持のインターロック</td> <td>乾燥機</td> <td>乾燥機</td> <td>厚み制限値 12.3 cm</td> </tr> <tr> <td>沈殿ろ過設備</td> <td>沈殿ろ過設備</td> <td>厚み 11cm</td> </tr> </tbody> </table>		設備	設備運転の制限	インターロック設定値	③乾燥機の核的制限値維持のインターロック	乾燥機	乾燥機	厚み制限値 12.3 cm	沈殿ろ過設備	沈殿ろ過設備	厚み 11cm
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																				
・乾燥機	2基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																					
	設備	設備運転の制限	インターロック設定値																				
③乾燥機の核的制限値維持のインターロック	乾燥機	乾燥機	厚み制限値 12.3 cm																				
	沈殿ろ過設備	沈殿ろ過設備	厚み 11cm																				
2-7	5	<p>ウランの質量による核的制限値の管理については、二重装荷を想定しても未臨界となる質量とし、信頼性の高いインターロック、運転員と監視システムによる確認又は複数の運転員による確認措置を講じる。溶液系でバッチ処理を行う場合は、次工程の質量の核的制限値以下であることが確認されなければ、インターロック機構等により次工程に移動することができない設計とする。</p> <p>質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動するウランについて移動先の単ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。なお、溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員二人により投入量を確認し、インターロック機構により質量の核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。</p>	<p>(臨界安全管理) 第35条 (1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6.1 加工施設の操作管理 (4) ・核的制限値として質量制限値が設けられている工程で、容器に含有されている核燃料物質の質量が明確でなく質量を確定する作業及び注) 複雑なバッチ区切り管理を要する作業については、事前に核燃料物質の秤量及びバッチ区切り管理を行い、「保安規定」別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程等へ装荷すること。なお、作業に際しては、設備等へ装荷する前に当該業務の別の操作員が秤量及びバッチ区切り管理に立会い、質量制限値以下であることを確認する。また、設備等への装荷後に担当操作員が記録した操作員名、挿入量等の記録及び当該業務の別の操作員が立ち会って確認を行った結果を確認する。なお、作業前の確認と作業後の確認は、同一の操作員が実施しても良いこととする。</p> <p>注) 複雑なバッチ区切り管理 複数の機器でひとつの質量制限値を有する工程において、当該工程に複数のバッチが入らないように、バッチ管理している作業。 ウラン回収工程の溶解、沈殿作業がこれにあたる。</p> <p>記載例</p> <p>別表1 定期事業者検査対象であるインターロック(Sインターロック)設定値一覧表 Rev.38</p> <p>1. 異常を検知して事故を未然に防ぐために作動するもの</p> <table border="1" data-bbox="1736 1333 2804 1501"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>設備運転の制限</th> <th>インターロック設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①質量管理のインターロック</td> <td>ウラン回収設備</td> <td>粉末フィーダ</td> <td>濃縮度 5.0%以下 17.5kgU (20.6kgU₃O₈) 濃縮度 4.2%以下 23.6kgU(27.8kgU₃O₈) 注) 濃縮度 5%以下のみ適用</td> </tr> </tbody> </table>		設備	設備運転の制限	インターロック設定値	①質量管理のインターロック	ウラン回収設備	粉末フィーダ	濃縮度 5.0%以下 17.5kgU (20.6kgU ₃ O ₈) 濃縮度 4.2%以下 23.6kgU(27.8kgU ₃ O ₈) 注) 濃縮度 5%以下のみ適用											
	設備	設備運転の制限	インターロック設定値																				
①質量管理のインターロック	ウラン回収設備	粉末フィーダ	濃縮度 5.0%以下 17.5kgU (20.6kgU ₃ O ₈) 濃縮度 4.2%以下 23.6kgU(27.8kgU ₃ O ₈) 注) 濃縮度 5%以下のみ適用																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																				
2-8	5	減速度について核的制限値を設定したウランを事業所内に受け入れる場合、受入前に材料証明書(ミルシート)により減速度を確認する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>第33条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (1) 核的制限値を有するものうち運転制限値を有する設備 2. 第1項で定めた設備は、別表第1-3に示したものとする。</p> <p>記載例</p> <p>別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33、34条関係)</p> <table border="1" data-bbox="602 514 1641 850"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(31) 原料貯蔵設備(原料貯蔵所) ・粉末輸送容器貯蔵枠</td> <td>1式</td> <td>・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載制限を核的制限値以下にする</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・シリンダ貯蔵ビット</td> <td>1式</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・シリンダ転倒装置</td> <td>1基</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)</td> <td>1基</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(31) 原料貯蔵設備(原料貯蔵所) ・粉末輸送容器貯蔵枠	1式	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載制限を核的制限値以下にする	成形課長	・シリンダ貯蔵ビット	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		・天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」) 5. 臨界安全管理上の一般的注意事項 (4) 減速度制限をしている機器・容器には、減速度制限値を超えて水分および溶剤等を混入してはならない。 UF₆シリンダは、シリンダ材料証明書により、H/U=0.088以下(HF含有率にすると0.5%以下)であることを確認し、粉末の核燃料物質は、含水率が減速度制限値(H/U=0.5(含水率1.6%)以下)の酸化ウラン(UO₂, U₃O₈)であることを確認する。</p>
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																					
(31) 原料貯蔵設備(原料貯蔵所) ・粉末輸送容器貯蔵枠	1式	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載制限を核的制限値以下にする	成形課長																					
・シリンダ貯蔵ビット	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																						
・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																						
・天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																						
添	7-48	・減速度について核的制限値を設定したウランを事業所内に受け入れる場合、信頼性の高い製品を製造する濃縮施設又は加工施設から受け入れ、受入時に材料証明書によりウランの減速度を確認する																						
添	7-49	・信頼性の高い濃縮施設で製造された製品について受入前に材料証明書(ミルシート)で減速度を確認																						
2-9	7	固定することが困難な設備・機器の場合は、その周囲に単一ユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか、移動範囲を制限し、管理する設計とする。	<p>(臨界安全管理) 第35条 (3) 別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>記載例 別表第2</p> <p>2. 台車、構内運搬車に係る制限(濃縮度5%以下)</p> <table border="1" data-bbox="617 1243 1608 1417"> <thead> <tr> <th>建屋</th> <th>台車名</th> <th>台数</th> <th>積載物</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>台車間近接防止措置</th> <th>台車使用エリア</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>金属容器(溶液・スラリ)用台車</td> <td>1台</td> <td>金属容器(溶液・スラリ)</td> <td>UO₂F₂溶液 UO₂(NO₃)₂溶液 ADUスラリ</td> <td>不要</td> <td>第3図(1)</td> <td>積載数 1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>台車のユニットと設備・機器(ウラン収納部位)との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。</p> <p>(注1) ウランを移動する場合は、スペーサーを張り出すこと。</p>	建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値		金属容器(溶液・スラリ)用台車	1台	金属容器(溶液・スラリ)	UO ₂ F ₂ 溶液 UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 ADUスラリ	不要	第3図(1)	積載数 1以下	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6.1 加工施設の操作管理 (4) ・「保安規定」別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p>				
建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値																	
	金属容器(溶液・スラリ)用台車	1台	金属容器(溶液・スラリ)	UO ₂ F ₂ 溶液 UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 ADUスラリ	不要	第3図(1)	積載数 1以下																	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																														
2-10	181	分光分析室の不純物分析設備及び同位体分析設備並びに分析室の不純物分析設備及び物性測定設備については、エリアを定めて、当該エリア内のウランの質量を 14.8kgU 以下とする。	<p>(臨界安全管理) 第 35 条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた別表第 2 に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>別表第 2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度 5%以下）（第35条関係） 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運搬車及び電動リフトを除く）（濃縮度 5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="617 552 1650 1079"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">加工設備の附属施設</td> <td rowspan="4">除染室・分析室及び工場棟分光分析室</td> <td rowspan="4">分析設備</td> <td>同位体分析設備</td> <td>1 式</td> <td>UO₂粉末、U₃O₈粉末等（分析サンプル）</td> <td rowspan="4">質量 14.8kg-U以下（注5）</td> </tr> <tr> <td>不純物分析設備</td> <td>1 式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物性測定設備</td> <td>1 式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）</td> <td>1 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>秤量設備</td> <td>保安秤量器（分析 1）（分析 2）</td> <td>2 台</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注5） 除染室・分析室・分析室及び工場棟分光分析室の取扱い質量の合計は14.8kg-U以下とする。</p>	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値	加工設備の附属施設	除染室・分析室及び工場棟分光分析室	分析設備	同位体分析設備	1 式	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等（分析サンプル）	質量 14.8kg-U以下（注5）	不純物分析設備	1 式		物性測定設備	1 式		試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	1 基				秤量設備	保安秤量器（分析 1）（分析 2）	2 台			<p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」) 表-6 各施設の設備機器の核的制限値 (7) その他の施設（濃縮度 5%以下、工場棟、除染室・分析室）</p> <p>除染室・分析室 分析室及び工場棟分光分析室の取扱い質量の合計は 14.8kg-U 以下とする。</p> <p>（保安規定にあわせ表-6 を修正する。）</p>
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値																												
加工設備の附属施設	除染室・分析室及び工場棟分光分析室	分析設備	同位体分析設備	1 式	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等（分析サンプル）	質量 14.8kg-U以下（注5）																												
			不純物分析設備	1 式																														
			物性測定設備	1 式																														
			試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	1 基																														
		秤量設備	保安秤量器（分析 1）（分析 2）	2 台																														
2-11	添 5-13~17	単一ユニットの核的制限値に加え、容器の収納量、ウランの減速度等の制約が必要な場合、複数ユニットの核的制限値として管理する。	<p>(臨界安全管理) 第 35 条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた別表第 2 に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>記載例</p> <p>別表第 2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度 5%以下）（第35条関係） 1. 加工設備、貯蔵設備等に係る核的制限値（台車、構内運搬車及び電動リフトを除く）（濃縮度 5%以下）</p> <table border="1" data-bbox="602 1486 1650 1640"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>建屋</th> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>員数</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中間仕掛品一時貯蔵棚</td> <td>2 基</td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下</td> </tr> </tbody> </table>	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値				中間仕掛品一時貯蔵棚	2 基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下	<p>(STD-SC0102「臨界安全管理要領」) 表-6 各施設の設備機器の核的制限値 (保安規定にあわせ表-6 を修正する。)</p>																
施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値																												
			中間仕掛品一時貯蔵棚	2 基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下																												

●第三条（遮蔽等）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																													
3-1	10	<p>遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生濃縮ウランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間を管理し、保管廃棄する放射性廃棄物の外表面線量率を管理する措置を講じる等設計とする。</p> <p>保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物を保管するものとし、最外周の表面線量率を2μSv/時とする。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（核燃料物質の貯蔵） 第72条 （2）別表第13-1に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表第13-2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。 （4）貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。 イ）工場棟 燃料集集体組立室・燃料集集体貯蔵室（第4図（1）） ロ）原料貯蔵所（第4図（2）） ハ）容器管理棟 保管室（第4図（3）） 2. 各課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。 3. 各課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。 （1）工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備（第4図（4）） （2）工場棟 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚（第4図（5）） （3）工場棟 燃料集集体貯蔵室 燃料集集体貯蔵架台（第4図（6）） （4）第2核燃料倉庫（第4図（7）） （5）第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)（第4図（8）） （6）第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)（第4図（9））</p> <p>記載例 別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵能力（第72条関係）</p> <table border="1" data-bbox="756 877 1656 1367"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">工場棟</td> <td>原料倉庫</td> <td rowspan="9">濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>六ふっ化ウラン</td> <td>82ton-U</td> </tr> <tr> <td>転換加工室</td> <td rowspan="2">ウラン粉末</td> <td>43ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> <td>7ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> <td rowspan="2">ウランペレット</td> <td>7ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット貯蔵室</td> <td>40ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料棒補修室</td> <td rowspan="2">燃料棒</td> <td>1ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料棒検査室</td> <td>46ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料集集体組立室</td> <td rowspan="2">燃料集集体</td> <td>59ton-U</td> </tr> <tr> <td>燃料集集体貯蔵室</td> <td>180ton-U(注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載例 別表第13-2 ビルドアップ期間及び貯蔵期間（第72条関係）</p> <table border="1" data-bbox="756 1430 1656 1919"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">濃縮、天然、劣化ウラン（再生濃縮ウランを除く）</th> <th colspan="2">再生濃縮ウラン</th> </tr> <tr> <th>ビルドアップ期間</th> <th>貯蔵期間</th> <th>ビルドアップ期間</th> <th>貯蔵期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">工場棟</td> <td>原料倉庫</td> <td>六ふっ化ウラン</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>-(注4)</td> <td>-(注4)</td> </tr> <tr> <td>転換加工室</td> <td rowspan="2">ウラン粉末</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td rowspan="2">常時</td> <td rowspan="2">2年以下</td> <td rowspan="2">1ヶ月/年以下</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> <td rowspan="2">ウランペレット</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td rowspan="2">常時</td> <td rowspan="2">2年以下</td> <td rowspan="2">1ヶ月/年以下</td> </tr> <tr> <td>ペレット貯蔵室</td> </tr> <tr> <td>燃料棒補修室</td> <td rowspan="2">燃料棒</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td rowspan="2">常時</td> <td rowspan="2">2年以下</td> <td rowspan="2">1ヶ月/年以下</td> </tr> <tr> <td>燃料棒検査室</td> </tr> <tr> <td>燃料集集体組立室</td> <td rowspan="2">燃料集集体</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td rowspan="2">常時</td> <td>-(注4)</td> <td>-(注4)</td> </tr> <tr> <td>燃料集集体貯蔵室</td> <td>2年以下</td> <td>2ヶ月/年以下</td> </tr> </tbody> </table>	施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		工場棟	原料倉庫	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	六ふっ化ウラン	82ton-U	転換加工室	ウラン粉末	43ton-U(注1)	ペレット加工室	7ton-U(注1)	ペレット加工室	ウランペレット	7ton-U(注1)	ペレット貯蔵室	40ton-U(注1)	燃料棒補修室	燃料棒	1ton-U(注1)	燃料棒検査室	46ton-U(注1)	燃料集集体組立室	燃料集集体	59ton-U	燃料集集体貯蔵室	180ton-U(注1)	施設	形態	濃縮、天然、劣化ウラン（再生濃縮ウランを除く）		再生濃縮ウラン		ビルドアップ期間	貯蔵期間	ビルドアップ期間	貯蔵期間	工場棟	原料倉庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	転換加工室	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	ペレット加工室	ペレット加工室	ウランペレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	ペレット貯蔵室	燃料棒補修室	燃料棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	燃料棒検査室	燃料集集体組立室	燃料集集体	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	燃料集集体貯蔵室	2年以下	2ヶ月/年以下	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」） 6. 3核燃料物質の貯蔵 （1）担当課長は、以下の事項を含んだ要領書を作成する。 ②「保安規定」別表第13-1の内数である本標準書別表1に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。 （3）担当課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように計画する。 （4）担当課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p> <p>（STD-SC0101「放射線安全作業要領」） 付録2 回収ウラン加工時の取扱と注意事項</p> <p>（SQAS-10「放射性廃棄物管理標準」） 5. 1放射性固体廃棄物の管理 （2） ⑧ 放射性固体廃棄物の保管量を17,050本（200Lドラム缶相当）以下に制限する。（表2参照） ⑨ 廃棄物を保管廃棄するに当たっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</p> <p>（保安規定にあわせ表2「廃棄物貯蔵設備の最大保管廃棄能力」を追加する。）</p>
施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力																																																																														
工場棟	原料倉庫	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	六ふっ化ウラン	82ton-U																																																																													
	転換加工室		ウラン粉末	43ton-U(注1)																																																																													
	ペレット加工室			7ton-U(注1)																																																																													
	ペレット加工室		ウランペレット	7ton-U(注1)																																																																													
	ペレット貯蔵室			40ton-U(注1)																																																																													
	燃料棒補修室		燃料棒	1ton-U(注1)																																																																													
	燃料棒検査室			46ton-U(注1)																																																																													
	燃料集集体組立室		燃料集集体	59ton-U																																																																													
	燃料集集体貯蔵室			180ton-U(注1)																																																																													
施設	形態	濃縮、天然、劣化ウラン（再生濃縮ウランを除く）		再生濃縮ウラン																																																																													
		ビルドアップ期間	貯蔵期間	ビルドアップ期間	貯蔵期間																																																																												
工場棟	原料倉庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)																																																																											
	転換加工室	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下																																																																											
	ペレット加工室																																																																																
	ペレット加工室	ウランペレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下																																																																											
	ペレット貯蔵室																																																																																
	燃料棒補修室	燃料棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下																																																																											
	燃料棒検査室																																																																																
	燃料集集体組立室	燃料集集体	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)																																																																											
燃料集集体貯蔵室	2年以下				2ヶ月/年以下																																																																												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等															
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>記載例</p>  <p>第4図(1)工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵エリア図</p> <p>(放射性固体廃棄物) 第75条の2 (5) 放射性固体廃棄物の保管量を17,050本(200Lドラム缶相当)以下に制限する。 (6) 廃棄物を保管廃棄するにあたっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>															
178			<table border="1" data-bbox="311 1354 1172 1543"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>設置場所</th> <th>最大保管廃棄能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物貯蔵設備(1)</td> <td>廃棄物一時貯蔵所</td> <td>350本(200Lドラム缶相当)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物貯蔵設備(5)</td> <td>第3廃棄物倉庫</td> <td>3,500本(200Lドラム缶相当)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物貯蔵設備(7)</td> <td>廃棄物管理棟</td> <td>13,200本(200Lドラム缶相当)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物貯蔵設備</td> <td>合計</td> <td>17,050本(200Lドラム缶相当)</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	設置場所	最大保管廃棄能力	廃棄物貯蔵設備(1)	廃棄物一時貯蔵所	350本(200Lドラム缶相当)	廃棄物貯蔵設備(5)	第3廃棄物倉庫	3,500本(200Lドラム缶相当)	廃棄物貯蔵設備(7)	廃棄物管理棟	13,200本(200Lドラム缶相当)	廃棄物貯蔵設備	合計	17,050本(200Lドラム缶相当)	
設備名称	設置場所	最大保管廃棄能力																	
廃棄物貯蔵設備(1)	廃棄物一時貯蔵所	350本(200Lドラム缶相当)																	
廃棄物貯蔵設備(5)	第3廃棄物倉庫	3,500本(200Lドラム缶相当)																	
廃棄物貯蔵設備(7)	廃棄物管理棟	13,200本(200Lドラム缶相当)																	
廃棄物貯蔵設備	合計	17,050本(200Lドラム缶相当)																	
3-2	10	<p>加工施設内の線量について、1.3mSv/3月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。</p>	<p>(管理区域) 第42条 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第46条 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 2. 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.1 管理区域の設定 (1) 管理総括者は、加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4Bq/cm^2を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図1～7に示す区域とする。</p> <p>6.1.6 管理区域への出入管理 (1) 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 なお、放射線業務従事者に指定する際の手続きに関する事項は「放射線安全作業要領」に定める。 (2) 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。</p>															

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p align="center">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p align="center">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>																																																																																														
3-3	11	<p>管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。さらに、ウラン受入れ時に材料証明書により核種含有量を受入仕様値以下に管理する。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p align="center">別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="801 472 1567 766"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空気中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>・表面密度</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="2">1回/年</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度*</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p> <p align="center">別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="801 892 1567 1900"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th colspan="2">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	・空気中の放射性物質の濃度	・表面密度	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*		測定項目	測定方法		放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による 尿中ウラン 測定	表面密度	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ 等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 6.1.1 核燃料物質の受入、払出し (3) 安全管理課長は、核燃料物質を受け入れる場合は、材料証明書により「保安規定」別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 5.1 管理区域等の放射線管理基準 当社は、管理区域及び周辺監視区域の線量等について、以下の管理基準値をもって管理し、安全作業の徹底を計る。</p> <p>(1) 表面密度 表面密度の管理は、作業場内の外部放射線による線量当量率を低減させるとともに、室内空気汚染を抑え内部被ばくを防止し、また、持出し物品等による周辺環境への汚染の拡大を防止することを目的とするものである。 表面密度の管理基準値を第4表に示す。</p> <p>(2) 空気中放射性物質濃度 作業室内の空気中の放射性物質濃度の管理は、呼吸による放射性物質の吸入摂取を低減させ内部被ばくを防止することを目的とする。 作業室内の空気中の放射性物質濃度の管理基準値を第5表に示す。この値は3月間の平均値である。</p> <p>(3) 線量当量率 線量当量率の管理は、事業所内外のすべての者の外部被ばくを低減させることを目的とするものであり、核燃料物質等の放射線源の配置を適切に行うことはもとより、必要に応じて遮へい壁、ついたて等を設けることにより、第6表に示す管理基準値を超えないようにしなければならない。なお、核燃料物質の貯蔵によって線量当量率が20µSv/hを超える貯蔵設備近傍は、壁、フェンス又は標識の掲示により常時立ち入って作業することがないようにすること。</p> <p>10.1.3 核燃料物質等の事業所外運搬における管理 (1) 搬入 2) 安全管理課長は、あらかじめ加工施設に受け入れる核燃料物質のデータ等入手し、保安規定別表第12の受入仕様値に適合していることを確認し記録するとともに、確認結果を輸送課長に連絡すること。</p> <p align="center">第4表 表面密度の管理基準値</p> <table border="1" data-bbox="1834 1354 2724 1837"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">区分・核種</th> <th colspan="3">法令値*3</th> </tr> <tr> <th>U (α) (Bq/cm²)</th> <th>U (α) (Bq/cm²)</th> <th>Th, Pa (β) (Bq/cm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">区域・箇所・測定法 *2</th> <th colspan="2">第1種管理区域</th> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">0.4</td> <td rowspan="2">0.4</td> </tr> <tr> <td>床、壁等の表面</td> <td>スミヤ法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人が触れる物の表面 *1</td> <td>スミヤ法</td> <td>4</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">第2種管理区域</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">0.004</td> <td rowspan="2">0.02</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床、壁、人が触れる物の表面 *1</td> <td>スミヤ法</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" rowspan="2">管理区域からの持出し物品</td> <td rowspan="2">0.4</td> <td>サーベイ法</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スミヤ法</td> <td>0.004</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table>	区分・核種			法令値*3			U (α) (Bq/cm ²)	U (α) (Bq/cm ²)	Th, Pa (β) (Bq/cm ²)	区域・箇所・測定法 *2	第1種管理区域		4	0.4	0.4	床、壁等の表面	スミヤ法		人が触れる物の表面 *1	スミヤ法	4	0.04	0.04		第2種管理区域		4	0.004	0.02		床、壁、人が触れる物の表面 *1	スミヤ法		管理区域からの持出し物品		0.4	サーベイ法	0.04		スミヤ法	0.004	0.02
測定場所	測定項目	測定頻度																																																																																																
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																																																																																																
	・空気中の放射性物質の濃度																																																																																																	
	・表面密度																																																																																																	
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年																																																																																																
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																																																																																	
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*																																																																																																	
測定項目	測定方法																																																																																																	
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																																																																																
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による 尿中ウラン 測定																																																																																																
	表面密度	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																																																																
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																																																																
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																																																
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																																																
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ 等による集塵及び放射能測定装置による測定																																																																																																
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																																																																																
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																																																
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																																																
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																																																																																
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																																																																																
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																																																																																
区分・核種			法令値*3																																																																																															
			U (α) (Bq/cm ²)	U (α) (Bq/cm ²)	Th, Pa (β) (Bq/cm ²)																																																																																													
区域・箇所・測定法 *2	第1種管理区域		4	0.4	0.4																																																																																													
	床、壁等の表面	スミヤ法																																																																																																
	人が触れる物の表面 *1	スミヤ法	4	0.04	0.04																																																																																													
	第2種管理区域		4	0.004	0.02																																																																																													
	床、壁、人が触れる物の表面 *1	スミヤ法																																																																																																
	管理区域からの持出し物品		0.4	サーベイ法	0.04																																																																																													
				スミヤ法	0.004	0.02																																																																																												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																							
			<p style="text-align: center;">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の受入、払出し) 第70条 3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、<u>材料証明書により別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。</u></p> <p style="text-align: center;">別表第12 核燃料物質の受入仕様値 (第70条関係)</p> <p>1. 再生濃縮ウランの受入仕様値 (濃縮度5%以下)</p> <table border="1" data-bbox="777 571 1489 1018"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>3.3 × 10⁵ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Ru-106</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Sb-125</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>Np-237</td> <td>1 × 10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu (α)</td> <td>1 × 10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu (β)</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和3年7月26日付三原燃第21-0283号にて申請した別表第12 1の削除を取り消します。)</p> <p>2. 再生濃縮ウラン以外の核燃料物質の受入仕様値 (濃縮度5%以下)</p> <table border="1" data-bbox="777 1192 1489 1390"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>0.1 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>1.44 × 10⁵ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核種	含有量 (上限値)	ウラン同位体	U-232	10 ppb (Uベース)	U (α)	3.3 × 10 ⁵ Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU	Ru-106	10 Bq/gU	Sb-125	2 Bq/gU	超ウラン元素	Np-237	1 × 10 ⁻¹ Bq/gU	Pu (α)	1 × 10 ⁻¹ Bq/gU	Pu (β)	3 Bq/gU	放射性物質区分	核種	含有量 (上限値)	ウラン同位体	U-232	0.1 ppb (Uベース)	U (α)	1.44 × 10 ⁵ Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 ppb (Uベース)	<p style="text-align: center;">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p style="text-align: center;">第5表 作業室内の空气中放射性物質濃度の管理基準値</p> <table border="1" data-bbox="1840 409 2730 619"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>法令値 (Bq/cm³)</th> <th>管理目標値 (Bq/cm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">作業室内の空气中放射性物質濃度 (3月間についての平均値)</td> <td>第1種管理区域</td> <td rowspan="2">3 × 10⁻⁶</td> <td>1 × 10⁻⁷</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>1 × 10⁻⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第6表 管理区域等における線量当量率の管理基準値 (1cm線量当量率)</p> <table border="1" data-bbox="1863 840 2730 1144"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>法令値</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域内において人が常時立入る場所における線量当量率 *1</td> <td>1 mSv/週</td> <td>0.02 mSv/時 (20 μSv/h) *2</td> </tr> <tr> <td>管理区域境界の外側における線量当量率</td> <td>1.3 mSv/3月</td> <td>0.1 mSv/週 (2 μSv/h) *2</td> </tr> <tr> <td>工場又は事業所の境界</td> <td>250 μSv/3月</td> <td>250 μSv/3月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		法令値 (Bq/cm ³)	管理目標値 (Bq/cm ³)	作業室内の空气中放射性物質濃度 (3月間についての平均値)	第1種管理区域	3 × 10 ⁻⁶	1 × 10 ⁻⁷	第2種管理区域	1 × 10 ⁻⁸	区 分	法令値	管理目標値	管理区域内において人が常時立入る場所における線量当量率 *1	1 mSv/週	0.02 mSv/時 (20 μSv/h) *2	管理区域境界の外側における線量当量率	1.3 mSv/3月	0.1 mSv/週 (2 μSv/h) *2	工場又は事業所の境界	250 μSv/3月	250 μSv/3月
放射性物質区分	核種	含有量 (上限値)																																																									
ウラン同位体	U-232	10 ppb (Uベース)																																																									
	U (α)	3.3 × 10 ⁵ Bq/gU																																																									
核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU																																																									
	Ru-106	10 Bq/gU																																																									
	Sb-125	2 Bq/gU																																																									
超ウラン元素	Np-237	1 × 10 ⁻¹ Bq/gU																																																									
	Pu (α)	1 × 10 ⁻¹ Bq/gU																																																									
	Pu (β)	3 Bq/gU																																																									
放射性物質区分	核種	含有量 (上限値)																																																									
ウラン同位体	U-232	0.1 ppb (Uベース)																																																									
	U (α)	1.44 × 10 ⁵ Bq/gU																																																									
核分裂生成物	Tc-99	10 ppb (Uベース)																																																									
区 分		法令値 (Bq/cm ³)	管理目標値 (Bq/cm ³)																																																								
作業室内の空气中放射性物質濃度 (3月間についての平均値)	第1種管理区域	3 × 10 ⁻⁶	1 × 10 ⁻⁷																																																								
	第2種管理区域		1 × 10 ⁻⁸																																																								
区 分	法令値	管理目標値																																																									
管理区域内において人が常時立入る場所における線量当量率 *1	1 mSv/週	0.02 mSv/時 (20 μSv/h) *2																																																									
管理区域境界の外側における線量当量率	1.3 mSv/3月	0.1 mSv/週 (2 μSv/h) *2																																																									
工場又は事業所の境界	250 μSv/3月	250 μSv/3月																																																									


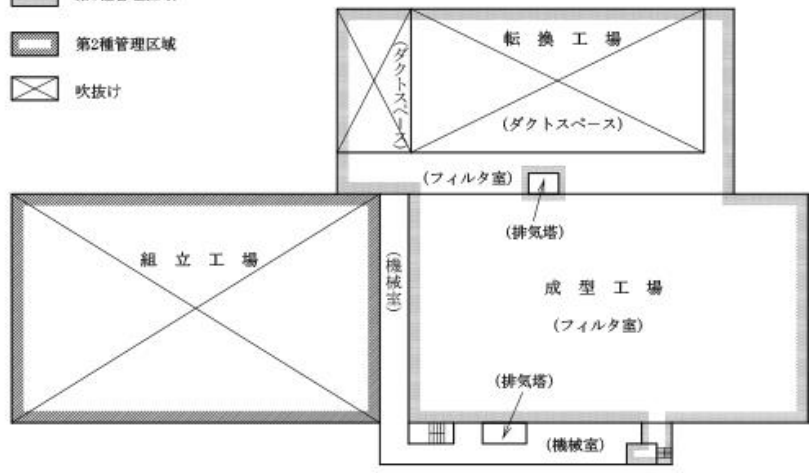
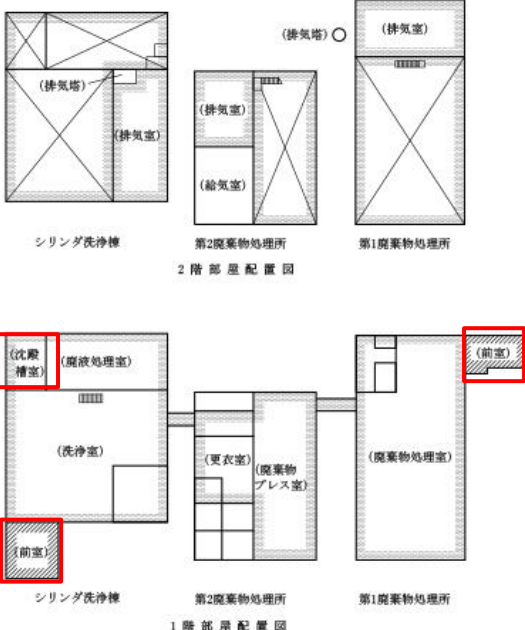
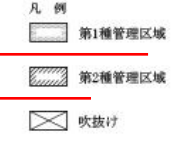
●第四条（閉じ込めの機能）関連

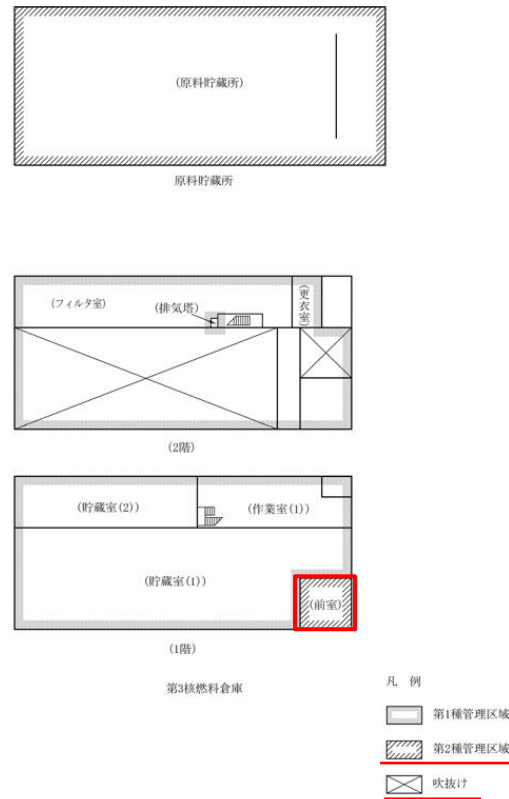
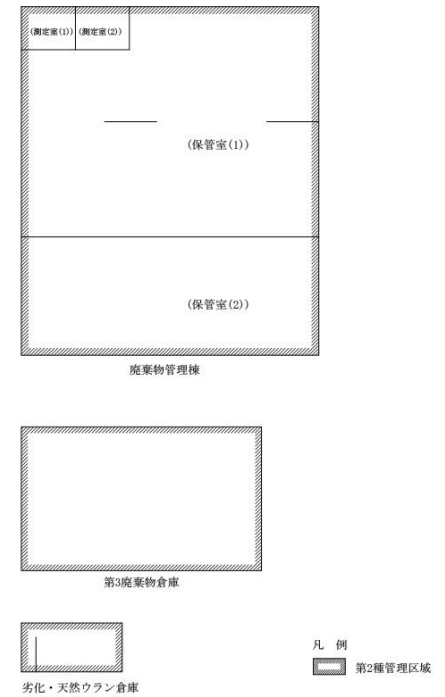
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																											
4-1	13	<p>粉末状のウランが室内空气中に漏えいした場合に、その漏えいを検知するため、第1種管理区域内の空气中のウランをエアスニフアにより捕集し、放射能濃度を測定・監視する設計とするとともに、定期的に運転員が巡視点検することでその漏えいを早期に検知する設計とする。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="744 495 1478 772"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>・表面密度</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="2">1回/年</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度^{*1}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p> <p>別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="744 926 1478 1906"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量 空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物 ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域 エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口 ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域 熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等 サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近 モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	・空气中の放射性物質の濃度	・表面密度	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 ^{*1}		測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量 空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	表面密度	第1種管理区域 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物 ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域 エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口 ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域 熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等 サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近 モニタリングポストによる測定	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 5.2 放射線測定及び管理 (1) 管理区域 作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。 安全管理課が実施する管理区域に係る測定内容を第7表に、測定結果に基づく措置を以下に示す。</p> <p>5.4 線量当量等の測定方法 加工施設保安規定に定める安全管理課長が行う線量当量等の測定方法を第9表に示す。</p> <p>第7表 管理区域に係る測定内容</p> <table border="1" data-bbox="1932 768 2540 1045"> <thead> <tr> <th>測定内容</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部放射線による線量当量率</td> <td>毎週1回※1</td> <td>サーベイメータ法</td> </tr> <tr> <td>外部放射線の1週間の線量当量</td> <td>1週間連続</td> <td>TLD法</td> </tr> <tr> <td>空气中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度</td> <td>毎日※2</td> <td>エアスニフア法</td> </tr> <tr> <td>床等の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>スミヤ法</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 会社休日、一斉帰休により出勤日がない週は測定を省くことができる。 ※2 会社休日、一斉帰休等により操業の無い場合には、最大1週間までの連続測定を認める。</p> <p>第8表 線量当量等の測定方法</p> <table border="1" data-bbox="1932 1146 2540 1917"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量 空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物 ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域 エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口 ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域 熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等 サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近 モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定内容	測定頻度	測定方法	外部放射線による線量当量率	毎週1回※1	サーベイメータ法	外部放射線の1週間の線量当量	1週間連続	TLD法	空气中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度	毎日※2	エアスニフア法	床等の表面の放射性物質の密度	毎週1回	スミヤ法	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量 空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	表面密度	第1種管理区域 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物 ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域 エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口 ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域 熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等 サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近 モニタリングポストによる測定
測定場所	測定項目	測定頻度																																																																													
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																																																																													
	・空气中の放射性物質の濃度																																																																														
	・表面密度																																																																														
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年																																																																													
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																																																														
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 ^{*1}																																																																														
測定項目	測定方法																																																																														
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																																																														
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量 空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																																																														
	表面密度																																																																														
表面密度	第1種管理区域 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																																														
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物 ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																														
	第1種管理区域からの持ち出し物品 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																														
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域 エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定																																																																														
	排気口 ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																																																														
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																														
	排水口 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																														
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域 熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																																																														
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等 サーベイメータによる直接測定																																																																														
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近 モニタリングポストによる測定																																																																														
測定内容	測定頻度	測定方法																																																																													
外部放射線による線量当量率	毎週1回※1	サーベイメータ法																																																																													
外部放射線の1週間の線量当量	1週間連続	TLD法																																																																													
空气中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度	毎日※2	エアスニフア法																																																																													
床等の表面の放射性物質の密度	毎週1回	スミヤ法																																																																													
測定項目	測定方法																																																																														
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																																																														
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量 空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																																																														
	表面密度																																																																														
表面密度	第1種管理区域 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																																														
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物 ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																														
	第1種管理区域からの持ち出し物品 ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																														
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域 エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定																																																																														
	排気口 ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																																																														
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																														
	排水口 試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																														
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域 熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																																																														
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等 サーベイメータによる直接測定																																																																														
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近 モニタリングポストによる測定																																																																														

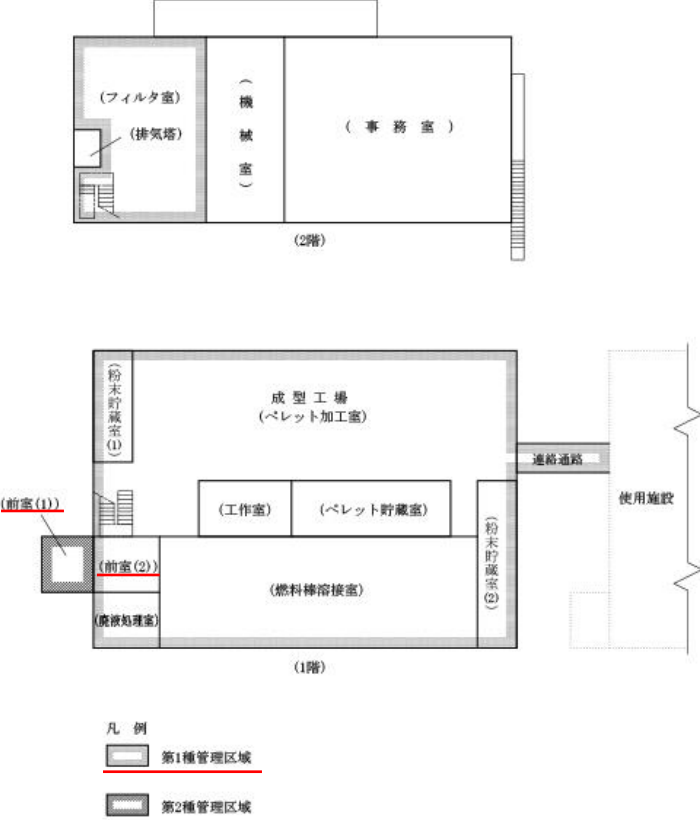
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																														
			<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p> <p>別表第1-2 巡視を行う設備等 (第30条及び第60条の8関係)</p> <table border="1" data-bbox="759 464 1460 842"> <thead> <tr> <th>巡視を行う設備等</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 化学処理施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(2) 成形施設</td><td>成形課長</td></tr> <tr><td>(3) 被覆施設</td><td>組立課長</td></tr> <tr><td>(4) 組立施設</td><td>組立課長</td></tr> <tr><td>(5) 核燃料物質の貯蔵施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(6) 放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(7) 非常用電源設備</td><td>設備技術課長</td></tr> <tr><td>(8) 非常用設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(9) 放射線管理施設</td><td>安全管理課長</td></tr> <tr><td>(10) 核燃料物質の検査設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(11) 核燃料物質の計量設備</td><td>関係課長</td></tr> <tr><td>(12) 新燃料輸送容器</td><td>組立課長</td></tr> </tbody> </table>	巡視を行う設備等	巡視責任者	(1) 化学処理施設	関係課長	(2) 成形施設	成形課長	(3) 被覆施設	組立課長	(4) 組立施設	組立課長	(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長	(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長	(7) 非常用電源設備	設備技術課長	(8) 非常用設備	関係課長	(9) 放射線管理施設	安全管理課長	(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長	(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長	(12) 新燃料輸送容器	組立課長	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(TPI-105「巡視要領」(転換課要領)) 7. 1. 2 巡視及び確認方法 ・巡視者は1回/日以上、巡視を実施すること。 ・巡視者は、表1に示す加工施設の巡視及び確認項目/確認基準とともに、核物質防護規定に基づく以下の点検項目・点検基準に従い、巡視を実施すること。</p>				
巡視を行う設備等	巡視責任者																																	
(1) 化学処理施設	関係課長																																	
(2) 成形施設	成形課長																																	
(3) 被覆施設	組立課長																																	
(4) 組立施設	組立課長																																	
(5) 核燃料物質の貯蔵施設	関係課長																																	
(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長																																	
(7) 非常用電源設備	設備技術課長																																	
(8) 非常用設備	関係課長																																	
(9) 放射線管理施設	安全管理課長																																	
(10) 核燃料物質の検査設備	関係課長																																	
(11) 核燃料物質の計量設備	関係課長																																	
(12) 新燃料輸送容器	組立課長																																	
4-2	14	<p>ウラン粉末等の運搬は、飛散又は漏えいがない所定の容器に収納して行うことを管理する設計とする。</p>	<p>(周辺監視区域内の運搬) 第58条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6. 4. 3 核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬 (1) 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p>																														
4-3	15	<p>作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換えることを管理する設計とする。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。 2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、設備技術課長は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</p> <p>別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="744 1339 1644 1682"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空気中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>・表面密度</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/年</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	・空気中の放射性物質の濃度	・表面密度	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6. 3. 1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。 (2) 安全管理課長は、(1)項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。線量当量等の測定及び測定により異常が認められた場合の措置について「放射線安全作業要領」に定める。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 5. 2 放射線測定及び管理 (1) 管理区域 作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。安全管理課が実施する管理区域に係る測定内容を第7表に、測定結果に基づく措置を以下に示す。 ⑤安全管理課長は、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合、設備技術課長へ再循環給気を止めるよう連絡する。設備技術課長は、再循環給気を止め、手動によりワンスルー方式に切り換える。</p> <p>第7表 管理区域に係る測定内容</p> <table border="1" data-bbox="1961 1556 2614 1856"> <thead> <tr> <th>測定内容</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部放射線による線量当量率</td> <td>毎週1回※1</td> <td>サーベイメータ法</td> </tr> <tr> <td>外部放射線の1週間の線量当量</td> <td>1週間連続</td> <td>TLD法</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度</td> <td>毎日※2</td> <td>エアスニッフ法</td> </tr> <tr> <td>床等の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>スミヤ法</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 会社休日、一斉帰休により出勤日がない週は測定を省くことができる。 ※2 会社休日、一斉帰休等により作業の無い場合には、最大1週間までの連続測定を認める。</p>	測定内容	測定頻度	測定方法	外部放射線による線量当量率	毎週1回※1	サーベイメータ法	外部放射線の1週間の線量当量	1週間連続	TLD法	空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度	毎日※2	エアスニッフ法	床等の表面の放射性物質の密度	毎週1回	スミヤ法
測定場所	測定項目	測定頻度																																
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																																
	・空気中の放射性物質の濃度																																	
	・表面密度																																	
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年																																
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																	
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1																																	
測定内容	測定頻度	測定方法																																
外部放射線による線量当量率	毎週1回※1	サーベイメータ法																																
外部放射線の1週間の線量当量	1週間連続	TLD法																																
空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度	毎日※2	エアスニッフ法																																
床等の表面の放射性物質の密度	毎週1回	スミヤ法																																

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項 赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所	関連下部標準等 青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所																																		
			<p style="text-align: center;">別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">測定項目</th> <th style="width: 25%;">測定方法</th> <th style="width: 60%;">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	
測定項目	測定方法	測定方法																																				
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																				
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																				
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																				
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																				
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																				
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定																																				
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																				
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																				
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																				
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																				
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																				
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-4	234	加工施設は、ウランを密封して取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(第2種管理区域)と非密封のウランを取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分して管理する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(管理区域の区域区分) 第43条 前条の管理区域は、次の各号に基づき第2図(2)～(8)のとおり区分する。 (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない区域」という。):(第2種管理区域) (2) 汚染のおそれのない区域以外の区域:(第1種管理区域)</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.2 管理区域の区分 (1) 6.1.1 項の管理区域は、次の各号に基づき 図1～7のとおり区分する。 ①放射性物質を密封して取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以下、「汚染のおそれのない区域」という。):(第2種管理区域) ②汚染のおそれのない区域以外の区域:(第1種管理区域)</p>
	添 6-3	加工施設は、密封したウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分して管理する。		<p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 3.2 管理区域区分 当社では管理区域をさらに第1種管理区域、第2種管理区域(以下、単に「管理区域」というときは、第1種及び第2種管理区域の両方をいう。)と、一時管理区域に分ける。 (1) 第1種管理区域 非密封の核燃料物質等を取り扱い、床及び室内空気等に第1表の値を超える放射性物質による汚染の発生するおそれのある施設の一部もしくは全部を第1種管理区域とする。第1種管理区域の範囲は、加工施設については「加工施設保安規定」の定めにより、使用施設については「使用施設保安規則」の定めによる。 (2) 第2種管理区域 密封された核燃料物質等及び放射性同位元素を取り扱い放射性物質による汚染のおそれはないが、外部放射線による線量が第1表の値を超えるおそれのある施設の一部もしくは全部を第2種管理区域とする。第2種管理区域の範囲は、「加工施設保安規定」の定めによる。</p>
	添 5-2	汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分する。各建物の管理区域の区分を(添五)-第0-1図～(添五)-第0-6図に示す。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
		<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>凡例 </p>  <p>第2図(4) 管理区域の区分図(工場棟3階)</p>  <p>第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟, 第1及び第2廃棄物処理所)</p> <p>凡例 </p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p style="text-align: center;">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p style="text-align: center;">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
			<div style="text-align: center;">  <p>第2図(6) 管理区域の区分図(原料貯蔵所,第3核燃料倉庫)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>第2図(7) 管理区域の区分図(廃棄物管理棟,第3廃棄物倉庫 及び劣化・天然ウラン倉庫)</p> </div>	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																												
			<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>  <p>第2図(8) 管理区域の区分図(加工棟)</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>																												
4-5	234	<p>管理区域における外部放射線に係る線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し管理する。</p> <p>添 6-3 管理区域における外部放射線に係る線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し管理する。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="742 1396 1602 1732"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度^{*1}</td> <td>1回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 ^{*1}	1回/年	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 5.2 放射線測定及び管理 (1) 管理区域 作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。 安全管理課が実施する管理区域に係る測定内容を第7表に、測定結果に基づく措置を以下に示す。</p> <p>5.4 線量当量等の測定方法 加工施設保安規定に定める安全管理課長が行う線量当量等の測定方法を第9表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="2003 1627 2507 1879"> <caption>第7表 管理区域に係る測定内容</caption> <thead> <tr> <th>測定内容</th> <th>測定頻度</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部放射線による線量当量率</td> <td>毎週1回※1</td> <td>サーベイメータ法</td> </tr> <tr> <td>外部放射線の1週間の線量当量</td> <td>1週間連続</td> <td>TLD法</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度</td> <td>毎日※2</td> <td>エアスニッフ法</td> </tr> <tr> <td>床等の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>スミヤ法</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 会社休日、一斉帰休により出勤日がない週は測定を省くことができる。 ※2 会社休日、一斉帰休等により操業の無い場合には、最大1週間までの連続測定を認める。</p>	測定内容	測定頻度	測定方法	外部放射線による線量当量率	毎週1回※1	サーベイメータ法	外部放射線の1週間の線量当量	1週間連続	TLD法	空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度	毎日※2	エアスニッフ法	床等の表面の放射性物質の密度	毎週1回	スミヤ法
測定場所	測定項目	測定頻度																														
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週																														
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																															
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																															
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 ^{*1}	1回/年																														
測定内容	測定頻度	測定方法																														
外部放射線による線量当量率	毎週1回※1	サーベイメータ法																														
外部放射線の1週間の線量当量	1週間連続	TLD法																														
空気中の放射性物質濃度の1週間の平均濃度	毎日※2	エアスニッフ法																														
床等の表面の放射性物質の密度	毎週1回	スミヤ法																														

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																
			<p>別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="825 363 1555 1339"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の濃度</td> <td>エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量</td> <td>排気口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	表面密度	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空気中の放射性物質の濃度	エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	排気口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	<p>第8表 線量当量等の測定方法</p> <table border="1" data-bbox="1893 363 2623 1339"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の濃度</td> <td>エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量</td> <td>排気口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	表面密度	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空気中の放射性物質の濃度	エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	排気口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定
測定項目	測定方法																																																																			
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																																																		
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																																																		
	表面密度	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																																		
表面密度	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																		
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																		
	空気中の放射性物質の濃度	エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定																																																																		
水中の放射性物質の濃度	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																																																		
	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																		
外部放射線に係る線量当量	排気口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																		
	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																																																		
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																																																		
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																																																		
測定項目	測定方法																																																																			
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																																																		
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																																																		
	表面密度	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																																		
表面密度	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																		
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																																																		
	空気中の放射性物質の濃度	エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定																																																																		
水中の放射性物質の濃度	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																																																		
	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																		
外部放射線に係る線量当量	排気口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																																		
	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																																																		
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																																																		
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																																																		
4-6	234	<p>第1種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散のおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。</p>	<p>(漏えい管理) 第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。 2. 設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散のおそれのある部屋は、事故時においても負圧に維持するよう可能な限り管理する。 3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等の機器内部の負圧が、室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。</p>	<p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 2 加工施設の設備管理 (3) 設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散のおそれのある部屋は、事故時においても他の排気系統で当該室内を排気し、負圧を維持するよう可能な限り管理する。 (4) 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が外気に対して19.6Pa以上の負圧以下であること、また、粉末状のウランを取扱う設備・機器に設けるフードボックス等については、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧を室内に対して9.8Pa以上であることを確認する。 (5) 各課長は、溶液状のウランを取り扱う設備・機器及び貯槽等から漏えいがないように管理する。</p>																																																																
	添6-3	<p>第1種管理区域は、換気設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散のおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。</p>																																																																		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
4-7	234 添 6-3	<p>粉末状のウランを収納する粉末貯蔵容器等からの飛散又はウラン溶液を収納する貯槽等からの漏えいがないように管理する。</p> <p>粉末状のウランを収納する粉末貯蔵容器等からの飛散、又はウラン溶液を収納する貯槽等からの漏えいがないように管理する。</p> <p>第1種管理区域の設備・機器のうち、粉末状のウランを取り扱う混合機、プレス、研削装置等に設けるフード等は、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」)</p> <p>6. 1 加工施設の操作管理 (6) 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理し、操作する者に周知徹底する。</p> <p>6. 2 加工施設の設備管理 (4) 各課長は、粉末状のウランを取り扱う設備・機器に設けるフードボックス等については、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧を室内に対して9.8Pa以上で維持管理する。 (5) 各課長は、溶液状のウランを取り扱う設備・機器及び貯槽等から漏えいがないように管理する。</p>

●第五条（火災等による損傷防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																																										
5-1	16	UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF ₆ を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ②管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 10) UF₆を取り扱う設備・機器の近傍には、可能な限り火災源となり得るものを設置しない。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.2 可燃物等の管理 (4) UF₆を取り扱う設備・機器の近傍には、可能な限り火災源となり得るものを設置しない。</p>																																																																																																																																																										
5-2	17	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光器等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。	<p>(非常時用器材の整備) 第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82，91，100，118条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防護具類</td> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>8個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸収付付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>8個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組（予備2組含む）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信連絡用器材</td> <td>無線機</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>一斉放送設備</td> <td>1式</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用携帯電話</td> <td>4台</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、充電</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用イヤホン</td> <td>2個</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他器材</td> <td>車輪付担架</td> <td>2台（予備1台含む）</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>携行HF検知器</td> <td>8台（予備1台含む）</td> <td>C,D,B</td> <td>1回/月 1回/年</td> <td>外観、負数 機能</td> </tr> <tr> <td>HFガス採取器(測定用)</td> <td>1式</td> <td>C,D,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>目張り用消耗品一式</td> <td>1式</td> <td>A,B,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>圧油工具</td> <td>2台</td> <td>H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ボイスレコーダー</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>脚立</td> <td>3台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>エタノール溶液</td> <td>1本</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>ペノキシル点眼液</td> <td>1箱</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>カルチコール注射液</td> <td>1箱</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">火災対応器材</td> <td>可搬消防ポンプ（吹管含む）</td> <td>2台</td> <td>↓</td> <td>1回/月 1回/6月</td> <td>外観、負数 機能</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース、ホースノズル（管鉗）</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>10型：13本、20型：1本</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>17本（20リットル）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤専用ノズル（管鉗）</td> <td>2本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>大型消火器</td> <td>100型：1本、50型：8本</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>1式</td> <td>↓</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>4ヶ所</td> <td>↓</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台</td> <td>A</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	8個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能	HF吸収付付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	8個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、負数	通信連絡用器材	無線機	1台	G	1回/年	機能	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数	その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、負数	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、負数	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、負数	圧油工具	2台	H	1回/月	外観、負数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、負数	エタノール溶液	1本	↓	1回/年	負数・期限	ペノキシル点眼液	1箱	↓	1回/年	負数・期限	カルチコール注射液	1箱	↓	1回/年	負数・期限	火災対応器材	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能	消防用ホース、ホースノズル（管鉗）	5本	A,B	1回/月	外観、負数	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、負数	泡消火剤専用ノズル（管鉗）	2本	A,B	1回/月	外観、負数	大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月	外観、負数	屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月	機能	防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月	機能	酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 なお、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものである。</p> <p>(別表1は保安規定別表第20と同一)</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																										
防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	8個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																									
	HF吸収付付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	化学防護服(耐HF仕様)	8個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
通信連絡用器材	無線機	1台	G	1回/年	機能																																																																																																																																																									
	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能																																																																																																																																																									
	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電																																																																																																																																																									
	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能																																																																																																																																																									
	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	圧油工具	2台	H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																									
	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	エタノール溶液	1本	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
	ペノキシル点眼液	1箱	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
	カルチコール注射液	1箱	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
火災対応器材	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能																																																																																																																																																									
	消防用ホース、ホースノズル（管鉗）	5本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	泡消火剤専用ノズル（管鉗）	2本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月	機能																																																																																																																																																									
	防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月	機能																																																																																																																																																									
酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能																																																																																																																																																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項 赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所	関連下部標準等 青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所
-----	----------	------------------------	--	---

添 5-342	表 1 防災資機材一覧（火災対応）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>2回線</td> <td>C,F</td> <td>1回/月 機能</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/月 機能</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>30台</td> <td>↓</td> <td>訓練の都度 機能</td> </tr> <tr> <td>消防署専用回線</td> <td>2回線</td> <td>C</td> <td>1回/月 外観、機能</td> </tr> <tr> <td>緊急呼出装置（エマージェンシーコール）</td> <td>1台</td> <td>E</td> <td>訓練の都度 機能</td> </tr> <tr> <td>無線機</td> <td>17台</td> <td>C,D,F</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>2台</td> <td>C,↓</td> <td>1回/年 外観、充電確認</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>3台</td> <td>B,C,F</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射線計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>1台</td> <td>↓</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>固定式測定器（排気塔モニタ）</td> <td>6台</td> <td>(各排気塔)</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>10個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>表面密度測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンプラ</td> <td>4台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンプラ</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>50個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線防護具</td> <td>汚染防護服</td> <td>50着</td> <td>A,B</td> <td>1回/年 外観、員数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フィルタ付き防護マスク</td> <td>半面</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/年 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>A,B</td> <td>1回/年 外観、員数</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">その他器材</td> <td>ポータブル発電機</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>投光器</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>20個</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>1,000錠</td> <td>↓</td> <td>1回/月 員数・期限</td> </tr> <tr> <td>梯子</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>2式</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>集塵機</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月 外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>固着剤</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>散布装置</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月 外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>8台</td> <td>↓</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>防災テント</td> <td>1式</td> <td>↓</td> <td>1回/月 外観、員数</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送に使用可能な車両</td> <td>1台</td> <td>↓</td> <td>1回/月 外観、員数、機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 従事者の常時携行品は除く。 (*2) 加工施設内に設置しているものは除く。</p> <p>管理責任者：安全管理課長</p> <p><保管場所凡例></p> <table border="1"> <tr><td>A</td><td>防災資機材保管場所</td></tr> <tr><td>B</td><td>予備防災資機材保管場所</td></tr> <tr><td>C</td><td>防災ルーム</td></tr> <tr><td>D</td><td>代替防災ルーム</td></tr> <tr><td>E</td><td>放射線管理棟更衣室</td></tr> <tr><td>F</td><td>警備所</td></tr> <tr><td>G</td><td>転換工場</td></tr> <tr><td>H</td><td>成型工場一時退避場所</td></tr> <tr><td>I</td><td>除染・分析室</td></tr> <tr><td>↓</td><td>その他（敷地内等）</td></tr> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月 機能	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月 機能	携帯電話	30台	↓	訓練の都度 機能	消防署専用回線	2回線	C	1回/月 外観、機能	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度 機能	無線機	17台	C,D,F	1回/年 機能	衛星電話	2台	C,↓	1回/年 外観、充電確認	放送設備	3台	B,C,F	1回/年 機能	放射線計測器	モニタリングポスト	1台	↓	1回/年 機能	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年 機能	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年 機能	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4台	C,D	1回/年 機能	測定器	2台	C,D	1回/年 機能	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	2台	C,D	1回/年 機能	測定器	2台	C,D	1回/年 機能	個人用外部被ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年 機能	放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年 外観、員数	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(*1)	1回/年 外観、員数	全面	A,B	1回/年 外観、員数	その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月 外観、員数	投光器	4台	A,B	1回/月 外観、員数	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月 外観、員数	ヨウ素剤	1,000錠	↓	1回/月 員数・期限	梯子	4台	A,B	1回/月 外観、員数	除染用具	2式	A,B	1回/月 外観、員数	集塵機	1式	A	1回/月 外観、員数、機能	固着剤	1式	A	1回/月 外観、員数	散布装置	1式	A	1回/月 外観、員数、機能	担架	8台	↓	1回/月 外観、員数	防災テント	1式	↓	1回/月 外観、員数	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	↓	1回/月 外観、員数、機能	A	防災資機材保管場所	B	予備防災資機材保管場所	C	防災ルーム	D	代替防災ルーム	E	放射線管理棟更衣室	F	警備所	G	転換工場	H	成型工場一時退避場所	I	除染・分析室	↓	その他（敷地内等）
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																				
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月 機能																																																																																																																																																																				
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月 機能																																																																																																																																																																				
	携帯電話	30台	↓	訓練の都度 機能																																																																																																																																																																				
	消防署専用回線	2回線	C	1回/月 外観、機能																																																																																																																																																																				
	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度 機能																																																																																																																																																																				
	無線機	17台	C,D,F	1回/年 機能																																																																																																																																																																				
	衛星電話	2台	C,↓	1回/年 外観、充電確認																																																																																																																																																																				
	放送設備	3台	B,C,F	1回/年 機能																																																																																																																																																																				
放射線計測器	モニタリングポスト	1台	↓	1回/年 機能																																																																																																																																																																				
	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年 機能																																																																																																																																																																				
	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																				
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																				
	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																				
	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																				
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																			
		測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																			
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																			
		測定器	2台	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																			
個人用外部被ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年 機能																																																																																																																																																																					
放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年 外観、員数																																																																																																																																																																				
	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(*1)	1回/年 外観、員数																																																																																																																																																																				
		全面	A,B	1回/年 外観、員数																																																																																																																																																																				
その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																				
	投光器	4台	A,B	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																				
	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																				
	ヨウ素剤	1,000錠	↓	1回/月 員数・期限																																																																																																																																																																				
	梯子	4台	A,B	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																				
	除染用具	2式	A,B	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																				
	集塵機	1式	A	1回/月 外観、員数、機能																																																																																																																																																																				
	固着剤	1式	A	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																				
	散布装置	1式	A	1回/月 外観、員数、機能																																																																																																																																																																				
	担架	8台	↓	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																				
	防災テント	1式	↓	1回/月 外観、員数																																																																																																																																																																				
	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	↓	1回/月 外観、員数、機能																																																																																																																																																																				
A	防災資機材保管場所																																																																																																																																																																							
B	予備防災資機材保管場所																																																																																																																																																																							
C	防災ルーム																																																																																																																																																																							
D	代替防災ルーム																																																																																																																																																																							
E	放射線管理棟更衣室																																																																																																																																																																							
F	警備所																																																																																																																																																																							
G	転換工場																																																																																																																																																																							
H	成型工場一時退避場所																																																																																																																																																																							
I	除染・分析室																																																																																																																																																																							
↓	その他（敷地内等）																																																																																																																																																																							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-3	17	<p>火災の延焼を防止するために、<u>火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。</u></p> <p>火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付1 <u>設計想定事象</u>発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 <u>内部火災</u> (4) 標準書の整備 ① <u>1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 1. 目的 <u>本標準は、加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。</u> 4. 定義 (1) 「火災区域」：耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。 (保安規定にあわせ火災区域図を追加する。)</p> <p>記載例</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
5-4	17 添 5-51 添 5-49 添 5-49	<p>火災の延焼を防止するために、<u>可燃物の持込管理及び保管管理(量、熱源からの隔離距離、収納方法)を行う設計とする。</u></p> <p>管理区域内への可燃物の持ち込みについては、<u>必要な数量を超えて持ち込まないように管理する。</u></p> <p>管理区域内で可燃物を保管する場合は、<u>金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。</u></p>	<p>「添付1 <u>設計想定事象</u>発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 <u>内部火災</u> (4) 標準書の整備 (2) <u>管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u> 9) <u>加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。</u> <u>イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。</u> <u>ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源(熱源)の除去又は隔離を行う。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.2 可燃物等の管理 (1) 各課長は、「STD-SC0406 可燃物管理要領」に従い、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理(量、熱源からの隔離距離、収納方法)を行う。 (2) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製の容器に収納する。ただし、収納できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。 (3) 管理区域等に不要な発火性、引火性、爆発性物質等は持ち込ませない。</p> <p>(STD-SC0406「可燃物管理要領」) 第5条(可燃物の持込管理) <u>作業エリアには、保管できる数量(火災影響評価を満足する可燃物量)を超えて可燃物を持ち込まないこと。書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。</u> 第6条(可燃物の保管管理) <u>日常的に必要な消耗品については使用する量が多いことから原則、量・場所・方法の3原則による管理を行うこと。</u> ・量：必要以上の在庫を保管しない。保管量は、当該作業場所で使用する1週間分とする。 ・場所：熱源から所定の隔離距離を設けること。 炉：3メートル、その他乾燥器等：1メートル以上 ・方法：可燃物を不燃物もしくは難燃物で覆う等の方法。 第8条(具体的な管理方法例) ⑧ 管理区域内では、可燃物を集積するゴミ箱は、金属製の物を用いること。また、処理前の使用済み高性能フィルタは金属板で覆う等の措置を講ずること。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-5	17	火災発生時には、設備・機器を安全な状態に維持するために、運転員により同一火災区域内の設備・機器を停止する設計とする。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ① 1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。 二) 火災発生時には、同一火災区域内の設備・機器を停止する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.3 初期消火活動 (1) 火災発生時には、同一火災区域内の設備・機器を停止する。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」) 5. 初動対応 発災から防災組織が招集されるまでの対応事項を下記に示す。 (1) 現場初動対応 ④ 設備停止 発災現場の作業者は、同一エリア内でのウランを取り扱う設備を停止するとともに、ウランをフードボックス内で取り扱っている場合には、当該のウランを容器内へ迅速に収納する。 また、焙焼還元炉又は焼結炉を設置しているエリア内で火災が発生し、炉が運転中の場合は、水素の供給を停止する。</p>
5-6	添 5-48	火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ① 1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 1. 目的 本標準は、加工施設内の火災区域に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災防護活動を適切に実施するために規定したものである。</p> <p>4. 定義 (11)「火災区域」：耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。</p> <p>(保安規定にあわせ火災区域図を追加する。)</p> <p>記載例</p> <div data-bbox="1323 772 2040 1230" style="border: 1px solid black; height: 287px; width: 320px; margin-top: 10px;"></div>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-10	添 5-51	<p>消火活動を行う防災班及び防災部門班を編成し、定期的に訓練を実施する。また、消火活動に必要な消防服、防護マスク、投光機等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。火災の延焼を防止するために、可燃物の持込管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法）を行う設計とする。火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</p> <p>(4) 消火活動の実効性 安全かつ迅速に消火活動を行うために、次の措置を講じる。 ・図1～図4に示すとおり、屋外消火栓を利用した消火活動のためのアクセスルート（平常時は安全通路、作業通路）を確保する。 図1…工場棟（転換、成型、組立工場）屋外消火栓からのアクセスルート 図2…加工棟 屋外消火栓からのアクセスルート 図3…シンダ洗浄棟、第1・2廃棄物処理所 屋外消火栓からのアクセスルート 図4…第3核燃料倉庫 屋外消火栓からのアクセスルート</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（非常時対策組織） 第80条 管理総括者は、<u>設計想定事象</u>及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する非常時対策組織として第7図に示すとおり防災組織をあらかじめ定めておく。また、非常時対策組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>（注）5-4 参照（可燃物の持込管理及び保管管理（量、熱源からの離隔距離、収納方法））</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保安活動に係る体制等の整備」 1. 火災及び爆発 管理総括者は、<u>火災防護活動（初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動）</u>のための体制の整備として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、<u>以下に示す火災防護計画を策定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響を軽減するために必要な手順、機器及び体制を定める。</u></p> <p>1.1 内部火災 <u>(2) 教育・訓練の実施</u> 管理総括者は、該当する要員に対して、火災防護の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的に実施する。 <u>(4) 標準書の整備</u> ② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。 6) 屋外消火栓による消火活動、<u>救助活動等</u>が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保安活動に係る体制等の整備」 1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、<u>資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれることがないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</u> <u>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとす。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（SQAS-13「保安教育・訓練標準」） 6.6.1 非常時訓練の計画 (1) 管理総括者は、毎年度、非常時訓練の計画（様式17。以下「訓練計画」とする）を定める。また、非常時訓練には、UF6の漏えいに対処するための以下の訓練を含み、UF6漏えいを想定した訓練を年1回実施する。 （STD-SC1341「防災組織選任及び教育・訓練要領」） 第11条（訓練の頻度） 訓練の頻度は次の通りとする。但し、複数の訓練項目を1回の訓練で併せて実施できるものとする。 ① 火災防護活動訓練（初期消火活動訓練を含む）：年1回以上 ② 自然災害等発生時の保安活動訓練：年1回以上 ③ 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保安活動訓練：年1回以上 ④ UF6漏えい対応訓練：年1回以上 ⑤ 防災総合訓練：年1回以上 ⑥ 非常招集訓練：年2回以上 ⑦ 通報訓練：年2回以上 ⑧ 緊急作業訓練：年1回以上 ⑨ 個別訓練：年2回以上 ※ ①、②、③、④、⑤を非常時訓練という。（保安規定第22条）</p> <p>（SQAS-24「火災防護活動標準」） 7. 火災及び爆発発生防止対策 8. 火災及び爆発発生時の体制の整備 9. 火災の感知 10. 火災及び爆発の影響を軽減する為に必要な措置</p> <p>10.4 消火活動 (4) 消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め2つ以上定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>（STD-SC1321-02「消火活動手順」） (3) 注水消火 ④ 現場活動管理者は、給水場所、アクセスルート及び消火の優先順位等を現場活動隊に指示する。アクセスルートの選定にあたっては、「消火栓等配置場所」（添付3）及び「屋外消火栓からのアクセスルート図」（添付4）を参考にすること。 （保安規定にあわせ設工認で申請した建屋についてアクセスルート図を追加する。）</p>
添 5-338~341	5-338~341	<p>屋外消火栓からのアクセスルート</p>		<p>記載例</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(STD-SC0406「可燃物管理要領」) 第5条(可燃物の持込管理) <u>作業エリアには、保管できる数量を超えて可燃物を持ち込まないこと。書類・掲示物等の可燃物については、その配置場所を限定し管理すること。</u> 第6条(可燃物の保管管理) <u>日常的に必要な消耗品については使用する量が多いことから原則、量・場所・方法の3原則による管理を行うこと。</u> ・量：必要以上の在庫を保管しない。保管量は、当該作業場所で使用する1週間分とする。 ・場所：熱源から所定の離隔距離を設けること。 炉：3メートル、その他乾燥器等：1メートル以上 ・方法：可燃物を不燃物もしくは難燃物で覆う等の方法。 第8条(具体的な管理方法例) ⑧ 管理区域内では、可燃物を集積するゴミ箱は、金属製の物を用いること。また、処理前の使用済み高性能フィルタは金属板で覆う等の措置を講じること。</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) (4) 非常時用器材の整備 <u>管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</u> <u>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものである。</u></p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」) 3. 資機材の整備 <u>資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</u> <u>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものである。</u></p>
5-11	添 5-52	<p>火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1. 火災及び爆発 <u>管理総括者は、火災防護活動(初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動)のための体制の整備として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、以下に示す火災防護計画を策定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響を軽減するために必要な手順、機器及び体制を定める。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7. 火災発生防止対策 7.1 消防用設備等の維持管理及び点検・整備 7.2 可燃物等の管理 7.3 爆発防護 7.4 避難施設の維持管理 7.5 火災予防 8. 火災発生時の体制の整備 8.1 消火活動のための体制の整備 8.2 防災組織要員の確保 9. 火災の感知 9.1 火災感知設備 10. 火災の影響を軽減する為に必要な措置</p>
5-12	添 5-55	<p>ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、爆発混合気を形成しないように、水素ガスを供給する前に窒素ガスによる内部残留空気を掃気することを管理する設計とする。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 (4) 標準書の整備 ② 7) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、ガスヒータ、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気する。また、常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。</p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 7.3 爆発防護 (1) 爆発混合気を形成しないように、転換課長はロータリーキルン、ガスヒータ、成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に、水素ガスを供給する前に窒素ガスにより、内部残留空気を掃気する。 (2) 成形課長は連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。 (3) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
5-13	添5-336	火災を発見した作業者は、 <u>周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火を実施する。</u>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 1) <u>火災を発見した作業者は、周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火活動を実施する。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.1 火災発生時の措置 火災等を見つけた者は、口頭等適切な方法により周囲に伝達し、直ちに「STD-SC1311 緊急連絡手順」に従い社内緊急連絡、消防機関へ通報（119番通報）すると共に人命救助、初期消火活動等を行わなければならない。また、「STD-SC1311 緊急連絡手順」に従い構内一斉放送及びエマージェンシーコールにより防災組織要員の一時招集を行う。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」) 5. 初動対応 (1) 現場初動対応 ① 初期消火 火災を発見した発災現場の作業者は、火災が発生したことを大声で周囲の者へ伝えるとともに、消火器による初期消火を試みる。消火器の取扱いにあたっては、「消火器使用時の注意事項」（添付1）に従うこと。なお、初期消火にあたっては原則2名以上とし、発災場所が第1種管理区域の場合、携帯する保護具(※)を着用して行う。また、火災の高さが背丈程度にまで及び、消火器による消火が困難な場合は避難する。</p>
5-14	添5-336	なお、緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、 <u>構内一斉放送及びエマージェンシーコール(防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能)により、防災組織員の一斉招集を行う。</u>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 2) <u>社内緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール(防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能)により、防災組織員の一斉招集を行う。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.1 火災発生時の措置 火災等を見つけた者は、口頭等適切な方法により周囲に伝達し、直ちに「STD-SC1311 緊急連絡手順」に従い社内緊急連絡、消防機関へ通報（119番通報）すると共に人命救助、初期消火活動等を行わなければならない。また、「STD-SC1311 緊急連絡手順」に従い構内一斉放送及びエマージェンシーコールにより防災組織要員の一時招集を行う。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」) 5. 初動対応 (1) 現場初動対応 ② 通報連絡 火災を発見した作業員とその周囲の者は、119番及び社内緊急連絡（内線2222）に通報し、火災の状況及び怪我、火傷等を負っている者（以下、「要救助者」という。）の有無等を伝える。緊急連絡を受けた者（安全管理課員又は警備員）は、エマージェンシーコールにより、防災組織員の一斉招集を行う。</p>
5-15	添5-336	(2) 夜間、休日で火災現場に作業者がいない場合 <u>操業をしていない場合は、不要な電源を遮断しており、金属収納していない可燃物の周辺に着火源がないことから、火災が発生しにくい環境下にある。万一、火災が発生した場合は、現場に設置している感知器が検知し、当該エリアで地区音響装置が吹鳴する。また、警備所及び放射線管理棟安全管理課居室でも音響装置が吹鳴するとともに、火災発生した警戒区域がモニターに表示される。警備員2名のうち1名は常時、警備所に滞在し、警報が発報したことを確認できる状況にある。警備員が警備所内のカメラで火災現場の状況を確認した後、又は、もう1名の警備員が火災現場の状況を現地で確認した後、119番通報、宿直当番者への連絡、及びエマージェンシーコールによる防災組織員の一斉招集を行う。防</u>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (1) 体制の整備 管理総括者は、<u>火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上(夜間・休日当番者及び警備員)、事業所から3km圏内に居住する防災組織員を待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</u></p>	<p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 8.2.1 初期消火活動を行う体制の整備 (1) <u>管理総括者は、火災発生時に初期消火活動の要員が速やかに参集できるように、防災組織員は事業所から3km圏内の居住者を優先的に任命する。</u> (2) <u>初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、事業所に常駐する者を2名以上(夜間・休日当番者及び警備員)、待機要員として事業所外に5名程度を確保する。</u></p> <p>(STD-SC1341「防災組織選任・教育訓練活動要領」) 第4条（防災組織員選任基準） 事故対策即応本部長、対策本部長を除く防災組織員は、管理総括者が選任する。なお、防災組織員は、<u>夜間・休日時における初期活動に必要な要員を確保するため、東海本社から3km圏内の居住者を優先的に選任し、防災組織編成名簿で識別する。</u></p> <p>(STD-SC1312「防災組織活動要領」) 第47条（初期活動体制） (1) 夜間・休日の初期活動体制 <u>夜間・休日においては、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期防災活動のため、夜間・休日当番者を指揮者とし初期活動体制を設ける。夜間・休日当番者は、警備員、出勤者及び初期招集者5名程度を指揮し、初期活動を行う。</u> <u>対策本部の設置が宣言された段階で指揮権を対策本部長へ移行する。</u> ①当番者の役割（夜間・休日当番者：1名、警備員1名）</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
		<p>災組織員には、事業所から約3km圏内に在住するものを優先して任命し、初期消火活動を行う要員として、宿直当番者1名及び警備員1名を含めて合計7名程度を確保できる体制とする。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>a) 初期活動：夜間・休日当番者、警備員、出勤者及び初期招集者より2名が消火活動等を行う。その他の対応については、緊急時対応要領に従う。 b) 通報：警備員の1名が各連絡を行う。 c) 夜間・休日当番者：初期防災活動の指示、状況の把握、無線の開局、記録を行う。対策本部員が招集してきた場合、または対策本部が設置された場合は、対策グループへ事象の報告、現在の状況等必要事項の報告を行う。</p>
5-16	添5-337	<p>消火活動に必要な資機材は、資機材倉庫等の指定された場所で保管管理する。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (3) 資機材の整備 管理総括者は、消火活動（初期消火活動を含む。）に必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源等の資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備し保管管理する。</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」) 3. 資機材の整備 資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。 なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p>

●第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
-		-	-	-

●第七条（地震による損傷の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
7-1	添 5-122	耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じる。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>2.2 地震</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>① 廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じる。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備</p> <p>(2) 地震</p> <p>①環境保全課長は、廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じる。</p>

●第八条（津波による損傷の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
-		-	-	-

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等													
9-1	26	<p>(火山) <u>降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意する。</u></p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.1 降下火砕物及び積雪 (4) 標準書の整備 ① 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ② 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③ 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④ 加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備 (1) 降下火砕物及び積雪 ①加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。 ②降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。 ③降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。 ④加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」) 4.1 降下火砕物の除去 (2) 除去の判断 管理総括者は、建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の要否を判断する。なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないよう、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。 ① 建物実耐力 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、各建物の実耐力を考慮すること。建物の実耐力を添付1に示す。 ② 事象の進展 降下火砕物の除去の要否判断にあたっては、敷地内の降下火砕物の堆積状況等を考慮すること。また、気象庁から発表される降下火砕物の堆積予想についての情報を注視すること。 (3) 装備と除去用具 以下に、降下火砕物の除去に用いる用具と作業の際に着用する装備を示す。なお、装備及び除去用具は、必要数をあらかじめ準備し、「STD-SC1331 防災資機材管理要領」に従い管理すること。 ① 除去用具 ハンドホー、スコップ、ブルーシート（雨樋の養生用）、ロープ（命綱用）、竹箒 ② 降下火砕物除去装備 防塵マスク、保護めがね、軍手、ヘルメット、安全帯、長靴</p> <p>4.3 設備の停止 降下火砕物が原因で外気取入口の閉塞などの影響を受けるおそれがある施設について、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する。 気体廃棄設備の停止により建屋の負圧を維持できない場合、扉、シャッターに目張りを行い、建屋からのウラン漏えいを防止すること。</p> <p style="text-align: center;">建物の実耐力 添付1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物</th> <th rowspan="2">屋根構造</th> <th colspan="3">降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力</th> </tr> <tr> <th>降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm³</th> <th>降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm³</th> <th>積雪 密度 0.2g/cm³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫</td> <td>鉄筋 コン クリ ート</td> <td>28cm 相当</td> <td>20cm 相当</td> <td>168cm 相当</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新規基準適合のため屋根の工事を予定している建物については、工事完了後に除去の対象とする。</p>	建物	屋根構造	降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力			降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm ³	降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm ³	積雪 密度 0.2g/cm ³	加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫	鉄筋 コン クリ ート	28cm 相当	20cm 相当	168cm 相当
建物	屋根構造	降下火砕物・積雪の荷重に対する実耐力															
		降下火砕物 湿潤密度 1.2g/cm ³	降下火砕物 湿潤密度 1.7g/cm ³	積雪 密度 0.2g/cm ³													
加工棟 第2核燃料倉庫 第3核燃料倉庫 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所 廃棄物管理棟 放射線管理棟 容器管理棟 劣化・天然ウラン倉庫	鉄筋 コン クリ ート	28cm 相当	20cm 相当	168cm 相当													
	添5-45	(火山) (1) 加工施設で降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去等の措置を講じる。また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止し対応する。 (2) 作業においては、防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し作業を開始することとし、除去作業に必要な保護具、資機材を常備する。															
	添5-45	(火山) 建物の健全性維持のため、降下火砕物は降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態と施設の耐荷重を考慮した上で、加工施設で降灰が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業を開始することとし、必要な保護具や資機材を予め用意する。															
	添5-45	(火山) 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じるものとする。															

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
9-2	添5-29	(竜巻) 敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>2.3 竜巻</p> <p>(3) 資機材の整備及び事前措置</p> <p>担当部長は、竜巻による災害等に必要資機材を準備する。</p> <p>担当課長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備</p> <p>自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。</p> <p>(4) 竜巻</p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」)</p> <p>8. 竜巻に備えた措置</p> <p>8.1 資機材の整備及び事前措置</p> <p>担当部長は、竜巻による災害等に必要資機材を準備する。</p> <p>担当課長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。</p>
9-3	添5-34 添5-35 添5-35, 36	<p>(竜巻)</p> <p>廃棄物を収納するドラム缶は飛散防止のため、固縛する。</p> <p>(竜巻)</p> <p>敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。</p> <p>(竜巻)</p> <p>敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)における車両については、影響範囲外への移動又は固縛、あるいは防護フェンスを設置することとしている。</p> <p>(竜巻)</p> <p>①建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止</p> <p>ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。また、ウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。</p> <p>ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。</p> <p>搬送用の台車は、固縛する。</p> <p>②建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止</p> <p>核燃料物質等を搬送中の車両は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。</p> <p>③竜巻防護対象建物近傍からの車両の退避又は固縛</p> <p>敷地内(周辺監視区域内)の屋外車両は影響範囲外へ移動又は固縛する。</p> <p>④UF₆を正圧で取り扱う工程の停止</p> <p>転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>2.3 竜巻</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>① 竜巻襲来が想定される段階での対応</p> <p>1) 注意喚起</p> <p>茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。</p> <p>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示する。</p> <p>ロ) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示する。</p> <p>ハ) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるように、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認する。</p> <p>ニ) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示する。</p> <p>ホ) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼する。</p> <p>2) 警戒事態</p> <p>加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施する。</p> <p>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。</p> <p>ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。</p> <p>a) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。</p> <p>b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車(粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車)は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。 ・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風(台風)、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。 <p>c) 第3廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</p> <p>d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 ・分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。 ・ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。 <p>e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備</p> <p>自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。</p> <p>(4) 竜巻</p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」)</p> <p>8. 竜巻に備えた措置</p> <p>8.2 竜巻対応</p> <p>① 竜巻襲来が想定される段階での対応</p> <p>1) 注意喚起</p> <p>茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。</p> <p>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示する。</p> <p>ロ) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示する。</p> <p>ハ) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるように、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認する。</p> <p>ニ) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示する。</p> <p>ホ) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼する。</p> <p>2) 警戒事態</p> <p>加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施する。</p> <p>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。</p> <p>ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。</p> <p>a) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。</p> <p>b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車(粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車)は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。 ・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風(台風)、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。 <p>c) 第3廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</p> <p>d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	添5-36	(竜巻) 竜巻予測情報に基づく措置は、迅速に講じる必要があるため、通常時の業務体制で行う。更に、迅速に対応できるよう、気象庁から茨城県に対し竜巻に関する気象情報又は雷注意報が発表された段階で、竜巻に対する「注意喚起」を発令し、通常時の業務要員で対応できる範囲となるよう、必要な事前措置を講じるものとする。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。</p> <p>・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。</p> <p>・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</p> <p>f) UF6を正圧で取り扱う工程の停止。 ・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p> <p>ハ) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。</p> <p>・ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。</p> <p>e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。 ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。</p> <p>・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。</p> <p>・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</p> <p>f) UF6を正圧で取り扱う工程の停止。 ・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p> <p>ハ) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼する。</p>
	添5-42	(竜巻) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保または同時に行う作業内容の制限を指示し、確認するものとする。		
	添5-42	(添五) -第1-6表 ソフト対応		
9-4	添5-36	(竜巻) 竜巻予測情報に基づく措置の対応手順と各対応の責任者を、保安規定並びに保安規定に基づく社内管理規定及び対応実施部門の手順書に定め、対応実施部門における教育訓練を定期的実施する。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>2.3 竜巻</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>① 竜巻襲来が想定される段階での対応</p> <p>1) 注意喚起 茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。 イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示する。 ロ) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示する。</p> <p>ハ) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認する。</p> <p>二) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示する。</p> <p>ホ) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼する。</p> <p>2) 警戒事態 加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施する。 イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。 ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。 a) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。 b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。 ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車(粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車)は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。 ・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風(台風)、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。</p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備 自然災害等発生時に加工施設が必要な機能を維持するため、以下に示す事項のうち(1)、(4)、(5)について管理総括者が、(2)について環境保全課長が、(3)について各担当課長がそれぞれ要領書に定める。</p> <p>(4) 竜巻</p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」)</p> <p>8. 竜巻に備えた措置</p> <p>8.2 竜巻対応</p> <p>① 竜巻襲来が想定される段階での対応</p> <p>1) 注意喚起 茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。 イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示する。 ロ) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示する。</p> <p>ハ) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認する。</p> <p>二) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示する。</p> <p>ホ) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼する。</p> <p>2) 警戒事態 加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施する。 イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。 ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。 a) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。 b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>c) <u>第3廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</u> d) <u>建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</u> ・<u>ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。</u> <u>分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。</u> ・<u>ウランの搬送作業（クレーン搬送を含む）を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。</u> e) <u>建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</u> ・<u>搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。</u> ・<u>マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。</u> ・<u>除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</u> f) <u>UF6を正圧で取り扱う工程の停止。</u> ・<u>転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</u> ハ) <u>安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼する。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>・<u>核燃料物質等を搬送中の構内運搬車（粉末容器構内運搬車、保管容器（劣化・天然ウラン用）、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車）は、竜巻の影響を受けない施設内（搬送元又は搬送先）へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。</u> ・<u>構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風（台風）、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。</u> c) <u>第3廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</u> d) <u>建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</u> ・<u>ウラン粉末の取扱い（フードボックス作業）を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。</u> <u>分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。</u> ・<u>ウランの搬送作業（クレーン搬送を含む）を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。</u> e) <u>建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</u> ・<u>搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。</u> ・<u>マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。</u> ・<u>除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</u> f) <u>UF6を正圧で取り扱う工程の停止。</u> ・<u>転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</u> ハ) <u>安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼する。</u></p> <p>(SQAS-13「保安教育・訓練計画」) 6.1.1 保安教育の計画 (1) 管理総括者は、毎年度、保安教育訓練計画（様式17）を定める。 (2) 管理総括者が定める教育・訓練項目は、「保安規定」別表第1-1-①のとおりとする。なお、保安品質目標の達成及びマネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させるため、保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステムに関する内容を含むものとする。また、教育・訓練項目には、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊時発生時の保全活動に関する事項及びUF₆の化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</p>
9-5	26	<p>(自然現象の重畳) 「火山灰」と「積雪」の組合せは火山灰等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があることを踏まえ、安全機能を損なうことがないように、余裕をもって堆積物を取り除く方針とする。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.1 降下火砕物及び積雪 (4) 標準書の整備 ④ <u>加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないように、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u></p>	<p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (1) 降下火砕物及び積雪 ④ <u>加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないように、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</u></p> <p>(STD-SC1321-03「自然災害等発生時の保全活動要領」) 4.1 降下火砕物及び積雪の除去 (2) 除去の判断 管理総括者は、建物の実耐力及び事象の進展を考慮し降下火砕物除去の可否を判断する。なお、降下火砕物と積雪の組合せの場合は、加工施設の安全機能を失うことがないように、余裕をもって降下火砕物を取り除く措置を講じる。</p>
	添5-47	<p>(自然現象の重畳) 「火山灰」と「積雪」の組合せは「原子力発電所の火山影響評価ガイド」において、火山灰等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があるとの指摘を踏まえ、安全機能を損なうことがないように、余裕をもって堆積物を取り除くこととする。</p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
9-6	添 5-87	(外部火災) 液化アンモニアの輸送車両については、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づく爆発影響評価に基づき、加工施設に対して爆発限界距離以上の離隔距離を確保する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備 ① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、<u>図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」) 6.4 活動に係る要領書の整備 (3) 外部火災 ① <u>担当課長は、構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守させる。また、運搬する容量の制限を行う。</u></p> <p>(保安規定にあわせ図-1を修正する。)</p>
	添 5-87	(外部火災) LPガスの輸送車両については防護対象施設に対して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定められた以上の距離を確保できる経路を通過することで、火災・爆発の影響を防止する。		
	添 5-87	(外部火災) 水素の輸送車両については、防護対象施設に対して高圧ガス保安法で定められた以上の距離を確保できる経路を通過することで、火災・爆発の影響を防止する。		

●第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
10-1	29	<u>人の不法な侵入を防止するために、不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止する。</u>	<p>（人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>（（SQAS-07「放射線管理標準」））</p> <p>6.1.8 周辺監視区域 <u>(1) 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって「保安規定」の第2図(1)に示す区域とする。</u> <u>(2) 安全管理課長は、(1)項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</u></p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止 安全管理課長は、<u>加工施設への人の不法な侵入</u>、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>
10-2	29	<u>加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。また、立入制限区域を警備員が監視カメラにより監視するとともに、定期的</u> <u>に巡視する。</u>	<p>（人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>（（SQAS-07「放射線管理標準」））</p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止 安全管理課長は、<u>加工施設への人の不法な侵入</u>、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>
10-3	29	<u>管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。また、管理区域に立ち入る者に対して、身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する証明書等を発行し、これを立入りの際に所持させ確認を実施する。</u>	<p>（人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>（（SQAS-07「放射線管理標準」））</p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止 安全管理課長は、<u>加工施設への人の不法な侵入</u>、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>
10-4	29	<u>不法侵入等防止設備は、機能を維持するために点検及び保守管理を実施する。</u>	<p>（人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>（（SQAS-07「放射線管理標準」））</p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止 安全管理課長は、<u>加工施設への人の不法な侵入</u>、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>
10-5	29	<u>核燃料物質等の移動をする場合、各部門長の承認を得てから行うことにより、敷地内の人による不法な移動を防止する。管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。</u>	<p>（人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第48条の2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>（（SQAS-07「放射線管理標準」））</p> <p>6.1.7 第1種管理区域への出入管理 <u>(1) 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。</u></p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止 安全管理課長は、<u>加工施設への人の不法な侵入</u>、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
10-6	29	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、加工施設に物品を持ち込む場合はあらかじめ申請させ、立入りの際に許可された物品であることを警備員が確認する。また、郵便物等を持ち込む場合、警備員による外観確認、金属探知機による検査を実施し、必要に応じ開封点検を実施する。	<p>(人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>((SQAS-07「放射線管理標準」))</p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止</p> <p>安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>
10-7	29	入構車両については、あらかじめ車両を申請させ、入構の際に警備員による入構許可の確認及び車両の点検を実施する。	<p>(人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)</p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止</p> <p>安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>
10-8	30	内部での不正アクセスを防止するため、防護対象システムの制御コンピュータは施錠管理又は権限管理を実施する。可搬式記憶媒体は、管理部門により承認されたものを利用し、使用前にはウイルス検査を行う。	<p>(人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)</p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止</p> <p>安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>
10-9	30	外部業者が保守等で可搬式記憶媒体を利用する場合や当該システムに直接アクセスする場合は、管理部門に対してあらかじめ申請させるとともに、管理部門によるウイルス検査を実施後、従業員の監督の下で作業させる。また、外部事業者に対する調達管理に当たっては、セキュリティを考慮した調達要求事項を設定する。	<p>(人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)</p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止</p> <p>安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>
10-10	30	不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ計画を定める。	<p>(人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第 48 条の 2 安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)</p> <p>6.1.9 人の不法な侵入等の防止</p> <p>安全管理課長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
10-11	添 5-88	(ホ) 不法な侵入に対する考慮 <u>加工施設における不法侵入等防止設備を(添五)-第9-11 表に示す。</u> <u>また柵を設置する立入制限区域の範囲を(添五)-第9-1 図に示す。</u>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(人の不法な侵入等の防止) 第 48 条の 2 安全管理課長は、<u>加工施設への人の不法な侵入</u>、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。</p>	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.8 周辺監視区域 (1) 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって「保安規定」の第 2 図(1)に示す区域とする。 (2) <u>安全管理課長は、(1)項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</u> 6.1.9 人の不法な侵入等の防止 安全管理課長は、<u>加工施設への人の不法な侵入</u>、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムに対する不正アクセス行為を防止するため、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持ち込み、サイバーテロを未然に防止するための措置等を講じる。<u>なお、詳細は核物質防護規定関係の要領書に規定する。</u></p>

●第十一条（溢水による損傷の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																							
11-1	添 5-92 添 5-104	<p>溢水防護区画の設定 工場内漏水検知警報により工業用水、水道水、外部からの供給水及び空調用水を停止する。 地震により震度5以上の地震が発生した場合、工業用水、水道水、外部からの供給水（冷却水、純水、アンモニア水）及び空調用水を手動にて停止する。</p>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>3. 内部溢水</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>① 溢水防護区画の設定に関すること。 ② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。 ③ 震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に関すること。 ④ 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。） ⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-25「自然災害等発生時の保全活動標準」)</p> <p>6.4 活動に係る要領書の整備</p> <p>(5) 内部溢水</p> <p>① 溢水防護区画は、別図 2-1～7 に設定する区画とする。 ② 担当課長は、冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理に関することを要領書に定める。 ③ 担当課長は、震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置した場合、別表1に定める止水方法停止措置（自動又は手動）を行う。 ④ 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。） ⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p> <p>(保安規定にあわせ別図を追加する。) (保安規定にあわせ事業許可(添五)-第リ-13表を別表-1として追加する。)</p> <p>(添五)-第リ-13表 溢水源からの溢水停止の方法</p> <table border="1" data-bbox="1765 840 2789 1291"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">工業用水</th> <th rowspan="2">水道水</th> <th colspan="3">外部からの供給水</th> <th rowspan="2">空調用水</th> </tr> <tr> <th>冷却水</th> <th>純水</th> <th>アンモニア水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動で停止 (地震又は工場内漏水検知に連動)</td> <td>高架水塔直下の供給水配管に設置する地震及び工場内漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給停止</td> <td>量水器から工場側の連所(外来者駐車場)に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給停止</td> <td>各工場の冷却水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構で供給停止</td> <td>各工場の純水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構で供給停止</td> <td>転換工場屋外のアンモニア水製造建物内の制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構にて供給停止</td> <td>動力棟屋内に設置している循環水送水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構にて供給停止</td> </tr> <tr> <td>手動で停止 (地震又は工場内漏水検知警報により)</td> <td>設備担当部門の作業員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止</td> <td>設備担当部門の作業員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止</td> <td>各工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止</td> <td>各工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止</td> <td>転換工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止</td> <td>動力棟の運転員が手動スイッチでポンプを10分以内に停止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同一作業員が閉止</td> <td>同一作業員が閉止</td> <td colspan="3">転換工場は作業員が中央制御室に設置する集中停止ボタンで一括停止</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>警備員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止</td> <td>警備員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止</td> <td>・休業時はポンプを停止しており停止操作不要 ・ベレット連続供給が温度維持のため運転中の場合は、監視作業員が手動スイッチでポンプを10分以内に停止</td> <td>休業時はポンプを停止しており停止操作不要</td> <td>休業時はポンプを停止しており停止操作不要</td> <td>・休業時はポンプを停止しており停止操作不要 ・凍結防止運転(外気が3℃以下で自動起動)は、循環流量を通常の半分とし、運転10分間、停止20分間の間欠運転として、警備員が60分以内に停止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同一警備員が閉止</td> <td></td> <td>警備所に設置する成型工場と加工棟の集中停止ボタンで一括停止</td> <td></td> <td></td> <td>工業用水と水道水を閉じた警備員が移動して停止</td> </tr> </tbody> </table> <p>各工場内の漏水検知から手動バルブ閉止又は送水ポンプ停止までの各項目の所用時間</p> <table border="1" data-bbox="1765 1312 2789 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">工業用水</th> <th colspan="2">水道水</th> <th colspan="2">冷却水</th> <th colspan="2">純水</th> <th colspan="2">アンモニア水</th> <th colspan="2">空調用水</th> </tr> <tr> <th>操作時</th> <th>休業時</th> <th>操作時</th> <th>休業時</th> <th>操作時</th> <th>休業時</th> <th>操作時</th> <th>休業時</th> <th>操作時</th> <th>休業時</th> <th>操作時</th> <th>休業時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水の検知時間</td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場への移動時間</td> <td>15</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>バルブ閉止時間</td> <td>10</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポンプ停止時間</td> <td>-</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計時間</td> <td>30</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td>10</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 地震連動及び手動停止操作を行う地震力は震度5(150ガル)以上とする。</p>		工業用水	水道水	外部からの供給水			空調用水	冷却水	純水	アンモニア水	自動で停止 (地震又は工場内漏水検知に連動)	高架水塔直下の供給水配管に設置する地震及び工場内漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給停止	量水器から工場側の連所(外来者駐車場)に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給停止	各工場の冷却水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構で供給停止	各工場の純水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構で供給停止	転換工場屋外のアンモニア水製造建物内の制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構にて供給停止	動力棟屋内に設置している循環水送水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構にて供給停止	手動で停止 (地震又は工場内漏水検知警報により)	設備担当部門の作業員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	設備担当部門の作業員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	各工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	各工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	転換工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	動力棟の運転員が手動スイッチでポンプを10分以内に停止		同一作業員が閉止	同一作業員が閉止	転換工場は作業員が中央制御室に設置する集中停止ボタンで一括停止					警備員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	警備員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	・休業時はポンプを停止しており停止操作不要 ・ベレット連続供給が温度維持のため運転中の場合は、監視作業員が手動スイッチでポンプを10分以内に停止	休業時はポンプを停止しており停止操作不要	休業時はポンプを停止しており停止操作不要	・休業時はポンプを停止しており停止操作不要 ・凍結防止運転(外気が3℃以下で自動起動)は、循環流量を通常の半分とし、運転10分間、停止20分間の間欠運転として、警備員が60分以内に停止		同一警備員が閉止		警備所に設置する成型工場と加工棟の集中停止ボタンで一括停止			工業用水と水道水を閉じた警備員が移動して停止	項目	工業用水		水道水		冷却水		純水		アンモニア水		空調用水		操作時	休業時	操作時	休業時	操作時	休業時	操作時	休業時	操作時	休業時	操作時	休業時	漏水の検知時間	5		5		5		5		5		5		現場への移動時間	15		4		4		4		4		4	20	バルブ閉止時間	10		-		-		-		-		-		ポンプ停止時間	-		1		1		1		1		1	5	合計時間	30		10		10		10		10		10	30
	工業用水	水道水	外部からの供給水					空調用水																																																																																																																																			
			冷却水	純水	アンモニア水																																																																																																																																						
自動で停止 (地震又は工場内漏水検知に連動)	高架水塔直下の供給水配管に設置する地震及び工場内漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給停止	量水器から工場側の連所(外来者駐車場)に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動バルブ自動閉止機構で供給停止	各工場の冷却水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構で供給停止	各工場の純水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構で供給停止	転換工場屋外のアンモニア水製造建物内の制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構にて供給停止	動力棟屋内に設置している循環水送水ポンプ制御盤に設置する地震連動及び工場内漏水検知連動のポンプ自動閉止機構にて供給停止																																																																																																																																					
手動で停止 (地震又は工場内漏水検知警報により)	設備担当部門の作業員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	設備担当部門の作業員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	各工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	各工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	転換工場の作業員が、手動スイッチでポンプを10分以内に停止	動力棟の運転員が手動スイッチでポンプを10分以内に停止																																																																																																																																					
	同一作業員が閉止	同一作業員が閉止	転換工場は作業員が中央制御室に設置する集中停止ボタンで一括停止																																																																																																																																								
	警備員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	警備員が、自動閉止バルブ直近に設けた手動バルブを30分以内に閉止	・休業時はポンプを停止しており停止操作不要 ・ベレット連続供給が温度維持のため運転中の場合は、監視作業員が手動スイッチでポンプを10分以内に停止	休業時はポンプを停止しており停止操作不要	休業時はポンプを停止しており停止操作不要	・休業時はポンプを停止しており停止操作不要 ・凍結防止運転(外気が3℃以下で自動起動)は、循環流量を通常の半分とし、運転10分間、停止20分間の間欠運転として、警備員が60分以内に停止																																																																																																																																					
	同一警備員が閉止		警備所に設置する成型工場と加工棟の集中停止ボタンで一括停止			工業用水と水道水を閉じた警備員が移動して停止																																																																																																																																					
項目	工業用水		水道水		冷却水		純水		アンモニア水		空調用水																																																																																																																																
	操作時	休業時	操作時	休業時	操作時	休業時	操作時	休業時	操作時	休業時	操作時	休業時																																																																																																																															
漏水の検知時間	5		5		5		5		5		5																																																																																																																																
現場への移動時間	15		4		4		4		4		4	20																																																																																																																															
バルブ閉止時間	10		-		-		-		-		-																																																																																																																																
ポンプ停止時間	-		1		1		1		1		1	5																																																																																																																															
合計時間	30		10		10		10		10		10	30																																																																																																																															

【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

●第十二条（誤操作の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
12-1	30	<p><u>運転員の誤操作を防止するため、運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とし、手順書を定める。</u></p>	<p>（設計・開発計画） 第9条 （4）操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。 1）安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、<u>操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</u> （保安品質マネジメントシステムの文書化） 第5条の2 <u>保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u> （3）<u>実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（標準書を含む。）</u> （4）<u>手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p>	<p>（SQAS-19「設計・開発管理標準」） 11. 設計・開発の手順 設計・開発の手順を以下に定める。 1 1.1 方針書、技術検討書策定段階（概念設計段階）の手順 （4）<u>技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。</u> a) <u>操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</u> SQAS-01「保安文書管理標準」 10. 三次文書の管理 管理総括者及び各部課長は、標準書を受けて保安活動の個々の業務を実施するために必要な3次文書を定める。三次文書については担当部門が別途定める要領書に従い管理する。改訂が必要な場合には、<u>速やかに改訂する。</u></p>
12-2	30	<p><u>表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。</u></p>	<p>（設計・開発計画） 第9条 （4）操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。 2）安全機能を有する施設の前号の装置に対して、<u>操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</u></p>	<p>（SQAS-19「設計・開発管理標準」） 11. 設計・開発の手順 設計・開発の手順を以下に定める。 1 1.1 方針書、技術検討書策定段階（概念設計段階）の手順 （4）<u>技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。</u> b) <u>前項の機器及び装置等には、スイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。なお、表示装置は、色で識別できる設計とする。</u></p>
12-3	30	<p><u>操作器は、運転員による誤操作を防止するために、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。</u></p>	<p>（設計・開発計画） 第9条 （4）操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。 1）安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、<u>操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</u> 2）安全機能を有する施設の前号の装置に対して、<u>操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</u></p>	<p>（SQAS-19「設計・開発管理標準」） 11. 設計・開発の手順 設計・開発の手順を以下に定める。 1 1.1 方針書、技術検討書策定段階（概念設計段階）の手順 （4）<u>技術検討書には、以下の誤操作防止に係る要求事項を必要に応じて含める。</u> a) <u>操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</u> b) <u>前項の機器及び装置等には、スイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。なお、表示装置は、色で識別できる設計とする。</u></p>
12-4	30	<p><u>安全の確保のために手動操作を要する場合には、対応を現場に明示する措置を講じる。</u></p>	<p>（操作上の一般事項） 第31条 2. <u>各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</u></p>	<p>（SQAS-06「加工施設の操作標準」） 6. 1 加工施設の操作管理 （18）<u>各課長は、安全の確保のために手動操作を要する場合に備え、誤操作の防止を考慮し、頻度の少ない手動操作、複雑な手動操作等、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</u></p>

●第十三条（安全避難通路等）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																				
13-1	31	事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける設計とする。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(非常時用器材の整備) 第 82 条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第 20 に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82, 91, 100, 118条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポータブル発電機</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>投光器</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>20個</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、員数	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、員数	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、員数	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表 1 に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>(別表 1 は保安規定別表第 20 と同一)</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																				
ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、員数																				
投光器	4台	A,B	1回/月	外観、員数																				
懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、員数																				

●第十四条（安全機能を有する施設）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
14-1	38～85	表 <u>安全機能を有する施設の安全機能一覧</u>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保全対象範囲の策定) 第 60 条の 4 各設備を所管する担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次項の設備を選定する。 (1) <u>安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設計及び工事の計画の認可（以下設工認という。）申請書に基づき、設置した設備</u></p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-08「施設管理標準」) 6. 2. 1 保全対象範囲の策定 各設備を所管する担当課長（転換課長、成形課長、組立課長、環境保全課長、品質管理課長、安全管理課長及び設備技術課長）は、加工施設の中から保全を行うべき対象範囲として以下の設備を選定する。 (1) <u>安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書、設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書に基づき、設置した設備</u></p>

●第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
-	-	-	-	-

【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

●第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																														
16-1	150	表 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>																														
	10	化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理する。	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (2) 別表第13-1に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表第13-2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。 (3) <u>化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</u></p> <p>記載例</p> <p>別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第72条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">工場棟</td> <td>原料倉庫</td> <td rowspan="9">濃縮度5%以下の濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン</td> <td>六ふっ化ウラン</td> <td>62ton-U</td> </tr> <tr> <td>転換加工室</td> <td rowspan="2">ウラン粉末</td> <td>43ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> <td>7ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> <td rowspan="2">ウランペレット</td> <td>7ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット貯蔵室</td> <td>40ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料棒補修室</td> <td rowspan="2">燃料棒</td> <td>1ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料棒検査室</td> <td>46ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体組立室</td> <td rowspan="2">燃料集合体</td> <td>59ton-U</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体貯蔵室</td> <td>180ton-U(注1)</td> </tr> </tbody> </table>	施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		工場棟	原料倉庫	濃縮度5%以下の濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	62ton-U	転換加工室	ウラン粉末	43ton-U(注1)	ペレット加工室	7ton-U(注1)	ペレット加工室	ウランペレット	7ton-U(注1)	ペレット貯蔵室	40ton-U(注1)	燃料棒補修室	燃料棒	1ton-U(注1)	燃料棒検査室	46ton-U(注1)	燃料集合体組立室	燃料集合体	59ton-U	燃料集合体貯蔵室	180ton-U(注1)	<p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 6. 3 核燃料物質の貯蔵 (1) 担当課長は、以下の事項を含んだ要領書を作成する。 ②「保安規定」別表第13-1の内数である本標準書別表1に示す最大貯蔵能力を超えないこと。 また、別表2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。 ③<u>化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</u></p> <p>(保安規定にあわせ別表1を修正する。)</p>
施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力																															
工場棟	原料倉庫	濃縮度5%以下の濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	62ton-U																														
	転換加工室		ウラン粉末	43ton-U(注1)																														
	ペレット加工室			7ton-U(注1)																														
	ペレット加工室		ウランペレット	7ton-U(注1)																														
	ペレット貯蔵室			40ton-U(注1)																														
	燃料棒補修室		燃料棒	1ton-U(注1)																														
	燃料棒検査室			46ton-U(注1)																														
	燃料集合体組立室		燃料集合体	59ton-U																														
	燃料集合体貯蔵室			180ton-U(注1)																														

第十七条（廃棄施設）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等									
17-1	31	廃液処理後の排水を貯留し、バッチごとに排水中の放射性物質の濃度を測定・確認する設計とする。	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第76条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p> <p>別表第14 周辺監視区域外側の境界における放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第76、77条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>濃度限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間について の平均濃度</td> <td>$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$</td> <td>$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間について の平均濃度</td> <td>$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$</td> <td>$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$</td> </tr> </tbody> </table>	項目	濃度限度	管理目標値	空気中の3月間について の平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$	水中の3月間について の平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」）</p> <p>5. 2 放射性液体廃棄物の管理 担当課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。 (1) 担当課長が実施する放射性液体廃棄物の管理に関する以下の事項（放射性液体廃棄物処理系統図を別紙1に示す。）</p> <p>①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。 廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p> <p>②転換課長は、「廃液処理設備(1)（転換工場）の集水槽（チェック用）」における排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。</p> <p>③環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。 廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>
項目	濃度限度	管理目標値											
空気中の3月間について の平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$											
水中の3月間について の平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$											
17-2	31	管理区域から発生する油類廃棄物は、焼却設備等で減容処理する設計とする。	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第76条</p> <p>9. 環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。 <u>ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。</u></p>	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」）</p> <p>5. 2 放射性液体廃棄物の管理</p> <p>⑦環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。<u>ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理すること。</u></p>									
17-3	173	②放射性物質の濃度が周辺監視区域外の法定濃度限度以下であることを確認した後、各廃液処理設備から排水する。	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第76条</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p> <p>別表第14 周辺監視区域外側の境界における放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第76、77条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>濃度限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間について の平均濃度</td> <td>$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$</td> <td>$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間について の平均濃度</td> <td>$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$</td> <td>$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$</td> </tr> </tbody> </table>	項目	濃度限度	管理目標値	空気中の3月間について の平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$	水中の3月間について の平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$	<p>（SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」）</p> <p>5. 2 放射性液体廃棄物の管理 担当課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。 (1) 担当課長が実施する放射性液体廃棄物の管理に関する以下の事項（放射性液体廃棄物処理系統図を別紙1に示す。）</p> <p>①担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟）の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)（加工棟）の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」及び「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。 廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、担当部門の操作員は、<u>廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>
項目	濃度限度	管理目標値											
空気中の3月間について の平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$											
水中の3月間について の平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$											
	236	液体廃棄物は、加工施設の各廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認してから排出する。											
	添6-17	通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。廃液処理後の廃液は、バッチ毎に排水中の放射性物質の濃度を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下である											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等									
		<p>こと確認した後、廃液処理設備(1)以外の放射性液体廃棄物については排水貯留池に送液し、廃液処理設備(1)の放射性液体廃棄物については、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>									
17-4	173	<p>③廃液処理設備(1)からの排水は排水口から排出し、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。排水貯留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。</p>	<p>第76条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）」及び「廃液貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」）、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。<u>なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p> <p>別表第14 周辺監視区域外側の境界における放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第76、77条関係）</p> <table border="1" data-bbox="715 957 1709 1194"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>濃度限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間について の平均濃度</td> <td>1 × 10⁻⁸ Bq/cm³</td> <td>1.5 × 10⁻⁹ Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間について の平均濃度</td> <td>2 × 10⁻² Bq/cm³</td> <td>8 × 10⁻³ Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table>	項目	濃度限度	管理目標値	空気中の3月間について の平均濃度	1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5 × 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	水中の3月間について の平均濃度	2 × 10 ⁻² Bq/cm ³	8 × 10 ⁻³ Bq/cm ³	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」) 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 担当課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。 (1) 担当課長が実施する放射性液体廃棄物の管理に関する以下の事項（放射性液体廃棄物処理系統図を別紙1に示す。） ②転換課長は、「廃液処理設備(1)（転換工場）の集水槽（チェック用）」における排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。 ③環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。<u>なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。廃液貯留タンク内の水量が一定レベルに達したら、別に定める要領に従い、安全管理課に放射能濃度の測定を依頼して管理目標値以下であることを確認すること。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>
項目	濃度限度	管理目標値											
空気中の3月間について の平均濃度	1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5 × 10 ⁻⁹ Bq/cm ³											
水中の3月間について の平均濃度	2 × 10 ⁻² Bq/cm ³	8 × 10 ⁻³ Bq/cm ³											
	添6-17	<p>排水貯留池にて、再度濃度測定をし、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であること確認した後、排水口から専用排水管により東海村前面海域に放出する。</p>											
17-5	173	<p>④分析廃液等の液体廃棄物の一部については、容器に封入して保管廃棄する構造とする。</p>	<p>第76条 9. 環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。 ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。</p>	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」) 5. 2 放射性液体廃棄物の管理 ⑦環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理すること。</p>									
17-6	236	<p>気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物) 第77条 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより<u>連続的に</u>監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線性質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>別表第14 周辺監視区域外側の境界における放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第76、77条関係）</p> <table border="1" data-bbox="715 1665 1709 1902"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>濃度限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間について の平均濃度</td> <td>1 × 10⁻⁸ Bq/cm³</td> <td>1.5 × 10⁻⁹ Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間について の平均濃度</td> <td>2 × 10⁻² Bq/cm³</td> <td>8 × 10⁻³ Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table>	項目	濃度限度	管理目標値	空気中の3月間について の平均濃度	1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5 × 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	水中の3月間について の平均濃度	2 × 10 ⁻² Bq/cm ³	8 × 10 ⁻³ Bq/cm ³	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」) 5. 3 放射性気体廃棄物の管理 安全管理課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。 (1) 安全管理課長が実施する放射性気体廃棄物の管理に関する以下の事項 ①排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 ②放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより<u>連続的に</u>監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。</p>
項目	濃度限度	管理目標値											
空気中の3月間について の平均濃度	1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5 × 10 ⁻⁹ Bq/cm ³											
水中の3月間について の平均濃度	2 × 10 ⁻² Bq/cm ³	8 × 10 ⁻³ Bq/cm ³											
	添6-13	<p>気体廃棄物は、プレフィルタ、高性能エアフィルタ等を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められる周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。</p>											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等															
17-7	237	<p>固体廃棄物は可燃性、不燃性に区別し、必要に応じ可燃性は焼却減容、不燃性は圧縮減容を行い、ドラム缶へ封入、あるいはプラスチックシート等で密封し、保管廃棄設備に保管廃棄する。固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を2μSv/h以下となるよう配置する。また、これら固体廃棄物の保管状況は、日常の巡視点検により監視する。</p>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性固体廃棄物) 第75条の2 環境保全課長は、固体状の廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を廃棄するときは所定の容器に入れ、次の各号に定める事項に従い保管廃棄設備に保管する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類すること。 (2) 廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。 なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。 (3) 廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。 (4) 廃棄物を保管廃棄する場合、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表第16で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。 (5) 放射性固体廃棄物の保管量を17,050本（200Lドラム缶相当）以下に制限する。 (6) 廃棄物を保管廃棄するにあたっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</p> <p>(巡視) 第30条 各課長は、毎日1回以上、別表第1-2に示す設備等について、第60条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p> <p>記載例</p> <p>別表第1-2 巡視を行う設備等（第30条及び第60条の8関係）</p> <table border="1" data-bbox="715 1031 1665 1142"> <thead> <tr> <th>巡視を行う設備等</th> <th>巡視責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>関係課長</td> </tr> </tbody> </table>	巡視を行う設備等	巡視責任者	(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」) 5. 1 放射性固体廃棄物の管理 (2) 環境保全課長が実施する放射性固体廃棄物（使用施設で発生した濃縮度5%以下の廃棄物を含む）の管理に関する以下の事項 ①固体状の廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を廃棄するときは金属製容器に入れ、次の②～⑤に定める事項に従い保管廃棄設備に保管すること。 ②廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類し、可燃性廃棄物については液体（油）と固体に分けて管理し、不燃性廃棄物については別に規定する種類毎に分別管理すること。 ③廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。水分を含有するスラッジ類、飛散の可能性のある粉末状の固体廃棄物は、ポリシート等で密封の上、金属製容器に入れ保管すること。なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。 ④放射性固体廃棄物の保管量を17,050本（200Lドラム缶相当）以下に制限する。 ⑤廃棄物を保管廃棄するにあたっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 5. 1 放射性固体廃棄物の管理 (2) 各課長は、毎日1回以上、「保安規定」別表第1-2に示す設備等について巡視を行う。その際、火災発生の有無について確認し、火災の早期発見に努めるとともに、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合には適切に正常な状態に回復させること。なお、巡視方法については、対象設備（「保安規定」別表第1-2に示す設備以外の設備も含む）確認方法、確認基準及び異常時の処置等を明確にした要領書を作成し、巡視する者に周知徹底すること。</p>											
巡視を行う設備等	巡視責任者																		
(6) 放射性廃棄物の廃棄施設	関係課長																		
17-8	添6-19	<p>周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。また、気象観測として、風向及び風速、降雨量、気温について連続して測定する。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>別表第7 線量当量等の測定（第54条関係）</p> <table border="1" data-bbox="715 1415 1685 1780"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空気中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>・表面密度</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/年</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	・空気中の放射性物質の濃度	・表面密度	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) (3) 周辺監視区域 周辺監視区域における放射線管理は、当該区域境界における放射線レベルの測定によって日常の変動をとらえ、一般公衆の被ばくが限度以下に保たれていることを確認するものである。安全管理課が実施する周辺監視区域に係る測定内容を第8表に示す。 また、安全管理課は、加工施設周辺環境の管理として、周辺環境中のウラン濃度を監視するため加工施設周辺（周辺監視区域内外の定点）の井戸水、河川水、土壌の試料を採取しウラン濃度及び全ベータ放射能濃度を毎年1回測定するとともに、気象観測装置により風向及び風速、降雨量、大気温度を連続して測定する。</p>
測定場所	測定項目	測定頻度																	
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																	
	・空気中の放射性物質の濃度																		
	・表面密度																		
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年																	
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																		
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1																		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p style="text-align: center;">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p style="text-align: center;">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>																																														
			<p style="text-align: center;">別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">測定項目</th> <th style="width: 45%;">測定方法</th> <th style="width: 40%;">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計(TLD)による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記録) 第124条 管理総括者は、別表第16に定める保安に関する記録の作成及び管理(識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄)に関する標準書を定める。この標準書には、別表第16に定める「保安品質保証計画書に關しての文書及び保安品質保証計画書に從つた計画、実施、評価及び改善状況の記録」の対象の明確化を含める。 2. 各部課長は、前項の標準書に基づき、別表第16に定める保安に関する記録を適正に作成し、核燃料取扱主任者の確認を受け、管理する。</p> <p>別表第16：6. 気象記録((風向及び風速、降雨量、大気温度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>6. 気象記録</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による 尿中ウラン 測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア 等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	6. 気象記録			イ 風向及び風速	連続して	10年間	ロ 降雨量	連続して	10年間	ハ 大気温度	連続して	10年間	
測定項目	測定方法	測定方法																																																
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																																
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による 尿中ウラン 測定																																																
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																																
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																																
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																																
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア 等による集塵及び放射能測定装置による測定																																																
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																																
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																																
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																																
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																																
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																																
6. 気象記録																																																		
イ 風向及び風速	連続して	10年間																																																
ロ 降雨量	連続して	10年間																																																
ハ 大気温度	連続して	10年間																																																

●第十八条（放射線管理施設）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																																									
18-1	33	放射線防護用設備として、 <u>防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。</u>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82, 91, 100, 118条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防護具類</td> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸収缶付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組（予備2組含む）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">六ふっ化ウラン漏えい対応 器材</td> <td>無線機</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>一斉放送設備</td> <td>1式</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用携帯電話</td> <td>4台</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、充電</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用イヤホン</td> <td>2個</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車輪付担架</td> <td>2台（予備1台含む）</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>携行HF検知器</td> <td>8台（予備1台含む）</td> <td>C,D,B</td> <td>1回/月 1回/年</td> <td>外観、負数 機能</td> </tr> <tr> <td>HFガス採取器(測定用)</td> <td>1式</td> <td>C,D,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>目張り用消耗品一式</td> <td>1式</td> <td>A,B,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>圧搾工具</td> <td>2台</td> <td>H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ボイスレコーダー</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>脚立</td> <td>3台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>エタノール溶液</td> <td>1本</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>ペノキシル点眼液</td> <td>1箱</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>カルチコール注射液</td> <td>1箱</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">火災対応 資機材</td> <td>可搬消防ポンプ（吹管含む）</td> <td>2台</td> <td>↓</td> <td>1回/月 1回/6月</td> <td>外観、負数 機能</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース、ホースノズル（管鏡）</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>10型：13本、20型：1本</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>17本（20リットル）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤専用ノズル（管鏡）</td> <td>2本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>大型消火器</td> <td>100型：1本、50型：8本</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>1式</td> <td>↓</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>4ヶ所</td> <td>↓</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台</td> <td>A</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、負数	六ふっ化ウラン漏えい対応 器材	無線機	1台	G	1回/年	機能	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、負数	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、負数	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、負数	圧搾工具	2台	H	1回/月	外観、負数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、負数	エタノール溶液	1本	↓	1回/年	負数・期限	ペノキシル点眼液	1箱	↓	1回/年	負数・期限	カルチコール注射液	1箱	↓	1回/年	負数・期限	火災対応 資機材	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能	消防用ホース、ホースノズル（管鏡）	5本	A,B	1回/月	外観、負数	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、負数	泡消火剤専用ノズル（管鏡）	2本	A,B	1回/月	外観、負数	大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月	外観、負数	屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月	機能	防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月	機能	酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別表1 防災資機材一覧 （保安規定にあわせ別表1を修正する。）</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」) 別表 資機材点検リスト （保安規定にあわせ別表を修正する。）</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別表1 防災資機材一覧 （保安規定にあわせ別表1を修正する。）</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」) 別表 資機材点検リスト （保安規定にあわせ別表を修正する。）</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																									
防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																								
	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
六ふっ化ウラン漏えい対応 器材	無線機	1台	G	1回/年	機能																																																																																																																																																								
	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能																																																																																																																																																								
	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電																																																																																																																																																								
	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
		携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能																																																																																																																																																							
	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	圧搾工具	2台	H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																								
脚立	3台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
エタノール溶液	1本	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
ペノキシル点眼液	1箱	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
カルチコール注射液	1箱	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
火災対応 資機材	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能																																																																																																																																																								
	消防用ホース、ホースノズル（管鏡）	5本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	泡消火剤専用ノズル（管鏡）	2本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																								
	屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月	機能																																																																																																																																																								
	防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月	機能																																																																																																																																																								
	酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能																																																																																																																																																								
18-2	33	個人被ばく管理用として <u>個人線量測定器を設ける。</u>																																																																																																																																																											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p align="center">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p align="center">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
-----	----------	------------------------	---	--

種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能	
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能	
	携帯電話	30台	↓	訓練の都度	機能	
	消防署専用回線	2回線	C	1回/月	外観、機能	
	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能	
	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能	
	衛星電話	2台	C,↓	1回/年	外観、充電確認	
	放送設備	3台	B,C,F	1回/年	機能	
	モニタリングポスト	1台	↓	1回/年	機能	
	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各種気体)	1回/年	機能	
放射線計測器	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能	
	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能
	個人用外部被ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能	
	放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、員数
フィルタ付き防護マスク		半面	A,B(+1)	1回/年	外観、員数	
		全面	A,B	1回/年	外観、員数	
その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	懐中電灯	20個	A,B(+2)	1回/月	外観、員数	
	ヨウ素剤	1,000錠	↓	1回/月	員数・期限	
	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、員数	
	集塵機	1式	A	1回/月	外観、員数、機能	
	固着剤	1式	A	1回/月	外観、員数	
	散布装置	1式	A	1回/月	外観、員数、機能	
	担架	8台	↓	1回/月	外観、員数	
	防災テント	1式	↓	1回/月	外観、員数	
	被ばく者の輸送に使用可能な車庫	1台	↓	1回/月	外観、員数、機能	

(+1). 従事者の常時携行品は除く。
 (+2). 加工施設内に設置しているものは除く。
 管理責任者：安全管理課長

<保管場所凡例>

A	防災資機材保管場所
B	予備防災資機材保管場所
C	防災ルーム
D	代替防災ルーム
E	放射線管理機更衣室
F	準備所
G	転換工場
H	成装工場一時避難場所
I	除染・分析室
↓	その他（敷地内等）

18-3	33	<p>管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第1種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。また、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第54条</p> <p>2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p> <p>(管理区域の特別措置)</p> <p>第44条 安全管理課長は、管理区域のうち次の区域を標識の掲示等により他の場所と区分する。</p> <p>(1) 管理区域に立入る者が受ける外部放射線による線量を制限する必要がある区域</p> <p>(2) 汚染の拡大を防止する必要がある区域</p> <p>2. 各課長は、前項の区域に従業員等を立入らせる場合は、安全管理課長の承認及び核燃料取扱主任者の確認を得て、その指示に従う。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)</p> <p>6.1.4 管理区域の措置</p> <p>(1) 安全管理課長は、管理区域のうち次の区域を標識の掲示等により他の場所と区分する方法について「放射線安全作業要領」に定める。</p> <p>①管理区域に立入る者が受ける外部放射線による線量を制限する必要がある区域</p> <p>②汚染の拡大を防止する必要がある区域</p> <p>(2) 各課長は、(1)項の区域に従業員等を立入らせる場合は、安全管理課長及び核燃料取扱主任者の承認を得て、その指示に従う。</p> <p>6.3.1 線量当量等の測定</p> <p>(2) 安全管理課長は、(1)項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。線量当量等の測定及び測定により異常が認められた場合の措置について「放射線安全作業要領」に定める。</p> <p>(3) 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>
------	----	--	--	--

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																		
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(異常時の措置) 第38条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに担当課長に通報する。 2. 担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に関係課長に通報する。 3. 担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じると共に、担当部長及び管理総括者並びに核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 5.2 放射線測定及び管理 (1) 管理区域 ①安全管理課長は、これらの測定結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者へ報告するとともに、「空気中の放射性物質濃度の1週間平均濃度」、「外部放射線による線量当量率」及び「床等の表面の放射性物質の密度」の結果については第1種管理区域入口付近に表示し、管理区域立入者が確認できるようにする。 ②安全管理課長は、「床等の表面の放射性物質の密度」の測定の結果が第4表に定める管理目標値を超え又は超えるおそれのある場合は、速やかに安全管理課担当者から当該現場担当者へその旨を報告させ、汚染の除去等適切な措置を講じるよう指示させ、汚染除去後の再測定により確認を行わせる。 ③汚染拡大防止のため、現場の床、壁等に予期しない汚染が生じた場合で約1m²以上の範囲が第4表に定める管理目標値を超えるおそれがあるときは、当該現場担当課長は、汚染拡大防止の応急措置を講じ、安全管理課長に連絡し汚染状況の測定を受け、測定結果が管理目標値を超えた場合は除染方法等について指導、助言を受け、汚染除去等の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。 ④安全管理課長は、測定の結果、放射性物質の濃度等が第5表及び第6表に定める管理目標値を超えた場合及び作業等による被ばく防止又は環境汚染防止に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、必要に応じてなわ張り、標識を掲げる等により人が不用意に立入らないよう措置を講じた後、安全・品質保証部長を経由して管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告するほか、関係管理者に通知し、速やかに原因の除去等適切な措置を講じるとともに原因調査をするよう指示する。</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6. 5 異常時の処置 (保守管理標準参照) 異常を発見した場合は、以下の処置を行う。 ・加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに担当課長に通報する。ただし、発見した者から班長又は担当者を經由して担当課長に通報しても良い。 ・担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に関係課長に通報する。 ・担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じると共に、担当部長及び管理総括者並びに核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p>																																																		
18-4	179	<p>個人被ばく管理用設備として個人線量測定器、防じんマスク及びボンベ式呼吸器を、施設管理用設備として、サーベイメータ(α、β(γ)線用)、放射能測定装置(α、β線用)及び除染用具を設ける。</p>	<p>別表第9 放射線測定器類 (第55条関係)</p> <table border="1" data-bbox="771 1270 1685 1852"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検/校正*1頻度</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>12台</td> <td>1回/年</td> <td rowspan="16">安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>19台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・中性子線測定用サーベイメータ</td> <td>2台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td>6台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・移動型ダストモニタ</td> <td>4台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・ハンドフットモニタ</td> <td>8台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置(α、β線用)</td> <td>13台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・エリアモニタ</td> <td>8台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・熱蛍光線量計(TLD)測定装置</td> <td>1台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト</td> <td>1台</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>・エアサンブラ</td> <td>2台</td> <td>使用時</td> </tr> <tr> <td>・個人用エアサンブラ</td> <td>2台</td> <td>使用時</td> </tr> <tr> <td>・熱蛍光線量計(TLD)素子</td> <td>1式</td> <td>使用時</td> </tr> <tr> <td>・ガラスパッジ</td> <td>1式</td> <td>4回/年*2</td> </tr> <tr> <td>・エアスニフア</td> <td>採取口 129</td> <td>使用時</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：点検/校正には交換も含む。 *2：女子(妊娠不能と診断された者を除く。)は1回/月とする。</p>	測定器名	数量	点検/校正*1頻度	点検・校正責任者	・線量当量率サーベイメータ	12台	1回/年	安全管理課長	・汚染サーベイメータ	19台	1回/年	・中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年	・ダストモニタ	6台	1回/年	・移動型ダストモニタ	4台	1回/年	・ハンドフットモニタ	8台	1回/年	・放射能測定装置(α、β線用)	13台	1回/年	・エリアモニタ	8台	1回/年	・熱蛍光線量計(TLD)測定装置	1台	1回/年	・モニタリングポスト	1台	1回/年	・エアサンブラ	2台	使用時	・個人用エアサンブラ	2台	使用時	・熱蛍光線量計(TLD)素子	1式	使用時	・ガラスパッジ	1式	4回/年*2	・エアスニフア	採取口 129	使用時	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 別表3 放射線測定器類 (保安規定にあわせ別表3を修正する。)</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別表1 防災資機材一覧 (保安規定にあわせ別表1を修正する。)</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」) 別表 資機材点検リスト (保安規定にあわせ別表を修正する。)</p>
測定器名	数量	点検/校正*1頻度	点検・校正責任者																																																			
・線量当量率サーベイメータ	12台	1回/年	安全管理課長																																																			
・汚染サーベイメータ	19台	1回/年																																																				
・中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年																																																				
・ダストモニタ	6台	1回/年																																																				
・移動型ダストモニタ	4台	1回/年																																																				
・ハンドフットモニタ	8台	1回/年																																																				
・放射能測定装置(α、β線用)	13台	1回/年																																																				
・エリアモニタ	8台	1回/年																																																				
・熱蛍光線量計(TLD)測定装置	1台	1回/年																																																				
・モニタリングポスト	1台	1回/年																																																				
・エアサンブラ	2台	使用時																																																				
・個人用エアサンブラ	2台	使用時																																																				
・熱蛍光線量計(TLD)素子	1式	使用時																																																				
・ガラスパッジ	1式	4回/年*2																																																				
・エアスニフア	採取口 129	使用時																																																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p align="center">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p align="center">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
-----	----------	------------------------	---	--

別表第20 防災資機材一覧（第82, 91, 100, 118条関係）

種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,E	1回/月	機能	
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能	
	携帯電話	30台	J	訓練の都度	機能	
	消防署専用回線	2回線	C	1回/月	外観、機能	
	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能	
	無線機	17台	C,D,E	1回/年	機能	
	衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認	
	放送設備	3台	B,C,E	1回/年	機能	
	モニタリングポスト	1台	J	1回/年	機能	
	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年	機能	
放射線計測器	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能	
	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	可搬式ガス測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能
	個人用外部線量計	50個	C,D	1回/年	機能	
	放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、員数
フィルタ付き防護マスク		半面	A,B(*1)	1回/年	外観、員数	
		全面	A,B	1回/年	外観、員数	
その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、員数	
	ヨウ素剤	1,000錠	J	1回/月	員数、期限	
	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、員数	
	集塵機	1式	A	1回/月	外観、員数、機能	
	固着剤	1式	A	1回/月	外観、員数	
	敷布装置	1式	A	1回/月	外観、員数、機能	
	担架	8台	J	1回/月	外観、員数	
	防災テント	1式	J	1回/月	外観、員数	
	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	J	1回/月	外観、員数、機能	

(*1) 従事者の常時携行品は除く。
 (*2) 加工施設内に設置しているものは除く。

管理責任者：安全管理課長

<保管場所凡例>

A	防災資機材保管場所
B	予備防災資機材保管場所
C	防災ルーム
D	代替防災ルーム
E	放射線管理更衣室
F	警備所
G	転換工場
H	成型工場一時退避場所
I	除染・分析室
J	その他（敷地内等）

18-5	33	<p>モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p>	<p>（線量当量等の測定） 第54条 4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接する <u>ニュークリア・デベロップメント(株)</u>（以下「<u>NDC</u>」という。）が所有するモニタリングポストの測定データについても、<u>常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</u></p>	<p>（SQAS-07「放射線管理標準」） 6.3.1 線量当量等の測定 (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接する <u>ニュークリア・デベロップメント(株)</u>（以下「<u>NDC</u>」という。）が所有するモニタリングポストの測定データについても、<u>常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</u></p>
------	----	---	---	--

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等						
18-6	234	当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として管理する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(周辺監視区域) 第48条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって第2図(1)に示す区域とする。 2. 安全管理課長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.8 周辺監視区域 (1) 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって「保安規定」の第2図(1)に示す区域とする。 (2) 安全管理課長は、(1)項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</p>						
	添6-6	加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域外における線量が「線量告示」で定める線量限度を超えないようにする。								
18-7	235	放射線業務従事者等の第1種及び第2種管理区域への出入は、それぞれ指定した場所から行うこととし、第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面の汚染を測定し、表面密度限度の十分の一以下になるように管理する。放射線業務従事者の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。	<p>(管理区域への出入管理) 第46条 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 2. 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。 ただし、第49条に定める一時立入者で複数の者が立入る場合、安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(第1種管理区域への出入管理) 第47条 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (2) 退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u> (3) <u>前号のハンドフットモニタ等の検査において、警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。</u> 2. 安全管理課長は、第1種管理区域を退出する者について身体及び身体に着用している物の表面密度が別表第4に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.6 管理区域への出入管理 (1) 安全管理課長は、許可された者以外の者を管理区域に立入らせない。 なお、放射線業務従事者に指定する際の手続きに関する事項は「放射線安全作業要領」に定める。 (2) 安全管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。 ①所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 6.1.7 第1種管理区域への出入管理 (1) 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。 ①所定の被服を着用すること。 ②退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u> ③前号のハンドフットモニタ等の検査において、<u>警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。</u> (2) 安全管理課長は、第1種管理区域を退出する者について身体及び身体に着用している物の表面密度が「保安規定」の別表第4に定める値を超えないような措置を講じる。</p>						
	添6-3	第1種及び第2種管理区域への出入は、それぞれ指定した場所から行うこととし、第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面の汚染を測定し、表面密度限度の十分の一以下になるように管理する。								
			<p>別表第4 身体及び身体に着用している物に係る表面密度 (第47条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>表面密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	
区 分	表面密度									
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²									
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²									

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等									
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(第1種管理区域外への移動) 第56条 各課長は、物品を第1種管理区域外へ移動させる場合には、必要に応じて除染等の措置を講じ、表面密度が別表第10に定める値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>別表第10 物品及び核燃料物質等の移動に係る限度値 (第56、57条関係)</p> <table border="1" data-bbox="555 400 1238 673"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>限度値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>表面における線量当量率</td> <td>2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>表面から1mにおける線量当量率</td> <td>100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	限度値	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm ²	表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h	表面から1mにおける線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>6.4.1 物品の第1種管理区域外への移動 各課長は、物品を第1種管理区域外へ移動させる場合には、必要に応じて除染等の措置を講じ、表面密度が「保安規定」の別表第10に定める値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p>
項目	限度値												
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm ²												
	アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm ²												
表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h												
表面から1mにおける線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																
18-8	235 添6-3 添6-3.4	<p>空気汚染の発生するおそれのある作業場の空气中放射性物質濃度を定期的に測定し、常に濃度限度以下に保つように管理する。</p> <p>空気汚染の発生するおそれのある作業場の空气中放射性物質濃度を定期的に測定し、常に、「線量告示」における放射線業務従事者の呼吸する空气中濃度限度以下に保つように管理する。</p> <p>空気の汚染状況を監視するため、エアスニファを作業場の要所に取り付けてサンプリングを行い、そのろ紙を交換し、放射能測定装置で測定する。これによって作業場の空气中の放射性物質濃度が濃度限度以下であることを確認する。また、一時的に放射性物質の濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンブラを用いて局所的な放射性物質濃度の測定を行う。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(被ばくの低減措置) 第52条 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 安全管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じ、担当課長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各課長は、管理区域内に立入る者に対し、必要に応じて放射線等の防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p> <p>4. 各課長は、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合には、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させ、安全管理課長はダストサンブラを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p> <p>(線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="715 877 1709 1255"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>・表面密度</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="2">1回/年</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度*1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	・空气中の放射性物質の濃度	・表面密度	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1		<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。 (5) 各課長は、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合には、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させ、安全管理課長はダストサンブラを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 5.2 放射線測定及び管理 (1) 管理区域 作業環境中の線量当量等は、定期的に測定することによって、異常の早期発見、また、それらの結果に基づいた作業計画の立案等有効に活用することによって放射線防護上の処置に結び付けることができる。 安全管理課が実施する管理区域に係る測定内容を第7表に、測定結果に基づく措置を以下に示す。</p>
測定場所	測定項目	測定頻度																		
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																		
	・空气中の放射性物質の濃度																			
	・表面密度																			
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年																		
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																			
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1																			

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																	
			<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="834 380 1573 1360"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
測定項目	測定方法																																				
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																			
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																			
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																			
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																			
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																			
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定																																			
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																			
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																			
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																			
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																			
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																			
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																			
18-9	235 添6-4	<p>管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定を行う。また、表面密度の測定は、スミヤ法又はサーベイ法により行う。</p> <p>管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定は、TLD等により行う。また、表面密度の測定は、スミヤ法又はサーベイ法により行う。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="795 1545 1608 1852"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>・表面密度</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="2">1回/年</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度*1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	・空气中の放射性物質の濃度	・表面密度	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1		<p>(SQAS-07「放射線管理標準」)</p> <p>6.3.1 線量当量等の測定</p> <p>(1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p>																	
測定場所	測定項目	測定頻度																																			
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																																			
	・空气中の放射性物質の濃度																																				
	・表面密度																																				
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年																																			
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																				
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度*1																																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																		
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表第8 線量当量等の測定方法（第54条関係）</p> <table border="1" data-bbox="813 384 1590 1423"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th colspan="2">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法		放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
測定項目	測定方法																																					
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																				
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																				
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																				
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																				
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																				
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び放射能測定装置による測定																																				
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																				
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																				
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																				
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																				
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																				
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																				
18-10	235	放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。	<p>(線量当量等の測定) 第54条 3. 安全管理課長は、管理区域における空气中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (3) 安全管理課長は、管理区域における空气中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>																																		
	添6-4	放射線管理のため管理区域における空气中の放射性物質の濃度、空間線量率及び床面等の放射性物質の表面密度の測定結果を加工施設内の適切な場所に表示する。																																				
18-11	235	放射線業務従事者が管理区域に立ち入る場合に個人線量測定器を着用させ、その線量を測定することにより外部被ばくを管理する。	<p>(管理区域への出入管理) 第46条 (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.6 管理区域への出入管理 (2) 安全管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置について「放射線安全作業要領」に定める。 ②所定の個人線量測定器を着用すること。</p>																																		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																													
	添6-4	外部被ばく管理については、従事者が管理区域に立ち入る場合に個人線量測定器を着用させ、その線量を測定することにより行う。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(線量限度) 第50条 放射線業務従事者の線量限度は、別表第5に定める値とする。</p> <p>別表第5 放射線業務従事者の線量限度 (第50条, 87条の3関係)</p> <table border="1" data-bbox="753 443 1644 625"> <thead> <tr> <th colspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>男子</th> <th>女子</th> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>妊娠中女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100mSv/5年^(注1) 50mSv/1年^(注2)</td> <td>100mSv/5年^(注1) 50mSv/1年^(注2) 5mSv/3月^(注3) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで^(注4)</td> <td>100mSv/5年^(注1) 50mSv/1年^(注2)</td> <td>500mSv/年</td> <td>2mSv/出産まで^(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、加工規則第7条の3第2項に規定する緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100mSv、眼の水晶体の等価線量について300mSv及び皮膚の等価線量について1Svとする。</p> <p>ただし、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)」第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げるいずれかの事象に該当する場合にあっては、実効線量について250mSvとする。</p> <p>この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 (注2) 4月1日を始期とする1年間 (注3) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を社長に書面で申し出た者を除く)について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間 (注4) 本人の申出等により社長が妊娠の事実を知ってから出産するまでの期間</p>	実効線量限度		等価線量限度			男子	女子	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2)	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2) 5mSv/3月 ^(注3) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで ^(注4)	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2)	500mSv/年	2mSv/出産まで ^(注4)	<p>6.2.2 線量限度 <u>放射線業務従事者の線量限度は、「保安規定」の別表第5に定める値とする。</u></p>														
実効線量限度		等価線量限度																															
男子	女子	眼の水晶体	皮膚	妊娠中女子の腹部表面																													
100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2)	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2) 5mSv/3月 ^(注3) 妊娠中の内部被ばく 1mSv/出産まで ^(注4)	100mSv/5年 ^(注1) 50mSv/1年 ^(注2)	500mSv/年	2mSv/出産まで ^(注4)																													
18-12	235 添6-4	<p>空気中の放射性物質濃度から内部被ばくの実効線量を計算によって求めることにより内部被ばくを管理する。また、必要に応じ放射線業務従事者の尿中のウランを測定することにより内部被ばくを管理する。</p> <p>内部被ばく管理については、空気中の放射性物質濃度から内部被ばくの実効線量を計算によって求めることにより行う。また、必要に応じ従事者の尿中の放射性物質を測定することにより行う。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第54条 <u>安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</u></p> <p>別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="724 1213 1673 1570"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/年</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度^{*1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 ^{*1}	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) <u>安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</u></p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 6.3.2 内部被ばくによる線量 (2) 摂取量の算出 <u>被ばく線量を評価するためには、まず内部被ばくの原因となる体内に摂取した放射性物質の量を求める必要がある。これには、空気中放射性物質濃度から算出する方法とバイオアッセイ法により算出する方法とがあり、それぞれ次に示す方法(第13表)で行う。</u> なお、内部被ばくの記録レベルは、定期測定においては1.5mSv/3月(女子は0.5mSv/月)事故時等においては0.5mSv/回とする。</p> <p>第13表 内部被ばくの測定・評価方法</p> <table border="1" data-bbox="1843 1486 2718 1906"> <thead> <tr> <th>測定方法</th> <th>摂取の区分</th> <th>測定時期・頻度</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中放射性物質濃度(エアスニッフ濃度)からの計算</td> <td>吸入摂取</td> <td>4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(女子は毎月)</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>バイオアッセイ法(尿中ウラン検査)</td> <td>吸入摂取 経口摂取</td> <td>その都度</td> <td>事故時等</td> </tr> <tr> <td>バイオアッセイ法(鼻スミヤ検査)</td> <td>吸入摂取</td> <td>その都度</td> <td>事故時等</td> </tr> </tbody> </table>	測定方法	摂取の区分	測定時期・頻度	摘要	空気中放射性物質濃度(エアスニッフ濃度)からの計算	吸入摂取	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(女子は毎月)	定期測定	バイオアッセイ法(尿中ウラン検査)	吸入摂取 経口摂取	その都度	事故時等	バイオアッセイ法(鼻スミヤ検査)	吸入摂取	その都度	事故時等
測定場所	測定項目	測定頻度																															
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週																															
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年																															
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 ^{*1}																																
測定方法	摂取の区分	測定時期・頻度	摘要																														
空気中放射性物質濃度(エアスニッフ濃度)からの計算	吸入摂取	4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(女子は毎月)	定期測定																														
バイオアッセイ法(尿中ウラン検査)	吸入摂取 経口摂取	その都度	事故時等																														
バイオアッセイ法(鼻スミヤ検査)	吸入摂取	その都度	事故時等																														

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																	
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="813 401 1581 1423"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニフャ等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフャ等による集塵及び放射能測定装置による測定	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
測定項目	測定方法																																				
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																			
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																			
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																			
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																			
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																			
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフャ等による集塵及び放射能測定装置による測定																																			
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																			
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																			
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																			
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																			
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																			
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																			
18-13	235	<p>周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量を定期的に測定するとともに周辺監視区域外における土壌等のウラン濃度を定期的に測定する。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>別表第7 線量当量等の測定 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="813 1608 1501 1871"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>・表面密度</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td rowspan="2">1回/年</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度^{*1}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年1回行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週	・空气中の放射性物質の濃度	・表面密度	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 ^{*1}		<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p>																	
測定場所	測定項目	測定頻度																																			
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/週																																			
	・空气中の放射性物質の濃度																																				
	・表面密度																																				
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	1回/年																																			
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																				
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 ^{*1}																																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																			
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)</p> <table border="1" data-bbox="786 401 1581 1465"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">表面密度</td> <td>第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物</td> <td>ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域からの持ち出し物品</td> <td>ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空气中的放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニフャ等による集塵及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中的放射性物質の濃度</td> <td>排気口</td> <td>ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質の濃度</td> <td>廃液貯留タンク</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質の濃度</td> <td>排水口</td> <td>試料水の前処理及び放射能測定装置による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD) による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率</td> <td>核燃料物質等</td> <td>サーベイメータによる直接測定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>モニタリングポストによる測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	表面密度	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	表面密度	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	空气中的放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフャ等による集塵及び放射能測定装置による測定	空气中的放射性物質の濃度	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
測定項目	測定方法																																						
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定																																					
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定																																					
	表面密度	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定																																					
表面密度	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定																																					
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定																																					
	空气中的放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフャ等による集塵及び放射能測定装置による測定																																				
空气中的放射性物質の濃度	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定																																					
	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																				
水中の放射性物質の濃度	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定																																					
	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定																																				
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定																																					
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定																																					
18-14	236	<p>万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間線量率を測定する。また、迅速な対応するために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。 2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 3. 安全管理課長は、管理区域における空气中的放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。 4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。) が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (1) 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を「保安規定」の別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。 (2) 安全管理課長は、(1)項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。線量当量等の測定及び測定により異常が認められた場合の措置について「放射線安全作業要領」に定める。 (3) 安全管理課長は、管理区域における空气中的放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。 (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。) が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p>																																			
	添6-11	<p>万一異常放出があった場合、又は測定が必要と判断された場合には、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間線量率を測定する。また、必要な情報を所内の適切な場所に表示する。</p>																																					

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <div data-bbox="533 272 1252 927" style="border: 1px solid black; height: 410px; width: 100%;"></div> <p>(応急措置) 第 85 条 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 2. 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.2 初期活動 (3) 応急措置 ② 担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 ③ 安全・品質保証部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度を調査し、その結果を管理総括者に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>
18-15	添 6-1	<p>「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として管理する。</p>	<p>(管理区域) 第 42 条 管理総括者は、加工施設内の外部線量が 1.3mSv/3 月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が $3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$ を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が 0.4Bq/cm^2 を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、第 2 図(2)～(8)に示す区域とする。 2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 3. 管理総括者は、第 1 項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。 4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。 6. 安全管理課長は、第 2 項又は第 3 項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.1.1 管理区域の設定 (1) 管理総括者は、加工施設内の外部線量が 1.3mSv/3 月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が $3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$ を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が 0.4Bq/cm^2 を超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。管理区域は、図 1～7 に示す区域とする。 (2) 管理総括者は、以下の事項を含む管理区域の設定について「放射線安全作業要領」に定める。 ①前項(1)以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。 ②管理総括者は、前項(1)に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。 ③前項(1)の管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 ④安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 ⑤管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																	
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(周辺監視区域) 第 48 条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって第 2 図(1)に示す区域とする。 2. 安全管理課長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(3) 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。 6.1.8 周辺監視区域 (1) 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって「保安規定」の第 2 図(1)に示す区域とする。 (2) 安全管理課長は、(1)項の周辺監視区域境界にさくを設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。</p>																																	
18-16	添 6-1	<p>加工施設は、核燃料物質等による放射線の管理を確実にするために、取り扱う核燃料物質の受入れにあたっては既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められた ASTM (米国材料試験協会) 1)2) の濃縮六ふっ化ウランの仕様に基き受入仕様を定め、また、再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。</p>	<p>(核燃料物質の受入、払出し) 第 70 条 3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、<u>材料証明書により別表第 12 に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。</u></p> <p>別表第 12 核燃料物質の受入仕様値 (第 70 条関係)</p> <p>1. 再生濃縮ウランの受入仕様値 (濃縮度 5 %以下)</p> <table border="1" data-bbox="724 768 1626 1331"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>10 ppb (U ベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>3.3 × 10⁵ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Ru-106</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Sb-125</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>Np-237</td> <td>1 × 10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu (α)</td> <td>1 × 10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu (β)</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和 3 年 7 月 26 日付三原燃第 21-0283 号にて申請した別表第 12 1 の削除を取り消します。)</p> <p>2. 再生濃縮ウラン以外の核燃料物質の受入仕様値 (濃縮度 5 %以下)</p> <table border="1" data-bbox="724 1528 1626 1785"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>0.1 ppb (U ベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>1.44 × 10⁵ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 ppb (U ベース)</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核種	含有量 (上限値)	ウラン同位体	U-232	10 ppb (U ベース)	U (α)	3.3 × 10 ⁵ Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU	Ru-106	10 Bq/gU	Sb-125	2 Bq/gU	超ウラン元素	Np-237	1 × 10 ⁻¹ Bq/gU	Pu (α)	1 × 10 ⁻¹ Bq/gU	Pu (β)	3 Bq/gU	放射性物質区分	核種	含有量 (上限値)	ウラン同位体	U-232	0.1 ppb (U ベース)	U (α)	1.44 × 10 ⁵ Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 ppb (U ベース)	<p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 6. 1. 1 核燃料物質の受入、払出し (3) 安全管理課長は、核燃料物質を受け入れる場合は、<u>材料証明書により「保安規定」別表第 12 に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。</u>また、安全管理課長は、再生濃縮ウランを受け入れる場合 (工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合は、「保安規定」別表第 13-2 に関する管理内容を記載し、本標準を改訂する必要がある (「11. 留意事項」参照) ため、その旨を安全・品質保証部長に連絡する。</p>
放射性物質区分	核種	含有量 (上限値)																																			
ウラン同位体	U-232	10 ppb (U ベース)																																			
	U (α)	3.3 × 10 ⁵ Bq/gU																																			
核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU																																			
	Ru-106	10 Bq/gU																																			
	Sb-125	2 Bq/gU																																			
超ウラン元素	Np-237	1 × 10 ⁻¹ Bq/gU																																			
	Pu (α)	1 × 10 ⁻¹ Bq/gU																																			
	Pu (β)	3 Bq/gU																																			
放射性物質区分	核種	含有量 (上限値)																																			
ウラン同位体	U-232	0.1 ppb (U ベース)																																			
	U (α)	1.44 × 10 ⁵ Bq/gU																																			
核分裂生成物	Tc-99	10 ppb (U ベース)																																			
18-17	添 6-4	<p>放射線管理のため管理区域における空気中の放射性物質の濃度、空間線量率及び床面等の放射性物質の表面密度の測定結果</p>	<p>(線量当量等の測定) 第 54 条 3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第 1 種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>	<p>(SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (3) 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の線量結果を、加工施設内の第 1 種管理区域の出入り口付近に表示する。</p>																																	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
		を加工施設内の適切な場所に表示する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
18-18	236	<p>(3) 保安教育等 放射線業務従事者に対して定期的に保安教育を実施し、その結果を記録する。放射線業務従事者の線量測定結果を記録する。「電離放射線障害防止規則」に基づき、健康診断を実施する。</p>	<p>(力量、教育・訓練及び認識) 第 24 条 2. 各部課長等は、全社での教育・訓練を次のとおり実施する。 (1) 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、教育・訓練計画を定めること。なお、教育・訓練項目は別表第 1-1-①のとおりとすること。また、教育・訓練項目には、<u>設計想定事象発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及び六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</u> イ) 六ふっ化ウラン漏えい事故対策に関すること ロ) 六ふっ化ウランの危険性に関すること ハ) 六ふっ化ウランばく露防止に関すること ニ) 六ふっ化ウラン漏えい時の退避に関すること (2) 管理総括者は、(1)の教育・訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受けること。 (3) 安全管理課長は、(1)の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年 1 回以上実施すること。 (4) 安全管理課長は、請負会社従業員について、(1)の教育・訓練計画に基づき原則として自社において教育・訓練を実施すること。ただし、請負会社が自ら教育・訓練を実施する場合は、教育・訓練の項目を提示すると共に、その結果を報告させること。 (5) 安全管理課長は、第 49 条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付による教育を実施すること。 (6) 安全・品質保証部長は、(3)及び(4)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>(管理上の人の区分) 第 49 条 管理区域に立入る者を次のように区分する。 (1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、保管又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立入る者。</p> <p>(線量の評価及び通知) 第 51 条 2. 安全管理課長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて測定し、評価する。 3. 安全管理課長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、社員以外の者にあつては、当該事業者を通じて通知する。</p>	<p>(SQAS-13「保安教育・訓練標準」) 6.1.1 保安教育の計画 (1) 管理総括者は、毎年度、保安教育訓練計画(様式 17)を定める。 (2) 管理総括者が定める教育・訓練項目は、「保安規定」別表第 1-1-①のとおりとする。なお、保安品質目標の達成及びマネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させるため、保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステムに関する内容を含むものとする。また、教育・訓練項目には、<u>設計想定事象発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊時発生時の保全活動に関する事項及び UF6 の化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</u> 1) UF6 漏えい事故対策に関すること 2) UF6 の危険性に関すること 3) UF6 ばく露防止に関すること 4) UF6 漏えい時の退避に関すること (3) 管理総括者は、(1)の保安教育訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受ける。 (4) 安全管理課長は、(3)の審議を受け、承認された保安教育訓練計画に関し、次に掲げる改訂が必要になった場合は、変更を行う。 1) 項目の追加、変更又は削除 2) 計画の遅延(予定月を超えない範囲の場合を除く) (5) 管理総括者は、(4)で変更された保安教育訓練計画について、(3)に従い改訂する。 6.1.2 保安教育の実施 (1) 安全管理課長は、6.1.1 項(1)の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年 1 回以上実施する。</p> <p>(STD-SC0101「放射線安全作業要領」) 4.4 指定手続 (1) 指定手続時に実施する事項 5) 電離放射線健康診断結果の提出 「電離放射線障害防止規則」(第 56 条)に基づく健康診断を受診し、その結果を提出すること。 ただし、電離放射線健康診断の有効期限が切れたものや異常が認められている場合は、指定手続を行えないことがある。</p> <p>6.4 被ばく線量の通知等 安全管理課長は本人又は所属事業所へ、被ばく線量について通知等を行う。</p>
18-19	添 6-6	加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、施設の周辺監視区域境界外において、合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。再	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第 72 条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。 (2) 別表第 13-1 に示す<u>最大貯蔵能力</u>を超えないこと。また、別表第 13-2 に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。 (4) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。 イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室(第 4 図(1)) ロ) 原料貯蔵所(第 4 図(2)) ハ) 容器管理棟 保管室(第 4 図(3)) (5) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 2. 各課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによ</p>	<p>(SQAS-09「核燃料物質の管理標準」) 6.3 核燃料物質の貯蔵 (1) 担当課長は、以下の事項を含んだ要領書を作成する。 ① 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。 ② 「保安規定」別表第 13-1 の内数である本標準書別表 1 に示す最大貯蔵能力を超えないこと。 また、別表 2 に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。 (3) 担当課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように計画する。 (4) 担当課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																													
		<p>生濃縮ウランを貯蔵施設に貯蔵する場合であって貯蔵期間を1年未満に制限するときは、貯蔵するウラン量(ton-U)に貯蔵期間(月/年)を乗じて得られる値が、次項のa項に規定する値を用いて得られる上限値を超えないように管理する。</p>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>る周辺環境への影響が低くなるように管理する。</p> <p>3. 各課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p> <p>(1) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備(第4図(4)) (2) 工場棟 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚(第4図(5)) (3) 工場棟 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台(第4図(6)) (4) 第2核燃料倉庫(第4図(7)) (5) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)(第4図(8)) (6) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)(第4図(9))</p> <p>記載例 別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第72条関係)</p> <table border="1" data-bbox="697 640 1647 1165"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">工場棟</td> <td>原料倉庫</td> <td rowspan="9">濃縮度5%以下の濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン</td> <td>六ふっ化ウラン</td> <td>62ton-U</td> </tr> <tr> <td>転換加工室</td> <td rowspan="2">ウラン粉末</td> <td>43ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> <td>7ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> <td rowspan="2">ウランペレット</td> <td>7ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>ペレット貯蔵室</td> <td>40ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料棒補修室</td> <td rowspan="2">燃料棒</td> <td>1ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料棒検査室</td> <td>46ton-U(注1)</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体組立室</td> <td rowspan="2">燃料集合体</td> <td>59ton-U</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体貯蔵室</td> <td>180ton-U(注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載例 別表第13-2 ビルドアップ期間及び貯蔵期間(第72条関係)</p> <table border="1" data-bbox="712 1281 1617 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">濃縮, 天然, 劣化ウラン(再生濃縮ウランを除く)</th> <th colspan="2">再生濃縮ウラン</th> </tr> <tr> <th>ビルドアップ期間</th> <th>貯蔵期間</th> <th>ビルドアップ期間</th> <th>貯蔵期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">工場棟</td> <td>原料倉庫</td> <td>六ふっ化ウラン</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>-(注4)</td> <td>-(注4)</td> </tr> <tr> <td>転換加工室</td> <td rowspan="2">ウラン粉末</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td rowspan="2">常時</td> <td rowspan="2">2年以下</td> <td rowspan="2">1ヶ月/年以下</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> </tr> <tr> <td>ペレット加工室</td> <td rowspan="2">ウランペレット</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td rowspan="2">常時</td> <td rowspan="2">2年以下</td> <td rowspan="2">1ヶ月/年以下</td> </tr> <tr> <td>ペレット貯蔵室</td> </tr> <tr> <td>燃料棒補修室</td> <td rowspan="2">燃料棒</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td rowspan="2">常時</td> <td rowspan="2">2年以下</td> <td rowspan="2">1ヶ月/年以下</td> </tr> <tr> <td>燃料棒検査室</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体組立室</td> <td rowspan="2">燃料集合体</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td rowspan="2">常時</td> <td>-(注4)</td> <td>-(注4)</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体貯蔵室</td> <td>2年以下</td> <td>2ヶ月/年以下</td> </tr> </tbody> </table>	施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		工場棟	原料倉庫	濃縮度5%以下の濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	62ton-U	転換加工室	ウラン粉末	43ton-U(注1)	ペレット加工室	7ton-U(注1)	ペレット加工室	ウランペレット	7ton-U(注1)	ペレット貯蔵室	40ton-U(注1)	燃料棒補修室	燃料棒	1ton-U(注1)	燃料棒検査室	46ton-U(注1)	燃料集合体組立室	燃料集合体	59ton-U	燃料集合体貯蔵室	180ton-U(注1)	施設	形態	濃縮, 天然, 劣化ウラン(再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン		ビルドアップ期間	貯蔵期間	ビルドアップ期間	貯蔵期間	工場棟	原料倉庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	転換加工室	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	ペレット加工室	ペレット加工室	ウランペレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	ペレット貯蔵室	燃料棒補修室	燃料棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	燃料棒検査室	燃料集合体組立室	燃料集合体	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	燃料集合体貯蔵室	2年以下	2ヶ月/年以下	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力																																																																														
工場棟	原料倉庫	濃縮度5%以下の濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	62ton-U																																																																													
	転換加工室		ウラン粉末	43ton-U(注1)																																																																													
	ペレット加工室			7ton-U(注1)																																																																													
	ペレット加工室		ウランペレット	7ton-U(注1)																																																																													
	ペレット貯蔵室			40ton-U(注1)																																																																													
	燃料棒補修室		燃料棒	1ton-U(注1)																																																																													
	燃料棒検査室			46ton-U(注1)																																																																													
	燃料集合体組立室		燃料集合体	59ton-U																																																																													
	燃料集合体貯蔵室			180ton-U(注1)																																																																													
施設	形態	濃縮, 天然, 劣化ウラン(再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン																																																																													
		ビルドアップ期間	貯蔵期間	ビルドアップ期間	貯蔵期間																																																																												
工場棟	原料倉庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)																																																																											
	転換加工室	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下																																																																											
	ペレット加工室																																																																																
	ペレット加工室	ウランペレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下																																																																											
	ペレット貯蔵室																																																																																
	燃料棒補修室	燃料棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下																																																																											
	燃料棒検査室																																																																																
	燃料集合体組立室	燃料集合体	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)																																																																											
燃料集合体貯蔵室	2年以下				2ヶ月/年以下																																																																												
18-20	添6-11	<p>排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。</p>	<p>(放射性気体廃棄物) 第77条</p> <p>2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</p>	<p>(SQAS-10「放射性廃棄物の管理標準」) 5.3 放射性気体廃棄物の管理 安全管理課長は、下記の事項を含んだ要領書を作成する。 (1) 安全管理課長が実施する放射性気体廃棄物の管理に関する以下の事項</p>																																																																													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所 ②放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより <u>連続的に</u> 監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が「保安規定」別表第14に定める管理目標値を超えないようにすること。

【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

●第十九条（監視設備）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
19-1	236	周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間線量率を測定し、監視する。	赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所 (線量当量等の測定) 第 54 条 4. 安全管理課長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所 (SQAS-07「放射線管理標準」) 6.3.1 線量当量等の測定 (4) 安全管理課長は、周辺監視区域付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。)が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。

●第二十条（非常用電源設備）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
20-1	添 5-113	定期的な作動確認を実施する。 (非常用ディーゼル発電機)	赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所 (保全の実施) 第 60 条の 8 担当課長は、第 60 条の 7 で定めた保全計画に従って保全を実施する。	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所 (SQAS-08「施設管理標準」) 6. 2. 5 保全の実施 (1) 保全を実施する各課長は、6.2.4 項で定めた保全計画に従って保全を実施する。
20-2	添 5-113	余裕をみて 7 日間連続運転が可能な燃料を確保する設計とする。	(非常時用器材の整備) 第 82 条 2. 非常用ディーゼル発電機を 7 日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を 7 日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表 1 に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。 (EDP-1105「受変電・配電設備運転要領」) 7.4 非常用電源設備の日常巡視点検 (1 回/日) (1) 操業時の日常巡視点検 巡視点検作業は、以下の様式に指定された箇所の巡視点検 (非常用ディーゼル発電機を 7 日間連続運転させるのに必要な量の燃料 (A 重油で約 29,000L 以上、潤滑油で約 140L 以上) の点検を含む。) を実施し、点検結果を担当者に提出する。

●第二十一条（通信連絡設備）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
-	-	-	赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所

●第二十二條（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																													
22-1	235	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82, 91, 100, 118条関係）</p> <table border="1" data-bbox="694 453 1673 1409"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防護具類</td> <td>呼吸用ポンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月 外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸引缶付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組（予備2組含む）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">六ふっ化ウラン漏えい対応 通信連絡用</td> <td>無線機</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>一斉放送設備</td> <td>1式</td> <td>G</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用携帯電話</td> <td>4台</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数、充電</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用イヤホン</td> <td>2個</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他器材</td> <td>車輪付担架</td> <td>2台（予備1台含む）</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>携行HF検知器</td> <td>8台（予備1台含む）</td> <td>C,D,B</td> <td>1回/月 外観、負数 1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>HFガス採取器(測定用)</td> <td>1式</td> <td>C,D,H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>目張り用消耗品一式</td> <td>1式</td> <td>A,B,H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>圧搾工具</td> <td>2台</td> <td>H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ボイスレコーダー</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/月 外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>脚立</td> <td>3台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>エタノール溶液</td> <td>1本</td> <td>J</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td>ペノキシール点眼液</td> <td>1箱</td> <td>J</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td>カルチコール注射液</td> <td>1箱</td> <td>J</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">火災対応 消火用資機材</td> <td>可搬消防ポンプ（吹管含む）</td> <td>2台</td> <td>J</td> <td>1回/月 外観、負数 1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース、ホースノズル（管鏡）</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>10型：13本、20型：1本</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>17本（20リットル）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤専用ノズル（管鏡）</td> <td>2本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>大型消火器</td> <td>100型：1本、50型：8本</td> <td>J</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>1式</td> <td>J</td> <td>1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>4ヶ所</td> <td>J</td> <td>1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台</td> <td>A</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防護具類	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数、機能	HF吸引缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月 外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月 外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月 外観、負数	六ふっ化ウラン漏えい対応 通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年 機能	一斉放送設備	1式	G	1回/年 機能	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月 外観、負数、充電	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月 外観、負数	その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月 外観、負数	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 外観、負数 1回/年 機能	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月 外観、負数	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月 外観、負数	圧搾工具	2台	H	1回/月 外観、負数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月 外観、負数、機能	脚立	3台	A,B	1回/月 外観、負数	エタノール溶液	1本	J	1回/年 負数・期限	ペノキシール点眼液	1箱	J	1回/年 負数・期限	カルチコール注射液	1箱	J	1回/年 負数・期限	火災対応 消火用資機材	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	J	1回/月 外観、負数 1回/6月 機能	消防用ホース、ホースノズル（管鏡）	5本	A,B	1回/月 外観、負数	消防服	15着	A,B	1回/月 外観、負数	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月 外観、負数	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月 外観、負数	泡消火剤専用ノズル（管鏡）	2本	A,B	1回/月 外観、負数	大型消火器	100型：1本、50型：8本	J	1回/月 外観、負数	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月 機能	防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月 機能	酸素濃度計	1台	A	1回/年 機能	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別表1 防災資機材一覧 (別表1は保安規定別表第20と同一)</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」) 別表 資機材点検リスト (保安規定にあわせ別表を修正する。)</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																													
防護具類	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数、機能																																																																																																																													
	HF吸引缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
六ふっ化ウラン漏えい対応 通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年 機能																																																																																																																													
	一斉放送設備	1式	G	1回/年 機能																																																																																																																													
	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月 外観、負数、充電																																																																																																																													
	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月 外観、負数																																																																																																																												
携行HF検知器		8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 外観、負数 1回/年 機能																																																																																																																													
HFガス採取器(測定用)		1式	C,D,H	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
目張り用消耗品一式		1式	A,B,H	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
圧搾工具		2台	H	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
ボイスレコーダー		1台	G	1回/月 外観、負数、機能																																																																																																																													
脚立		3台	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
エタノール溶液		1本	J	1回/年 負数・期限																																																																																																																													
ペノキシール点眼液		1箱	J	1回/年 負数・期限																																																																																																																													
カルチコール注射液		1箱	J	1回/年 負数・期限																																																																																																																													
火災対応 消火用資機材	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	J	1回/月 外観、負数 1回/6月 機能																																																																																																																													
	消防用ホース、ホースノズル（管鏡）	5本	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	消防服	15着	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	泡消火剤専用ノズル（管鏡）	2本	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	大型消火器	100型：1本、50型：8本	J	1回/月 外観、負数																																																																																																																													
	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月 機能																																																																																																																													
	防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月 機能																																																																																																																													
	酸素濃度計	1台	A	1回/年 機能																																																																																																																													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p style="text-align: center;">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p style="text-align: center;">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>																																																																																																																																																																																																									
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>2回線</td> <td>C,F</td> <td>1回/月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>30台</td> <td>J</td> <td>訓練の都度</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>消防署専用回線</td> <td>2回線</td> <td>C</td> <td>1回/月</td> <td>外観、機能</td> </tr> <tr> <td>緊急呼出装置（エマージェンシーコール）</td> <td>1台</td> <td>E</td> <td>訓練の都度</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>無線機</td> <td>17台</td> <td>C,D,F</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>2台</td> <td>C,J</td> <td>1回/年</td> <td>外観、充電確認</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>3台</td> <td>B,C,E</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射線計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>1台</td> <td>J</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>固定式測定器（排気塔モニタ）</td> <td>6台</td> <td>(各排気塔)</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>10個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>表面密度測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>4台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>個人用外部照射ばく線量測定器</td> <td>50個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線防護具</td> <td>汚染防護服</td> <td>50着</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フィルタ付き防護マスク</td> <td>半面</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">その他器材</td> <td>ポータブル発電機</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>投光器</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>20個</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>1,000錠</td> <td>J</td> <td>1回/月</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>梯子</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>2式</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>集塵機</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>同着剤</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>散布装置</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>8台</td> <td>J</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>防災テント</td> <td>1式</td> <td>J</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>被災者への輸送に使用可能な車両</td> <td>1台</td> <td>J</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 従事者の常時携行品は除く。 (*2) 加工施設内に設置しているものは除く。</p> <p style="text-align: right;">管理責任者：安全管理課長</p> <p><保管場所凡例></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>A</td><td>防災倉庫材保管場所</td></tr> <tr><td>B</td><td>予備防災倉庫材保管場所</td></tr> <tr><td>C</td><td>防災ルーム</td></tr> <tr><td>D</td><td>代替防災ルーム</td></tr> <tr><td>E</td><td>放射線管理種更衣室</td></tr> <tr><td>F</td><td>警備所</td></tr> <tr><td>G</td><td>動力工場</td></tr> <tr><td>H</td><td>成型工場一時退避場所</td></tr> <tr><td>I</td><td>除染・分析室</td></tr> <tr><td>J</td><td>その他（敷地内等）</td></tr> </table>	種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能	携帯電話	30台	J	訓練の都度	機能	消防署専用回線	2回線	C	1回/月	外観、機能	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能	衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認	放送設備	3台	B,C,E	1回/年	機能	放射線計測器	モニタリングポスト	1台	J	1回/年	機能	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年	機能	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能	測定器	2台	C,D	1回/年	機能	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能	測定器	2台	C,D	1回/年	機能	個人用外部照射ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能	放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(*1)	1回/年	外観、負数	全面	A,B	1回/年	外観、負数	その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	ヨウ素剤	1,000錠	J	1回/月	負数・期限	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、負数	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、負数	集塵機	1式	A	1回/月	外観、負数、機能	同着剤	1式	A	1回/月	外観、負数	散布装置	1式	A	1回/月	外観、負数、機能	担架	8台	J	1回/月	外観、負数	防災テント	1式	J	1回/月	外観、負数	被災者への輸送に使用可能な車両	1台	J	1回/月	外観、負数、機能	A	防災倉庫材保管場所	B	予備防災倉庫材保管場所	C	防災ルーム	D	代替防災ルーム	E	放射線管理種更衣室	F	警備所	G	動力工場	H	成型工場一時退避場所	I	除染・分析室	J	その他（敷地内等）	
種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																								
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能																																																																																																																																																																																																								
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能																																																																																																																																																																																																								
	携帯電話	30台	J	訓練の都度	機能																																																																																																																																																																																																								
	消防署専用回線	2回線	C	1回/月	外観、機能																																																																																																																																																																																																								
	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能																																																																																																																																																																																																								
	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認																																																																																																																																																																																																								
	放送設備	3台	B,C,E	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
放射線計測器	モニタリングポスト	1台	J	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																							
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																							
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																							
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																							
個人用外部照射ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																									
放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(*1)	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
		全面	A,B	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	ヨウ素剤	1,000錠	J	1回/月	負数・期限																																																																																																																																																																																																								
	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	集塵機	1式	A	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																								
	同着剤	1式	A	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	散布装置	1式	A	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																								
	担架	8台	J	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	防災テント	1式	J	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	被災者への輸送に使用可能な車両	1台	J	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																								
	A	防災倉庫材保管場所																																																																																																																																																																																																											
B	予備防災倉庫材保管場所																																																																																																																																																																																																												
C	防災ルーム																																																																																																																																																																																																												
D	代替防災ルーム																																																																																																																																																																																																												
E	放射線管理種更衣室																																																																																																																																																																																																												
F	警備所																																																																																																																																																																																																												
G	動力工場																																																																																																																																																																																																												
H	成型工場一時退避場所																																																																																																																																																																																																												
I	除染・分析室																																																																																																																																																																																																												
J	その他（敷地内等）																																																																																																																																																																																																												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-2	244	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画及び実施) 第98条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第100条に記載する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動に関する標準書を第78条の標準書に含めて定める。</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策 <u>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を整備する。</u></p>	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.5 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 <u>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行う体制の整備に関し別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</u></p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動に係る体制等の整備</p> <p>(STD-SC1321「緊急時対応要領」) 第9条 代表的な事故時の措置・対応</p>
22-3	244	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊」という。)に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。また、当該の手順書に従って活動を行うために、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2. 大規模損壊への対応 管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、<u>教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。</u>手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的(年1回以上)に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.5 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 <u>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行う体制の整備に関し別紙1「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</u></p> <p>(1) 体制の整備 <u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために非常時対策組織である防災組織をおく。</u></p> <p>(2) 教育・訓練 <u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う要員に対する教育及び訓練を実施する。なお、教育及び訓練の計画は、「保安教育・訓練標準」に従い実施し、教育及び訓練の内容は「防災組織選任及び教育・訓練要領」に定める。</u></p> <p>(3) 資機材の整備 <u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な電源その他資機材を備え付ける。備え付ける資機材及びそれらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</u></p> <p>(STD-SC1321「緊急時対応要領」) 第9条 代表的な事故時の措置・対応</p>
22-4	247	大規模な自然災害(震度5以上の大地震等)の発生が予測できる場合又は発生した場合は、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2.2 地震 (4) 標準書の整備 <u>管理総括者は、地震により起こり得る災害等発生時のリスクの低減、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u> ② 震度5以上の大地震等の発生が予測できる場合又は発生した場合は、<u>加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。</u></p>	<p>(STD-SC1321「緊急時対応要領」) 2. 5「震度5以上」の場合の措置 (1) 施設の停止と点検 ① 操業している場合 1) <u>加工施設が操業している場合は、各現場責任者は速やかに操業を停止するとともに、別表(1)「地震時の施設等の点検」のすべての点検項目を点検する。</u> なお、高圧ガス水素貯蔵所、液化アンモニア製造施設及び転換工場UF6蒸発装置は、地震計と連動して150ガル以上(震度5以上相当)で緊急遮断弁が自動閉止するので、閉止状況を確認する。</p>
添7-19	19	また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊」という。)に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備するものとする。当該の手順書に従って活動を行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。		
	252	大規模損壊が発生した場合に対処するため、以下に示す手順書、体制及び資機材を整備するとともに、教育・訓練を実施する。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																				
22-5	248	大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82, 91, 100, 118条関係）</p> <table border="1" data-bbox="697 451 1676 1407"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防護具類</td> <td>呼吸用ポンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月 外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸収缶付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">簡易化学防護服</td> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組（予備2組含む）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信連絡用</td> <td>無線機</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>一斉放送設備</td> <td>1式</td> <td>G</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用携帯電話</td> <td>4台</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数、充電</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用イヤホン</td> <td>2個</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他器材</td> <td>車輪付担架</td> <td>2台（予備1台含む）</td> <td>B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">携帯HF検知器</td> <td>8台（予備1台含む）</td> <td>C,D,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1回/年 機能</td> </tr> <tr> <td>HFガス採取器(測定用)</td> <td>1式</td> <td>C,D,H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>目張り用消耗品一式</td> <td>1式</td> <td>A,B,H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>圧搾工具</td> <td>2台</td> <td>H</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ボイスレコーダー</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/月 外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>脚立</td> <td>3台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>エタノール溶液</td> <td>1本</td> <td>J</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td>ペノキシル点眼液</td> <td>1箱</td> <td>J</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td>カルチコール注射液</td> <td>1箱</td> <td>J</td> <td>1回/年 負数・期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">火災対応</td> <td rowspan="2">可搬消防ポンプ（吹管含む）</td> <td>2台</td> <td>J</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース、ホースノズル（管巻）</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>10型：13本、20型：1本</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>17本（20リットル）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤専用ノズル（管巻）</td> <td>2本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>大型消火器</td> <td>100型：1本、50型：8本</td> <td>J</td> <td>1回/月 外観、負数</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>1式</td> <td>J</td> <td>1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>4ヶ所</td> <td>J</td> <td>1回/6月 機能</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台</td> <td>A</td> <td>1回/年 機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防護具類	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数、機能	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月 外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月 外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数	簡易化学防護服	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月 外観、負数	通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年 機能	一斉放送設備	1式	G	1回/年 機能	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月 外観、負数、充電	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月 外観、負数	その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月 外観、負数	携帯HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 外観、負数			1回/年 機能	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月 外観、負数	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月 外観、負数	圧搾工具	2台	H	1回/月 外観、負数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月 外観、負数、機能	脚立	3台	A,B	1回/月 外観、負数	エタノール溶液	1本	J	1回/年 負数・期限	ペノキシル点眼液	1箱	J	1回/年 負数・期限	カルチコール注射液	1箱	J	1回/年 負数・期限	火災対応	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	J	1回/月 外観、負数			1回/6月 機能	消防用ホース、ホースノズル（管巻）	5本	A,B	1回/月 外観、負数	消防服	15着	A,B	1回/月 外観、負数	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月 外観、負数	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月 外観、負数	泡消火剤専用ノズル（管巻）	2本	A,B	1回/月 外観、負数	大型消火器	100型：1本、50型：8本	J	1回/月 外観、負数	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月 機能	防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月 機能	酸素濃度計	1台	A	1回/年 機能	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.5 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備 (3) 資機材の整備 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な電源その他資機材を備え付ける。備え付ける資機材及びそれらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>別表1 防災資機材一覧 (別表1は保安規定別表第20と同一)</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」) 別表 資機材点検リスト (保安規定にあわせ別表を修正する。)</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																				
防護具類	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数、機能																																																																																																																																				
	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
簡易化学防護服	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年 機能																																																																																																																																			
		一斉放送設備	1式	G	1回/年 機能																																																																																																																																			
		化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月 外観、負数、充電																																																																																																																																			
化学防護服用イヤホン		2個	B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	携帯HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
				1回/年 機能																																																																																																																																				
	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	圧搾工具	2台	H	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月 外観、負数、機能																																																																																																																																				
	脚立	3台	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	エタノール溶液	1本	J	1回/年 負数・期限																																																																																																																																				
	ペノキシル点眼液	1箱	J	1回/年 負数・期限																																																																																																																																				
カルチコール注射液	1箱	J	1回/年 負数・期限																																																																																																																																					
火災対応	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	J	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
				1回/6月 機能																																																																																																																																				
	消防用ホース、ホースノズル（管巻）	5本	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	消防服	15着	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	泡消火剤専用ノズル（管巻）	2本	A,B	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	大型消火器	100型：1本、50型：8本	J	1回/月 外観、負数																																																																																																																																				
	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月 機能																																																																																																																																				
防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月 機能																																																																																																																																					
酸素濃度計	1台	A	1回/年 機能																																																																																																																																					
添7-23		(12)大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。																																																																																																																																						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p style="text-align: center;">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p style="text-align: center;">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>																																																																																																																																																																																																											
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>2回線</td> <td>C,F</td> <td>1回/月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>30台</td> <td>↓</td> <td>訓練の都度</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>消防署専用回線</td> <td>2回線</td> <td>C</td> <td>1回/月</td> <td>外観、機能</td> </tr> <tr> <td>緊急呼出装置（エマージェンシーコール）</td> <td>1台</td> <td>E</td> <td>訓練の都度</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>無線機</td> <td>17台</td> <td>C,D,F</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>2台</td> <td>C,J</td> <td>1回/年</td> <td>外観、充電確認</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>3台</td> <td>B,C,E</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>1台</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>固定式測定器（排気塔モニタ）</td> <td>6台</td> <td>(各排気塔)</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射線計測器</td> <td>ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>10個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>表面密度測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>4台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>個人用外部除ばく線量測定器</td> <td>50個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線防護具</td> <td>汚染防護服</td> <td>50着</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フィルタ付き防護マスク</td> <td>半面</td> <td>30個</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>10個</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">その他器材</td> <td>ポータブル発電機</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>投光器</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>20個</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>1,000錠</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>梯子</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>2式</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>集塵機</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>回着剤</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>散布装置</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>8台</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>防災テント</td> <td>1式</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送に使用可能な車両</td> <td>1台</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">管理責任者：安全管理課長</p> <p>(*1) 従事者の常時携行品は除く。 (*2) 加工施設内に設置しているものは除く。</p> <p><保管場所凡例></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>A</td><td>防災資機材保管場所</td></tr> <tr><td>B</td><td>予備防災資機材保管場所</td></tr> <tr><td>C</td><td>防災ルーム</td></tr> <tr><td>D</td><td>代替防災ルーム</td></tr> <tr><td>E</td><td>放射線管理種更衣室</td></tr> <tr><td>F</td><td>警備所</td></tr> <tr><td>G</td><td>変換工場</td></tr> <tr><td>H</td><td>成型工場一時退避場所</td></tr> <tr><td>I</td><td>除染・分析室</td></tr> <tr><td>↓</td><td>その他（敷地内等）</td></tr> </table>	種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能	携帯電話	30台	↓	訓練の都度	機能	消防署専用回線	2回線	C	1回/月	外観、機能	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能	衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認	放送設備	3台	B,C,E	1回/年	機能	モニタリングポスト	1台	↓	1回/年	機能	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年	機能	放射線計測器	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能	測定器	2台	C,D	1回/年	機能	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能	測定器	2台	C,D	1回/年	機能	個人用外部除ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能	放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数	フィルタ付き防護マスク	半面	30個	A,B(*1)	1回/年	外観、負数	全面	10個	A,B	1回/年	外観、負数	その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	ヨウ素剤	1,000錠	↓	1回/月	負数・期限	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、負数	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、負数	集塵機	1式	A	1回/月	外観、負数、機能	回着剤	1式	A	1回/月	外観、負数	散布装置	1式	A	1回/月	外観、負数、機能	担架	8台	↓	1回/月	外観、負数	防災テント	1式	↓	1回/月	外観、負数	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	↓	1回/月	外観、負数、機能	A	防災資機材保管場所	B	予備防災資機材保管場所	C	防災ルーム	D	代替防災ルーム	E	放射線管理種更衣室	F	警備所	G	変換工場	H	成型工場一時退避場所	I	除染・分析室	↓	その他（敷地内等）	
種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																										
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能																																																																																																																																																																																																										
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能																																																																																																																																																																																																										
	携帯電話	30台	↓	訓練の都度	機能																																																																																																																																																																																																										
	消防署専用回線	2回線	C	1回/月	外観、機能																																																																																																																																																																																																										
	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能																																																																																																																																																																																																										
	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
	衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認																																																																																																																																																																																																										
	放送設備	3台	B,C,E	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
	モニタリングポスト	1台	↓	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
放射線計測器	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																									
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																									
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																									
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																									
	個人用外部除ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																										
	放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																									
フィルタ付き防護マスク		半面	30個	A,B(*1)	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																									
		全面	10個	A,B	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																									
その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																										
	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																										
	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																										
	ヨウ素剤	1,000錠	↓	1回/月	負数・期限																																																																																																																																																																																																										
	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																										
	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																										
	集塵機	1式	A	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																										
	回着剤	1式	A	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																										
	散布装置	1式	A	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																										
	担架	8台	↓	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																										
	防災テント	1式	↓	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																										
	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	↓	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																										
	A	防災資機材保管場所																																																																																																																																																																																																													
B	予備防災資機材保管場所																																																																																																																																																																																																														
C	防災ルーム																																																																																																																																																																																																														
D	代替防災ルーム																																																																																																																																																																																																														
E	放射線管理種更衣室																																																																																																																																																																																																														
F	警備所																																																																																																																																																																																																														
G	変換工場																																																																																																																																																																																																														
H	成型工場一時退避場所																																																																																																																																																																																																														
I	除染・分析室																																																																																																																																																																																																														
↓	その他（敷地内等）																																																																																																																																																																																																														

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等										
22-6	252	<p>体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。</p>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1. 体制の整備</p> <p>(3) 社外組織からの支援 社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく*2）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</p> <p>2. 大規模損壊への対応 管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1. 体制の整備</p> <p>(3) 社外組織からの支援 社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく*2）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</p> <p>2. 大規模損壊への対応 管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p> <p>(STD-SC1312「防災組織活動要領」) 「添付1 防災組織全体の行動」に、東海NOAHへの協力要請について記載有り。</p> <p>添付1 防災組織全体の行動</p> <table border="1" data-bbox="1816 1144 2798 1409"> <thead> <tr> <th></th> <th>対策本部長</th> <th>対策グループ</th> <th>情報管理グループ</th> <th>現場活動隊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・社長への報告 ・プレス発表の有無を決定する </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・無線の開局宣言 ・東海NOAHへの協力要請の可否を検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長が設定した体制を社内へ連絡（一斉放送） ・県に記者発表の有無を連絡 ・プレス発表を実施する場合は、プレス派遣チームの出動指示及び派遣要員の到着時刻を県に連絡 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災班に防災活動を指示 ・初期活動実施者、先遣隊に罹災者の有無を確認 ・罹災者がいる場合、救急車の手配 </td> </tr> </tbody> </table>		対策本部長	対策グループ	情報管理グループ	現場活動隊	7	<ul style="list-style-type: none"> ・社長への報告 ・プレス発表の有無を決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線の開局宣言 ・東海NOAHへの協力要請の可否を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長が設定した体制を社内へ連絡（一斉放送） ・県に記者発表の有無を連絡 ・プレス発表を実施する場合は、プレス派遣チームの出動指示及び派遣要員の到着時刻を県に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災班に防災活動を指示 ・初期活動実施者、先遣隊に罹災者の有無を確認 ・罹災者がいる場合、救急車の手配
	対策本部長	対策グループ	情報管理グループ	現場活動隊										
7	<ul style="list-style-type: none"> ・社長への報告 ・プレス発表の有無を決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線の開局宣言 ・東海NOAHへの協力要請の可否を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長が設定した体制を社内へ連絡（一斉放送） ・県に記者発表の有無を連絡 ・プレス発表を実施する場合は、プレス派遣チームの出動指示及び派遣要員の到着時刻を県に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災班に防災活動を指示 ・初期活動実施者、先遣隊に罹災者の有無を確認 ・罹災者がいる場合、救急車の手配 										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-7	252	<p>手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。</p>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2. 大規模損壊への対応 管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応 管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>
22-8	252	<p>教育・訓練については、大規模損壊が発生した場合の対処における技能及び知識の維持・向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。具体的には、大規模損壊発生を想定し、防災組織全体で連携した総合訓練及び防災組織の各班が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 2. 大規模損壊への対応 管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応 管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p>
22-9	253	<p>屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同じである。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」 2.1 大規模な火災に対する対策 大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 大規模な火災に対する対策 大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-10	253	<p>核燃料物質等を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することにより、加工施設周辺への核燃料物質の拡散を抑制するとともに、加工施設周辺への気体状のUF₆等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行う。また、大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合は、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施する。</p> <p>対策に必要な資機材の保管場所は、加工施設の内部及び周辺に分散して設置する。</p> <p>必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.3 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。 ・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF₆等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。 ・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。 	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>6.1 事前対策</p> <p>（4）非常時用器材の整備</p> <p>管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表1に示す。さらに、それらの管理方法については、「防災資機材管理要領」に定める。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.3 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。 ・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF₆等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。 ・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。 <p>（STD-SC1331「防災資機材管理要領」）</p> <p>3. 資機材の整備</p> <p>資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p>
22-11	253	<p>大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。</p> <p>加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>2.3 対策の実施に必要な情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。 	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>2.3 対策の実施に必要な情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-12	247	UF ₆ が漏えいした場合は検知設備に連動するインターロック機構により遮断弁が自動閉するが、 <u>作動が確認できない場合は、制御室において手動により操作する。さらに手動操作が失敗した場合においては、呼吸用ポンベ付一体型防護マスク及び化学防護服を着用の上、現場にてシリンダバルブを閉止する。</u>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(異常時における設備の手動による作動) 第 39 条 担当課長は、第 3 節の保安上特に管理を必要とする設備及び第 4 節の操作上の留意事項に係わる設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p> <p>(六ふっ化ウランの UF6 シリンダ内への閉じ込め) 第 114 条 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故を収束させるため、六ふっ化ウランを UF6 シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐 HF 仕様)、呼吸用ポンベ付一体型防護マスク及び携行 HF 検知器を着用させ、2 人組で UF6 シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、実施させる。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-06「加工施設の操作標準」) 6.1 加工施設の操作管理 ・S インターロックが自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させること。</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 6.4 UF6 漏えい事故のリスクを低減させるための措置 管理総括者は、以下に示す UF6 漏えい事故のリスクを低減させるための措置について、「緊急時対応要領」、「防災組織活動要領」及び「防災資機材管理要領」に定める。 (2) 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置 ② UF6 の UF6 シリンダ内への閉じ込め 非常時対策組織は、UF6 漏えい事故を収束させるため、UF6 を UF6 シリンダ内へ閉じ込める措置として、要員に化学防護服(耐 HF 仕様)、呼吸用ポンベ付一体型防護マスク及び携行 HF 検知器を着用させ、2 人組で UF6 シリンダのバルブ閉止等を実施させる。作業は化学的影響を受けないよう、携行 HF 検知器で化学防護服内の HF 濃度を確認の上、実施させる。</p> <p>(STD-SC1321「緊急時対応要領」) 別冊③に規定している。</p> <p>対応 1</p> <div data-bbox="1813 911 2742 1388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. UF6ガス漏えい閉止</p> <p><操作責任者></p> <ol style="list-style-type: none"> UF6ガス漏えい状況の確認 室内へのUF6ガス漏えいが無いことを、監視カメラ用PCで確認する 転換従事者2名の防護具(半面マスク、ゴーグル、手袋、携帯電話 および HF濃度計)装着状況の確認 転換従事者2名にシリンダバルブ閉止作業開始指示する 閉止作業者との連絡 携帯電話により、適宜作業の状況を確認する 作業完了の報告 作業完了後、防災組織対策本部に報告する <p><転換従事者(漏えい閉止作業者2名)></p> <ol style="list-style-type: none"> UF6ガス漏えい閉止作業 シリンダバルブ閉止作業の指示を受けたら、速やかに原料倉庫へ移動し、シリンダバルブ閉止措置を行い、退避場所に戻る <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>閉止作業中、UF6ガスの室内への漏えいが確認された場合、作業を中断し、中央制御室に向かい、室内排気停止ボタンを押した後、退避場所に戻り、対応-2に従い、閉止作業を継続する</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>シリンダバルブ閉止措置が不可能と判断した場合は、退避場所に戻り、対応-2に従い、作業を継続する</p> </div> </div> <p>対応 2</p> <div data-bbox="1813 1457 2742 1898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. UF6ガス漏えい閉止</p> <p><操作責任者></p> <ol style="list-style-type: none"> 空気マスク および 化学防護服の着脱指示 転換従事者2名に着脱を指示するとともに、その他転換従事者とともに着脱補助を行う UF6ガス漏えい状況の確認 防災組織対策本部への準備完了連絡及び閉止作業開始指示 漏えい状況及び準備完了を防災組織対策本部に連絡し、防災組織対策本部の指示により作業開始を指示する 閉止作業者との連絡 携帯電話により、適宜作業の状況を確認する 作業完了の報告 作業完了後、防災組織対策本部に報告する <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>作業開始に合わせタイマー(30分セット)をスタートさせ、化学防護服作業時間を30分以内に管理すること。</p> </div> <p><漏えい閉止作業者2名></p> <ol style="list-style-type: none"> UF6ガス漏えい閉止作業 閉止作業の指示を受けたら、バイブクラツシャーを携帯し、速やかに原料倉庫へ移動する シリンダバルブ閉止措置を行い、退避場所に戻る シリンダバルブ閉止措置が不可能な場合は、バイブクラツシャーによりUF6配管の圧潰閉止を行い、退避場所に戻る </div>
	添 7-22	(3)UF ₆ が漏えいした場合は検知設備に連動するインターロック機構により遮断弁が自動閉するが、 <u>作動が確認できない場合は、制御室において手動により操作する。さらに手動操作が失敗した場合においては、呼吸用ポンベ付一体型防護マスク及び化学防護服を着用の上、現場にてシリンダバルブを閉止する。</u>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-13	247	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対する体制として、防災拠点の設置、適切な人員、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備等」</p> <p>1.1 体制の整備 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織 <u>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</u></p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、<u>防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。 ・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。 ・核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。 ・対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。 ・対策グループ統括は、対策グループを統括する。 ・現場活動管理者は、現場活動隊長と相互連絡を行い、防災活動に必要な処置に関して現場活動隊長に指示を行うとともに、現場活動隊を支援する。 ・環境安全管理者は、現場活動隊の警備班、放射線管理班と相互連絡を行い、警備活動、放射線測定等に関し指示を行うとともに、防災上必要な処置の取り纏めを行う。 ・施設技術管理者は、現場活動隊の設備技術班と相互連絡を行うとともに、施設・設備関係の対応を行う。 ・調達品管理者は、必要に応じて選任するものとし、防災資機材、食料等の調達、それらの輸送等に関して対応を行う。 ・情報管理グループ統括は、情報管理グループを統括する。 ・広報管理者は、社外へのプレス発表資料や原稿等、社外へ発信する文書の作成管理及び社外からの受信情報管理を行う。 <p>2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場活動隊長は、現場活動隊を指揮し、現場で防災活動を行う。 <p>1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、<u>資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</u></p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、<u>対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</u></p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織 <u>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</u></p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、<u>防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。 ・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。 ・核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。 ・対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。 ・対策グループ統括は、対策グループを統括する。 ・現場活動管理者は、現場活動隊長と相互連絡を行い、防災活動に必要な処置に関して現場活動隊長に指示を行うとともに、現場活動隊を支援する。 ・環境安全管理者は、現場活動隊の警備班、放射線管理班と相互連絡を行い、警備活動、放射線測定等に関し指示を行うとともに、防災上必要な処置の取り纏めを行う。 ・施設技術管理者は、現場活動隊の設備技術班と相互連絡を行うとともに、施設・設備関係の対応を行う。 ・調達品管理者は、必要に応じて選任するものとし、防災資機材、食料等の調達、それらの輸送等に関して対応を行う。 ・情報管理グループ統括は、情報管理グループを統括する。 ・広報管理者は、社外へのプレス発表資料や原稿等、社外へ発信する文書の作成管理及び社外からの受信情報管理を行う。 <p>2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場活動隊長は、現場活動隊を指揮し、現場で防災活動を行う。 <p>1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、<u>資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</u></p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、<u>対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</u></p>
	添7-22	<p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故に対する体制として、防災拠点の設置、適切な人員、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p>		

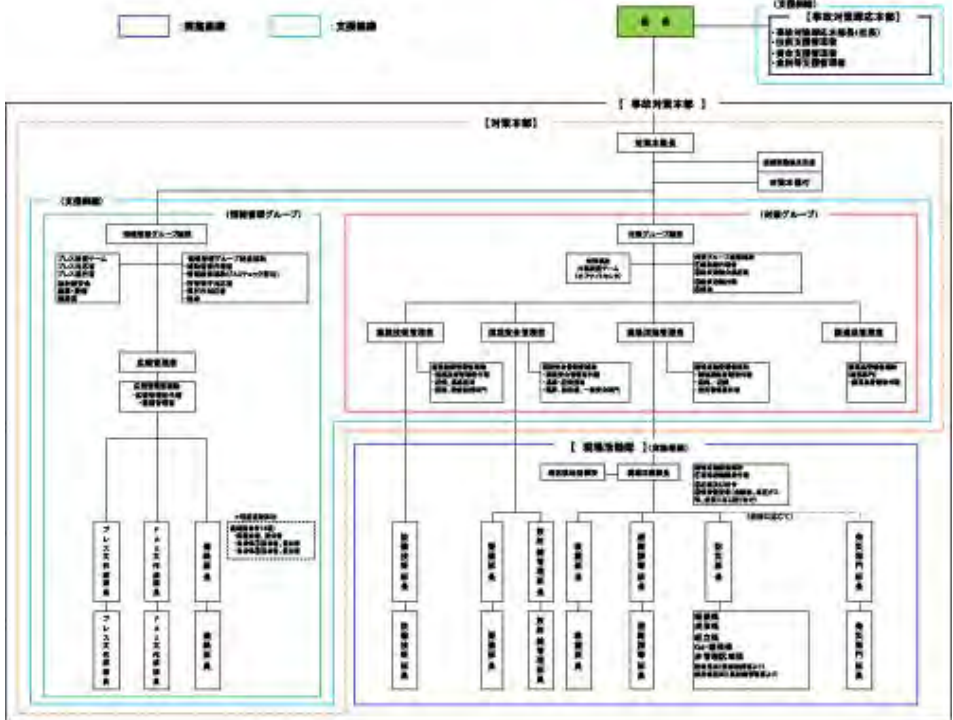
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-14	247	<p>転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。それらによる情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内のUF₆漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.4 標準書の整備 ・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。 ・UF₆の漏えい時、原料倉庫内のUF₆漏えい検知設備（UF₆フードボックス内、UF₆防護カバー内、UF₆防護カバー外）による監視を、成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても監視する手順。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。 ・UF₆の漏えい時、原料倉庫内のUF₆漏えい検知設備（UF₆フードボックス内、UF₆防護カバー内、UF₆防護カバー外）による監視を、成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても監視する手順。</p> <p>（保安規定改訂にあわせSTD-SC1321「緊急時対応要領」を修正する。）</p>
22-15	247	<p>消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。</p>	<p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 3) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。</p>	<p>（SQAS-24「火災防護活動標準」） 10.4 消火活動 (2) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。 また、煙の中で消火活動を行う場合は、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び消防服（防火服）を着用する。</p>
22-16	247	<p>ウラン粉末が環境へ放出されることを考慮し、外扉に不燃材等で目張りを行う。目張り作業終了後は、UF₆の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。</p>	<p>（六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置） 第113条 3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し、原料倉庫周囲への散水を行う。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 6.4 UF₆漏えい事故のリスクを低減させるための措置 (2) ① ハ) 非常時対策組織は、UF₆漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、UF₆の漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫の周囲への散水を行う。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
	添 7-22	(7)ウラン粉末が環境へ放出されることを考慮し、外扉に不燃材等で目りを行う。目張り作業終了後は、UF ₆ の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷またはHFが検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。	赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所
22-17	247	消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、配線用遮断器の設置や加工設備本体の停止を行う。	「添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 (2) 4) 消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、 <u>防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。</u> なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。	(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.4 消火活動 (3) 消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、 <u>防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。</u> なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。 (STD-SC1321-02「消火活動手順」) (3) 注水消火 (3) 消火活動等による水の浸入にともなう電気火災防止及び感電を防ぐため、 <u>防災組織の現場活動隊は、注水する設備機器（但し、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く）を停止し、さらに給電停止を行う。</u> なお、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。
22-18		事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに、大規模損傷が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動	「添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損傷発生時の保全活動に係る体制の整備等」 1.3 資機材の整備 管理総括者は、UF ₆ 漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第 2.0 に示すとおり配備する。また、別表第 2.0 に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を 複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。 なお、UF ₆ 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への 化学的影響を考慮したものとする。	(SQAS-11 非常時の措置標準) 6.1 事前対策 (4) 非常時用器材の整備 管理総括者は、防災組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておくとともに、 防災資機材の保管場所を複数整備し、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。 また、管理総括者は、非常用ディーゼル発電機を 7 日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。整備する防災資機材を別表 1 に示す。さらに、それらの管理方法については、「 防災資機材管理要領 」に定める。 なお、UF ₆ 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への 化学的影響を考慮したものとする。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																																											
	添 7-22, 23	<p>場所へ移動できる場所へ保管する。</p> <p>(9)事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数個所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。</p>	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82，91，100，118条関係）</p> <table border="1" data-bbox="694 478 1676 1438"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防護具類</td> <td>呼吸用ポンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸取缶付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組（予備2組含む）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信連絡用</td> <td>無線機</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>一斉放送設備</td> <td>1式</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用携帯電話</td> <td>4台</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数、充電</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用イヤホン</td> <td>2個</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他器材</td> <td>車輪付担架</td> <td>2台（予備1台含む）</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>携行HF検知器</td> <td>8台（予備1台含む）</td> <td>C,D,B</td> <td>1回/月 1回/年</td> <td>外観、員数 機能</td> </tr> <tr> <td>HFガス採取器(測定用)</td> <td>1式</td> <td>C,D,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>目張り用消耗品一式</td> <td>1式</td> <td>A,B,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>圧潰工具</td> <td>2台</td> <td>H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>ボイスレコーダー</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数、機能</td> </tr> <tr> <td>脚立</td> <td>3台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>エタノール溶液</td> <td>1本</td> <td>J</td> <td>1回/年</td> <td>員数・期限</td> </tr> <tr> <td>ペノキシル点眼液</td> <td>1箱</td> <td>J</td> <td>1回/年</td> <td>員数・期限</td> </tr> <tr> <td>カルチコール注射液</td> <td>1箱</td> <td>J</td> <td>1回/年</td> <td>員数・期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">火災対応</td> <td>可搬消防ポンプ（吹管含む）</td> <td>2台</td> <td>J</td> <td>1回/月 1回/6月</td> <td>外観、員数 機能</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース、ホースノズル（管鉗）</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>10型：13本、20型：1本</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>17本（20リットル）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤専用ノズル（管鉗）</td> <td>2本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>大型消火器</td> <td>100型：1本、50型：8本</td> <td>J</td> <td>1回/月</td> <td>外観、員数</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>1式</td> <td>J</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>4ヶ所</td> <td>J</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台</td> <td>A</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防護具類	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、員数、機能	HF吸取缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、員数	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、員数	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、員数	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、員数	通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年	機能	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、員数、充電	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、員数	その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、員数	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、員数 機能	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、員数	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、員数	圧潰工具	2台	H	1回/月	外観、員数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、員数、機能	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、員数	エタノール溶液	1本	J	1回/年	員数・期限	ペノキシル点眼液	1箱	J	1回/年	員数・期限	カルチコール注射液	1箱	J	1回/年	員数・期限	火災対応	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	J	1回/月 1回/6月	外観、員数 機能	消防用ホース、ホースノズル（管鉗）	5本	A,B	1回/月	外観、員数	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、員数	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、員数	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、員数	泡消火剤専用ノズル（管鉗）	2本	A,B	1回/月	外観、員数	大型消火器	100型：1本、50型：8本	J	1回/月	外観、員数	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月	機能	防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月	機能	酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(STD-SC1331「防災資機材管理要領」)</p> <p>2. 資機材の種類 火災及び爆発、自然災害等及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常時対応の際、必要となる資機材は以下のとおり。詳細を別表に示す。</p> <p>3. 資機材の整備 <u>資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管管理する。</u> <u>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとする。</u></p> <p>別表 資機材点検リスト (保安規定にあわせ別表を修正する。)</p>
種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																										
防護具類	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、員数、機能																																																																																																																																																										
	HF吸取缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年	機能																																																																																																																																																										
	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能																																																																																																																																																										
	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、員数、充電																																																																																																																																																										
	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、員数 機能																																																																																																																																																										
	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	圧潰工具	2台	H	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、員数、機能																																																																																																																																																										
	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	エタノール溶液	1本	J	1回/年	員数・期限																																																																																																																																																										
	ペノキシル点眼液	1箱	J	1回/年	員数・期限																																																																																																																																																										
	カルチコール注射液	1箱	J	1回/年	員数・期限																																																																																																																																																										
火災対応	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	J	1回/月 1回/6月	外観、員数 機能																																																																																																																																																										
	消防用ホース、ホースノズル（管鉗）	5本	A,B	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	泡消火剤専用ノズル（管鉗）	2本	A,B	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	大型消火器	100型：1本、50型：8本	J	1回/月	外観、員数																																																																																																																																																										
	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月	機能																																																																																																																																																										
	防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月	機能																																																																																																																																																										
酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能																																																																																																																																																											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																																																																																									
			<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>																																																																																																																																																																																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td>2回線</td> <td>C,F</td> <td>1回/月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ装置</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>30台</td> <td>↓</td> <td>訓練の都度</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>消防署専用回線</td> <td>2回線</td> <td>C</td> <td>1回/月</td> <td>外観、機能</td> </tr> <tr> <td>緊急呼出装置（エマージェンシーコール）</td> <td>1台</td> <td>E</td> <td>訓練の都度</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>無線機</td> <td>17台</td> <td>C,D,F</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>衛星電話</td> <td>2台</td> <td>C,J</td> <td>1回/年</td> <td>外観、充電確認</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>3台</td> <td>B,C,F</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">放射線計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>1台</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>固定式測定器（排気塔モニタ）</td> <td>8台</td> <td>(各排気塔)</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td>10個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>表面密度測定用可搬式測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>4台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td>2台</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>個人用外部計測用線量測定器</td> <td>50個</td> <td>C,D</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線防護用具</td> <td>汚染防護服</td> <td>50着</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フィルタ付き防護マスク</td> <td>半面</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>A,B</td> <td>1回/年</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">その他器材</td> <td>ポータブル発電機</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>投光器</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>懐中電灯</td> <td>20個</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>1,000錠</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>梯子</td> <td>4台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>2式</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>集塵機</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>回着剤</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>散布装置</td> <td>1式</td> <td>A</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>3台</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>防災テント</td> <td>1式</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送に使用可能な車両</td> <td>1台</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 従事者の常時携行品は除く。 (*2) 加工施設内に設置しているものは除く。</p> <p>管理責任者：安全管理課長</p> <p><保管場所凡例></p> <table border="1"> <tr><td>A</td><td>防災資機材保管場所</td></tr> <tr><td>B</td><td>予備防災資機材保管場所</td></tr> <tr><td>C</td><td>防災ルーム</td></tr> <tr><td>D</td><td>代替防災ルーム</td></tr> <tr><td>E</td><td>放射線管理種更衣室</td></tr> <tr><td>F</td><td>警備所</td></tr> <tr><td>G</td><td>転換工場</td></tr> <tr><td>H</td><td>成型工場一時退避場所</td></tr> <tr><td>I</td><td>除染・分析室</td></tr> <tr><td>↓</td><td>その他（敷地内等）</td></tr> </table>	種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能	携帯電話	30台	↓	訓練の都度	機能	消防署専用回線	2回線	C	1回/月	外観、機能	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能	衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認	放送設備	3台	B,C,F	1回/年	機能	放射線計測器	モニタリングポスト	1台	↓	1回/年	機能	固定式測定器（排気塔モニタ）	8台	(各排気塔)	1回/年	機能	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能	測定器	2台	C,D	1回/年	機能	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能	測定器	2台	C,D	1回/年	機能	個人用外部計測用線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能	放射線防護用具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(*1)	1回/年	外観、負数	全面	A,B	1回/年	外観、負数	その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	ヨウ素剤	1,000錠	↓	1回/月	負数・期限	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、負数	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、負数	集塵機	1式	A	1回/月	外観、負数、機能	回着剤	1式	A	1回/月	外観、負数	散布装置	1式	A	1回/月	外観、負数、機能	担架	3台	↓	1回/月	外観、負数	防災テント	1式	↓	1回/月	外観、負数	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	↓	1回/月	外観、負数、機能	A	防災資機材保管場所	B	予備防災資機材保管場所	C	防災ルーム	D	代替防災ルーム	E	放射線管理種更衣室	F	警備所	G	転換工場	H	成型工場一時退避場所	I	除染・分析室	↓	その他（敷地内等）	
種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																																																																								
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能																																																																																																																																																																																																								
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能																																																																																																																																																																																																								
	携帯電話	30台	↓	訓練の都度	機能																																																																																																																																																																																																								
	消防署専用回線	2回線	C	1回/月	外観、機能																																																																																																																																																																																																								
	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能																																																																																																																																																																																																								
	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認																																																																																																																																																																																																								
	放送設備	3台	B,C,F	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
放射線計測器	モニタリングポスト	1台	↓	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	固定式測定器（排気塔モニタ）	8台	(各排気塔)	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																							
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																							
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																							
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																							
	個人用外部計測用線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能																																																																																																																																																																																																								
放射線防護用具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	フィルタ付き防護マスク	半面	A,B(*1)	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
		全面	A,B	1回/年	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	ヨウ素剤	1,000錠	↓	1回/月	負数・期限																																																																																																																																																																																																								
	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	集塵機	1式	A	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																								
	回着剤	1式	A	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	散布装置	1式	A	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																								
	担架	3台	↓	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	防災テント	1式	↓	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																																																																								
	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	↓	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																																																																								
	A	防災資機材保管場所																																																																																																																																																																																																											
B	予備防災資機材保管場所																																																																																																																																																																																																												
C	防災ルーム																																																																																																																																																																																																												
D	代替防災ルーム																																																																																																																																																																																																												
E	放射線管理種更衣室																																																																																																																																																																																																												
F	警備所																																																																																																																																																																																																												
G	転換工場																																																																																																																																																																																																												
H	成型工場一時退避場所																																																																																																																																																																																																												
I	除染・分析室																																																																																																																																																																																																												
↓	その他（敷地内等）																																																																																																																																																																																																												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-19	248	消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：修正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備 ② 6) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-24「火災防護活動標準」) 10.4 消火活動 (4) 消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを2つ以上定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>(STD-SC1321-02「消火活動手順」) (3) 注水消火 ④ 現場活動管理者は、給水場所、アクセスルート及び消火の優先順位等を現場活動隊に指示する。アクセスルートの選定にあたっては、「消火栓等配置場所」(添付3)及び「屋外消火栓からのアクセスルート図」(添付4)を参考にすること。</p> <p>(保安規定にあわせ設工認で申請した建屋についてアクセスルート図を追加する。)</p> <p>記載例</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>
248	転換工場の建物内については、屋外に通じる複数のシャッター、扉より建物内の全ての場所に消火活動のためアクセスできるように複数のルートを設けている。また、アクセスルート上の通路及び扉等並びにその周辺には、各場所への要員移動や資機材運搬に支障となるものは設置しないため、要員移動や資機材運搬に支障はない。			
添7-23	(10)消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。			
22-20	248	ソフト的な対応は手順書によって明確にし、訓練を定期的に行う。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策 <u>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を整備する。</u></p> <p>1.2 教育・訓練の実施 ・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する。通報、避難誘導、救援、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策 <u>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を整備する。</u></p> <p>1.2 教育・訓練の実施 ・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する。通報、避難誘導、救援、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</p>
添7-23	(11)ソフト的な対応は手順書によって明確にし、訓練を定期的に行う。			

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-21	249	<p>重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じ、それを的確かつ柔軟に対処するための手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制について、以下のとおり整備する方針とする。</p>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を整備する。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を整備する。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。</p>
22-22	249	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した「防災組織」を整備する。防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部（対策本部長等及び支援組織）で構成する。</p>	<p>(非常時対策組織)</p> <p>第80条 管理総括者は、設計想定事象及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する非常時対策組織として第7図に示すとおり防災組織をあらかじめ定めておく。また、非常時対策組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p>  <p>第7図 防災組織図</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>6.1 事前対策</p> <p>保安規定第80条に定める非常時対策組織として別図1に示す防災組織をおく。</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>管理総括者は、以下に示す事項を含む防災組織について、「防災組織活動要領」に定める。</p> <p>① 設計想定事象及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生又は非常事態に発展するおそれがある場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう防災組織をあらかじめ定めておく。また、防災組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>(STD-SC1312「防災組織活動要領」)</p> <p>第6条（防災組織の概略）</p> <p>防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対処の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。</p> <p>第7条（防災組織の構成）</p> <p>各組織の構成を以下に示す。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-23	249	重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 <u>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</u> (1) 防災組織 <u>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</u></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備 <u>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</u> (1) 防災組織 <u>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</u></p> <p>（STD-SC1312「防災組織活動要領」） 第6条（防災組織の概略） <u>防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対処の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。</u></p> <p>第7条（防災組織の構成） <u>各組織の構成を以下に示す。</u></p>
22-24	249	防災組織として、社長の下に事故対策本部を設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害防止特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 <u>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</u> (1) 防災組織 1) <u>対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</u></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備 <u>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</u> (1) 防災組織 1) <u>対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</u></p> <p>（STD-SC1312「防災組織活動要領」） 第6条（防災組織の概略） <u>防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対処の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。</u></p> <p>第7条（防災組織の構成） <u>各組織の構成を以下に示す。</u></p>
22-25	249	事故対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策グループ及び情報管理グループ）で構成する。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) <u>対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</u> <u>対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。</u></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) <u>対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</u> <u>対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。</u></p> <p>（STD-SC1312「防災組織活動要領」） 第6条（防災組織の概略） <u>防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対処の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。</u></p> <p>第7条（防災組織の構成） <u>各組織の構成を以下に示す。</u></p>

●第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-26	249	対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対応を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。</p>	<p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対応を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。</p> <p>(STD-SC1312「防災組織活動要領」) 第6条（防災組織の概略） 防災組織は、非常時体制が発令された場合は直ちに、管理組織による事故対応の活動を踏まえ、管理組織に代わって非常事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む）を行う。</p> <p>第7条（防災組織の構成） 各組織の構成を以下に示す。</p>
22-27	249	核燃料取扱主任者は、事故対応における保安上の監督を行う。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対応を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・核燃料取扱主任者は、事故対応における保安上の監督を行う。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対応を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・核燃料取扱主任者は、事故対応における保安上の監督を行う。</p>
22-28	250	対策本部付は、事故対応のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対応を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・対策本部付は、事故対応のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対応を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・対策本部付は、事故対応のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。</p>
22-29	250	現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																								
22-30	250	支援組織として、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ（FAX 文作成班、プレス文作成班、連絡班）、運営支援を行う事故対策即応本部を設ける。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備 (1) 防災組織 1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。 ・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。</p>																																																																																								
22-31	250	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、当直警備員による招集等により防災組織を立ち上げる。また、当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p style="text-align: center;">表-2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</p> <table border="1" data-bbox="727 777 1617 1470"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>活動内容</th> <th>必要人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換責任者・従事者（発災部門班長及び班員）</td> <td>・119番通報、緊急連絡 ・消火活動 ・生産設備停止（火災発生エリア） ・水素供給停止（ " ）</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿直当番者</td> <td>・対策本部長が出勤するまで防災組織の全体指揮、社外通報連絡を行う。（事故状況の把握、警報監視を含む）</td> <td>1名</td> <td>管理職以上</td> </tr> <tr> <td>安全管理課員（放射線管理班）</td> <td>・汚染状況確認（火災発生エリア）</td> <td>1名</td> <td>転換／成型工程操業時常駐</td> </tr> <tr> <td>警備員</td> <td>・要員の招集（エマージェンシーコール）</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災組織要員（約3km圏内居住者の要員）</td> <td></td> <td></td> <td>夜間における出動確認訓練の実績では初動対応に左記人数の2倍以上の要員が参集できる見込み。</td> </tr> <tr> <td>・設備技術班</td> <td>・施設の状況把握</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防災班</td> <td>・目張り（現場指揮者）</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・放射線管理班</td> <td>・目張り（作業員）</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・放射線モニタリング</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>16名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要員	活動内容	必要人数	備考	転換責任者・従事者（発災部門班長及び班員）	・119番通報、緊急連絡 ・消火活動 ・生産設備停止（火災発生エリア） ・水素供給停止（ " ）	6名		宿直当番者	・対策本部長が出勤するまで防災組織の全体指揮、社外通報連絡を行う。（事故状況の把握、警報監視を含む）	1名	管理職以上	安全管理課員（放射線管理班）	・汚染状況確認（火災発生エリア）	1名	転換／成型工程操業時常駐	警備員	・要員の招集（エマージェンシーコール）	1名		防災組織要員（約3km圏内居住者の要員）			夜間における出動確認訓練の実績では初動対応に左記人数の2倍以上の要員が参集できる見込み。	・設備技術班	・施設の状況把握	2名		・防災班	・目張り（現場指揮者）	4名		・放射線管理班	・目張り（作業員）	4名			・放射線モニタリング	1名		合計		16名		<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p style="text-align: center;">表-2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</p> <table border="1" data-bbox="1795 766 2715 1470"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>活動内容</th> <th>必要人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換責任者・従事者（発災部門班長及び班員）</td> <td>・119番通報、緊急連絡 ・消火活動 ・生産設備停止（火災発生エリア） ・水素供給停止（ " ）</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿直当番者</td> <td>・対策本部長が出勤するまで防災組織の全体指揮、社外通報連絡を行う。（事故状況の把握、警報監視を含む）</td> <td>1名</td> <td>管理職以上</td> </tr> <tr> <td>安全管理課員（放射線管理班）</td> <td>・汚染状況確認（火災発生エリア）</td> <td>1名</td> <td>転換／成型工程操業時常駐</td> </tr> <tr> <td>警備員</td> <td>・要員の招集（エマージェンシーコール）</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災組織要員（約3km圏内居住者の要員）</td> <td></td> <td></td> <td>夜間における出動確認訓練の実績では初動対応に左記人数の2倍以上の要員が参集できる見込み。</td> </tr> <tr> <td>・設備技術班</td> <td>・施設の状況把握</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防災班</td> <td>・目張り（現場指揮者）</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・放射線管理班</td> <td>・目張り（作業員）</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・放射線モニタリング</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>16名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要員	活動内容	必要人数	備考	転換責任者・従事者（発災部門班長及び班員）	・119番通報、緊急連絡 ・消火活動 ・生産設備停止（火災発生エリア） ・水素供給停止（ " ）	6名		宿直当番者	・対策本部長が出勤するまで防災組織の全体指揮、社外通報連絡を行う。（事故状況の把握、警報監視を含む）	1名	管理職以上	安全管理課員（放射線管理班）	・汚染状況確認（火災発生エリア）	1名	転換／成型工程操業時常駐	警備員	・要員の招集（エマージェンシーコール）	1名		防災組織要員（約3km圏内居住者の要員）			夜間における出動確認訓練の実績では初動対応に左記人数の2倍以上の要員が参集できる見込み。	・設備技術班	・施設の状況把握	2名		・防災班	・目張り（現場指揮者）	4名		・放射線管理班	・目張り（作業員）	4名			・放射線モニタリング	1名		合計		16名	
要員	活動内容	必要人数	備考																																																																																									
転換責任者・従事者（発災部門班長及び班員）	・119番通報、緊急連絡 ・消火活動 ・生産設備停止（火災発生エリア） ・水素供給停止（ " ）	6名																																																																																										
宿直当番者	・対策本部長が出勤するまで防災組織の全体指揮、社外通報連絡を行う。（事故状況の把握、警報監視を含む）	1名	管理職以上																																																																																									
安全管理課員（放射線管理班）	・汚染状況確認（火災発生エリア）	1名	転換／成型工程操業時常駐																																																																																									
警備員	・要員の招集（エマージェンシーコール）	1名																																																																																										
防災組織要員（約3km圏内居住者の要員）			夜間における出動確認訓練の実績では初動対応に左記人数の2倍以上の要員が参集できる見込み。																																																																																									
・設備技術班	・施設の状況把握	2名																																																																																										
・防災班	・目張り（現場指揮者）	4名																																																																																										
・放射線管理班	・目張り（作業員）	4名																																																																																										
	・放射線モニタリング	1名																																																																																										
合計		16名																																																																																										
要員	活動内容	必要人数	備考																																																																																									
転換責任者・従事者（発災部門班長及び班員）	・119番通報、緊急連絡 ・消火活動 ・生産設備停止（火災発生エリア） ・水素供給停止（ " ）	6名																																																																																										
宿直当番者	・対策本部長が出勤するまで防災組織の全体指揮、社外通報連絡を行う。（事故状況の把握、警報監視を含む）	1名	管理職以上																																																																																									
安全管理課員（放射線管理班）	・汚染状況確認（火災発生エリア）	1名	転換／成型工程操業時常駐																																																																																									
警備員	・要員の招集（エマージェンシーコール）	1名																																																																																										
防災組織要員（約3km圏内居住者の要員）			夜間における出動確認訓練の実績では初動対応に左記人数の2倍以上の要員が参集できる見込み。																																																																																									
・設備技術班	・施設の状況把握	2名																																																																																										
・防災班	・目張り（現場指揮者）	4名																																																																																										
・放射線管理班	・目張り（作業員）	4名																																																																																										
	・放射線モニタリング	1名																																																																																										
合計		16名																																																																																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																																										
22-32	250	<p>重大事故に至るおそれがある事故の対処に用いる資機材については、共通要因により必要な機能が同時に損なわれるおそれがないよう、保管場所、保管方法、数量等を定める。</p>	<p>保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.3 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>記載例</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第82，91，100，118条関係）</p> <table border="1" data-bbox="706 716 1656 1640"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防護具類</td> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸収缶付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組（予備2組含む）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信連絡用</td> <td>無線機</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>一斉放送設備</td> <td>1式</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用携帯電話</td> <td>4台</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、充電</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用イヤホン</td> <td>2個</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他器材</td> <td>車輪付担架</td> <td>2台（予備1台含む）</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>携行HF検知器</td> <td>8台（予備1台含む）</td> <td>C,D,B</td> <td>1回/月 1回/年</td> <td>外観、負数 機能</td> </tr> <tr> <td>HFガス採取器(測定用)</td> <td>1式</td> <td>C,D,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>目張り用消耗品一式</td> <td>1式</td> <td>A,B,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>圧道工具</td> <td>2台</td> <td>H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ボイスレコーダー</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>脚立</td> <td>3台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>エタノール溶液</td> <td>1本</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>ペノキシール点眼液</td> <td>1箱</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>カルチコール注射液</td> <td>1箱</td> <td>↓</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">火災対応</td> <td>可搬消防ポンプ（吹管含む）</td> <td>2台</td> <td>↓</td> <td>1回/月 1回/6月</td> <td>外観、負数 機能</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース、ホースノズル（管轄）</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>10型：13本、20型：1本</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>17本（20リットル）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤専用ノズル（管轄）</td> <td>2本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>大型消火器</td> <td>100型：1本、50型：8本</td> <td>↓</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>1式</td> <td>↓</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>4ヶ所</td> <td>↓</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台</td> <td>A</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、負数	通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年	機能	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数	その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、負数	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、負数	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、負数	圧道工具	2台	H	1回/月	外観、負数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、負数	エタノール溶液	1本	↓	1回/年	負数・期限	ペノキシール点眼液	1箱	↓	1回/年	負数・期限	カルチコール注射液	1箱	↓	1回/年	負数・期限	火災対応	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能	消防用ホース、ホースノズル（管轄）	5本	A,B	1回/月	外観、負数	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、負数	泡消火剤専用ノズル（管轄）	2本	A,B	1回/月	外観、負数	大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月	外観、負数	屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月	機能	防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月	機能	酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.3 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p>
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																										
防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																									
	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年	機能																																																																																																																																																									
	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能																																																																																																																																																									
	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電																																																																																																																																																									
	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能																																																																																																																																																									
	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	圧道工具	2台	H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																									
	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	エタノール溶液	1本	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
	ペノキシール点眼液	1箱	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
	カルチコール注射液	1箱	↓	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																									
火災対応	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能																																																																																																																																																									
	消防用ホース、ホースノズル（管轄）	5本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	泡消火剤専用ノズル（管轄）	2本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																									
	屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月	機能																																																																																																																																																									
	防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月	機能																																																																																																																																																									
	酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能																																																																																																																																																									
22-33	250	<p>事故対処時の活動の拠点を設置し、実施組織及び支援組織間で、情報交換を行うための通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</p> <p>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」）</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</p> <p>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</p>																																																																																																																																																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p align="center">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p align="center">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
-----	----------	------------------------	---	--

22-34	250	<p>重大事故に至るおそれがある事故により防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者との協定並びに他加工事業者との協定により、協力要員の派遣、資材の貸与その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</p>
添 7-24		<p>社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1及び他のウラン加工事業者(原子力災害時の協力協定に基づく*2)の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</p>

「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」

1.1 体制の整備

(3) 社外組織からの支援

社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1及び他のウラン加工事業者(原子力災害時の協力協定に基づく*2)の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。

*1) 平成12年に締結された「原子力事業所安全協力協定」に基づく協力体制で、現在は東海村、那珂市、大洗町、銚田市及びひたちなか市に所在する18の原子力事業所で構成され、相互に協力して各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図ると共に、その施設において緊急事態が発生した場合に、各事業所が協力することを目的とする。緊急事態に対する協力内容としては、放射線管理/防護及び消火活動等に係る要員・資機材の提供がある。

*2) 原子力災害対策特別措置法を受けウラン加工事業者間で締結された協力協定で、緊急事態が発生した場合、対応要員・資機材の提供に協力する。

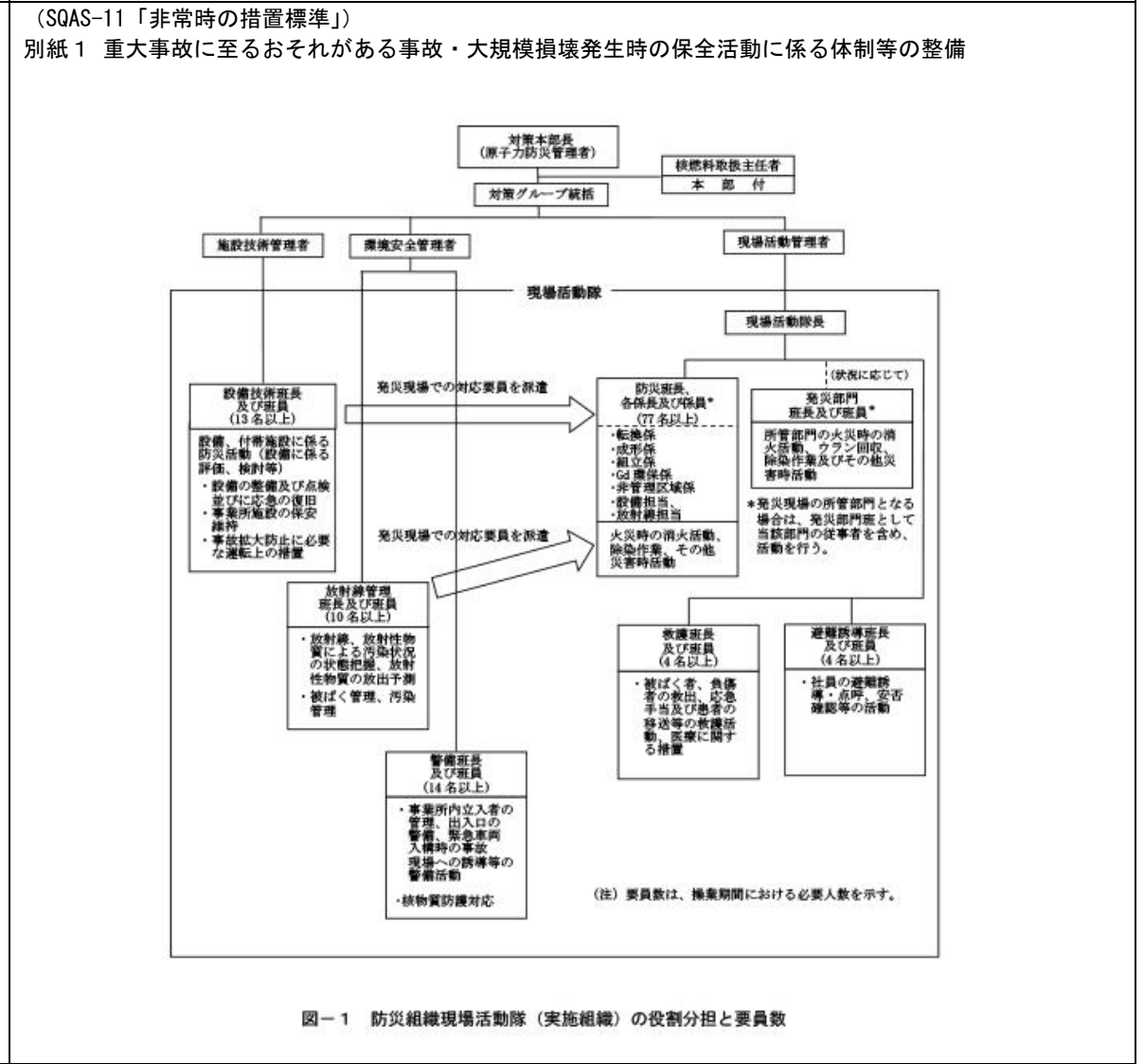
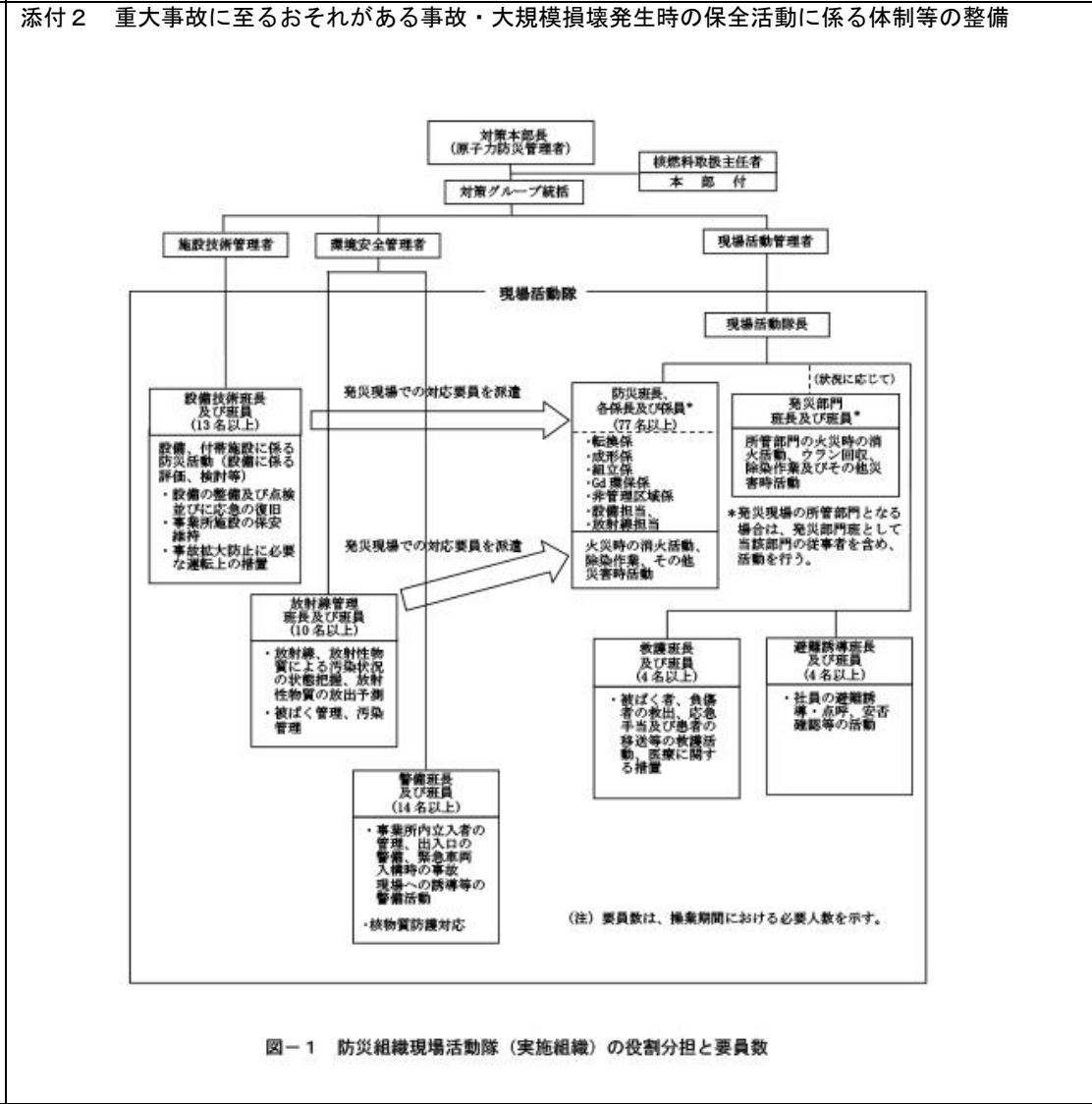
(SQAS-11「非常時の措置標準」)

別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備

(3) 社外組織からの支援

社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*1及び他のウラン加工事業者(原子力災害時の協力協定に基づく*2)の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。

22-35	250	<p>実施組織の防災班、発災部門班は、加工施設の操作員(従事者)を含めた構成とする。</p>
-------	-----	--



No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	<p align="center">保安規定関連条項</p> <p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>	<p align="center">関連下部標準等</p> <p>青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
-----	----------	------------------------	---	--

22-36 250 防災組織要員には、事業所の約3km圏内の近隣居住者を優先して任命し、予め編成するとともに、事故発生時には警備員による一斉召集等により速やかに参集できる措置を講じる。

添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備

図-2 転換工場の夜間作業時における初動対応要員体制

表-1 UF₆漏えい初動対応における最少必要人員（夜間作業時）

要員	活動内容	必要人数	備考
転換責任者・従事者 (発災部門班長及び班員)	・生産設備停止、気体廃棄設備停止 ・退避者点呼（一時退避場所） ・要救助者の救助、シリンダバルブ閉止	6名	
宿直当番者	・対策本部長が出勤するまで防災組織の全体指揮、社外通報連絡を行う。（事故状況の把握、警報監視を含む）	1名	管理職以上
安全管理課員 (放射線管理班)	・屋外退避者点呼 ・放射線監視（汚染管理）	1名	転換工程作業時常駐
警備員 (放射線管理班)	・要員の招集（エマージェンシーコール） （HF濃度モニタリング対応）	1名	
防災組織要員 (約3km圏内居住者の要員) ・設備技術班	・施設の状況把握 ・散水、目張り（現場指揮者）	2名	夜間における出動確認訓練の実績では初動対応に左記人数の2倍以上の要員が参集できる見込み。
・防災班	・散水、目張り（作業員）	5名	
・放射線管理班	・放射線モニタリング	1名	
合計		17名	

(表-2は22-31参照)

(SQAS-11「非常時の措置標準」)
別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備

図-2 転換工場の夜間作業時における初動対応要員体制

表-1 UF₆漏えい初動対応における最少必要人員（夜間作業時）

要員	活動内容	必要人数	備考
転換責任者・従事者 (発災部門班長及び班員)	・生産設備停止、気体廃棄設備停止 ・退避者点呼（一時退避場所） ・要救助者の救助、シリンダバルブ閉止	6名	
宿直当番者	・対策本部長が出勤するまで防災組織の全体指揮、社外通報連絡を行う。（事故状況の把握、警報監視を含む）	1名	管理職以上
安全管理課員 (放射線管理班)	・屋外退避者点呼 ・放射線監視（汚染管理）	1名	転換工程作業時常駐
警備員 (放射線管理班)	・要員の招集（エマージェンシーコール） （HF濃度モニタリング対応）	1名	
防災組織要員 (約3km圏内居住者の要員) ・設備技術班	・施設の状況把握 ・散水、目張り（現場指揮者）	2名	夜間における出動確認訓練の実績では初動対応に左記人数の2倍以上の要員が参集できる見込み。
・防災班	・散水、目張り（作業員）	5名	
・放射線管理班	・放射線モニタリング	1名	
合計		17名	

(表-2は22-31参照)

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
			赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：保安規定を受けて改訂する箇所 黒字：既規定文書 アンダーライン：事業許可該当箇所
22-37	251	UF ₆ の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・UF ₆ の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・UF ₆ の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順。
22-38	251	加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類(プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無)、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類(プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無)、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類(プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無)、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。
22-39	251	UF ₆ の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF ₆ 、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHF(以下「気体状のUF ₆ 等」という。)の拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・UF ₆ の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF ₆ 、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHFの拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・UF ₆ の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF ₆ 、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHFの拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準。
22-40	251	事故対処において、安全を最優先で対応する方針	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・事故対処において、安全を最優先で対応する方針。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・事故対処において、安全を最優先で対応する方針。
22-41	251	現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順。
22-42	251	事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を適正化した手順	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を明確化した手順。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を明確化した手順。
22-43	251	大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順。
22-44	251	火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することを、予め手順書において明確にする。	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することの手順。	(SQAS-11「非常時の措置標準」) 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 ・火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することの手順。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等																																																																																																																																																											
22-45	251	<p>事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。</p>	<p>「添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」</p> <p>1.3 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>記載例</p> <p>別表第20 防災資機材一覧（第92, 91, 100, 118条関係）</p> <table border="1" data-bbox="736 720 1635 1602"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>配備数</th> <th>配備/設置場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">防護具類</td> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>HF吸収缶付き半面マスク</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ゴーグル</td> <td>必要人数分</td> <td>A,B(*1)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>化学防護服(耐HF仕様)</td> <td>6個（予備2個含む）</td> <td>A,H,E</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>簡易化学防護服</td> <td>12組（予備2組含む）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信連絡用</td> <td>無線機</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>一斉放送設備</td> <td>1式</td> <td>G</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用携帯電話</td> <td>4台</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、充電</td> </tr> <tr> <td>化学防護服用イヤホン</td> <td>2個</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他器材</td> <td>車輪付担架</td> <td>2台（予備1台含む）</td> <td>B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>携行HF検知器</td> <td>8台（予備1台含む）</td> <td>C,D,B</td> <td>1回/月 1回/年</td> <td>外観、負数 機能</td> </tr> <tr> <td>HFガス採取器(測定用)</td> <td>1式</td> <td>C,D,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>目張り用消耗品一式</td> <td>1式</td> <td>A,B,H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>圧迫工具</td> <td>2台</td> <td>H</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>ボイスレコーダー</td> <td>1台</td> <td>G</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数、機能</td> </tr> <tr> <td>脚立</td> <td>3台</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>エタノール溶液</td> <td>1本</td> <td>J</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>ペロキシール点眼液</td> <td>1箱</td> <td>J</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td>カルチコール注射液</td> <td>1箱</td> <td>J</td> <td>1回/年</td> <td>負数・期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">火災対応</td> <td>可搬消防ポンプ（軟管含む）</td> <td>2台</td> <td>J</td> <td>1回/月 1回/6月</td> <td>外観、負数 機能</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース、ホースノズル（管巻）</td> <td>5本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>消防服</td> <td>15着</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>粉末消火器</td> <td>10型：13本、20型：1本</td> <td>A,B(*2)</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤</td> <td>17本（20リットル）</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>泡消火剤専用ノズル（管巻）</td> <td>2本</td> <td>A,B</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>大型消火器</td> <td>100型：1本、50型：8本</td> <td>J</td> <td>1回/月</td> <td>外観、負数</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>1式</td> <td>J</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>4ヶ所</td> <td>J</td> <td>1回/6月</td> <td>機能</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>1台</td> <td>A</td> <td>1回/年</td> <td>機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、負数	通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年	機能	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数	その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、負数	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、負数	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、負数	圧迫工具	2台	H	1回/月	外観、負数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、負数	エタノール溶液	1本	J	1回/年	負数・期限	ペロキシール点眼液	1箱	J	1回/年	負数・期限	カルチコール注射液	1箱	J	1回/年	負数・期限	火災対応	可搬消防ポンプ（軟管含む）	2台	J	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能	消防用ホース、ホースノズル（管巻）	5本	A,B	1回/月	外観、負数	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、負数	泡消火剤専用ノズル（管巻）	2本	A,B	1回/月	外観、負数	大型消火器	100型：1本、50型：8本	J	1回/月	外観、負数	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月	機能	防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月	機能	酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.3 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF6漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p>
種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容																																																																																																																																																										
防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																										
	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
通信連絡用	無線機	1台	G	1回/年	機能																																																																																																																																																										
	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能																																																																																																																																																										
	化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電																																																																																																																																																										
	化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能																																																																																																																																																										
	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	目張り用消耗品一式	1式	A,B,H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	圧迫工具	2台	H	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能																																																																																																																																																										
	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	エタノール溶液	1本	J	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																										
	ペロキシール点眼液	1箱	J	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																										
	カルチコール注射液	1箱	J	1回/年	負数・期限																																																																																																																																																										
火災対応	可搬消防ポンプ（軟管含む）	2台	J	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能																																																																																																																																																										
	消防用ホース、ホースノズル（管巻）	5本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	消防服	15着	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	泡消火剤専用ノズル（管巻）	2本	A,B	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	大型消火器	100型：1本、50型：8本	J	1回/月	外観、負数																																																																																																																																																										
	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月	機能																																																																																																																																																										
	防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月	機能																																																																																																																																																										
酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能																																																																																																																																																											
22-46	252	<p>UF6の特性及びUF6の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれのある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的実施する。</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>・UF6の特性及びUF6の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれのある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的実施する。</p>	<p>(SQAS-11「非常時の措置標準」)</p> <p>別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>・UF6の特性及びUF6の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれのある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的実施する。</p>																																																																																																																																																											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可から保安規定に反映すべき内容	保安規定関連条項	関連下部標準等
22-47	252	訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。	<p>赤字：7/26 変更認可申請事項 青字：補正申請事項 黒字：既保安規定 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育・訓練の実施 <u>・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</u></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育・訓練の実施 <u>・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</u></p>
22-48	252	事故対処に使用する資機材等の繰り返し取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時対応訓練を行う。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育・訓練の実施 <u>・事故対処に使用する資機材等の繰り返し取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</u></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育・訓練の実施 <u>・事故対処に使用する資機材等の繰り返し取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</u></p>
22-49	添7-19	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定めるものとする。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 <u>管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる以下の事項を含む標準書を整備する。</u></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備 <u>管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる以下の事項を含む標準書を整備する。</u></p>
22-50	添7-19	また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備するものとする。当該手順書に従って活動を行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応 <u>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</u></p>	<p>（SQAS-11「非常時の措置標準」） 別紙1 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応 <u>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</u></p>